

第1回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 次第

日時:令和5年8月10日(木) 13時～

会場:田原市役所 講堂

1 委員自己紹介

2 委員長選出

3 事務局説明

(1) 田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について 資料1

(2) 将来人口について 資料2

(3) 災害リスクの分析と課題の整理について 資料3

4 その他

第1回田原市都市計画マスタープラン等改定委員会 出席者名簿

【委員】

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	
	杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	
各種団体	今泉 隆一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長	
	中川 博文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長	
	山本 五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長	
	木村 敏和	清田校区コミュニティ協議会 会長	
	斎藤 健司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)	
	小野 全子	公益社団法人 愛知建築士会	
交通事業者	荒島 丈博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長	
行政機関	伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長	【代理】 課長補佐 富永 正輝
	村田 卓則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監	
	鈴木 洋充	田原市 都市建設部 部長	
	河合 欽史	田原市 防災局 防災対策課 課長	

田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について

本市では、平成21年3月に「田原市都市計画マスタープラン」を策定し、その後に、本格的な人口減少・少子化時代の到来に対して、人口減少をできる限り抑制するとともに、より一層災害に強いまちづくりに取り組むため、平成28年3月に「改定版 田原市都市計画マスタープラン」を策定し、さらに、令和2年3月に都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、「田原市立地適正化計画」を策定しました。

これらの計画に基づき都市づくりを進めてきましたが、①人口減少が予測より進んでいる状況であること ②令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、土砂災害や水害に対して、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策を計画的かつ着実に講じるため、「防災指針」を立地適正化計画に定めるよう位置付けられたこと ③新たに河川氾濫や高潮による浸水想定が公表され災害リスクを分析する必要が生じたことなどにより、両計画について一部見直し（改定）を行うこととしました。

見直しに当たっては、計画の理念や目標などの方向性や目標年次は基本的には変更せず、上位計画である現在改定作業中の田原市総合計画と整合性を図り、現況に合わせた見直しを行います。

(1) 改定のポイント

① 改定版 田原市都市計画マスタープラン[平成28年3月] 計画期間8年目

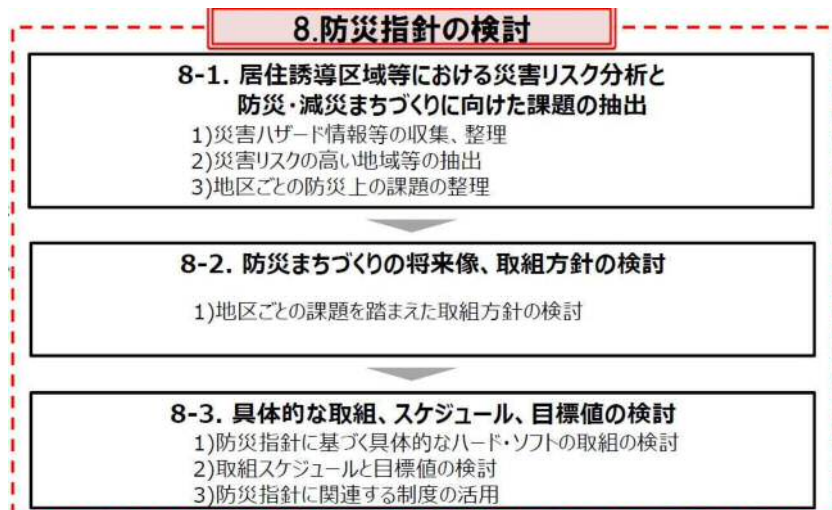
- 推計人口及び目標人口の下方修正が見込まれる中、将来都市フレームの設定から市街化区域拡大候補地の考え方の整理（現計画42～44頁）
- ネットワーク形成の方針となる将来都市構造図の更新（現計画48,49頁）
- 人口減少における市街化調整区域内の居住のあり方の整理（現計画53頁）
- 立地適正化計画における防災指針の反映

② 田原市立地適正化計画[令和2年3月] 計画期間4年目

- 計画策定後に法改正により定められた防災指針の策定
- 新たに示された災害情報（高潮及び洪水による浸水予想）を受けた災害対応の更新及び誘導区域の設定方針の整理

(防災指針について)

- ・ 立地適正化計画については、国が定める「都市計画運用指針」や「立地適正化計画作成の手引き(防災指針のガイドライン)」等に基づき、防災指針の内容を盛り込みます。
- ・ 具体的には、田原市における災害リスク分析を行い、防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出を踏まえた居住誘導区域を設定し、誘導区域内外の防災・減災対策の取組方針等を示します。



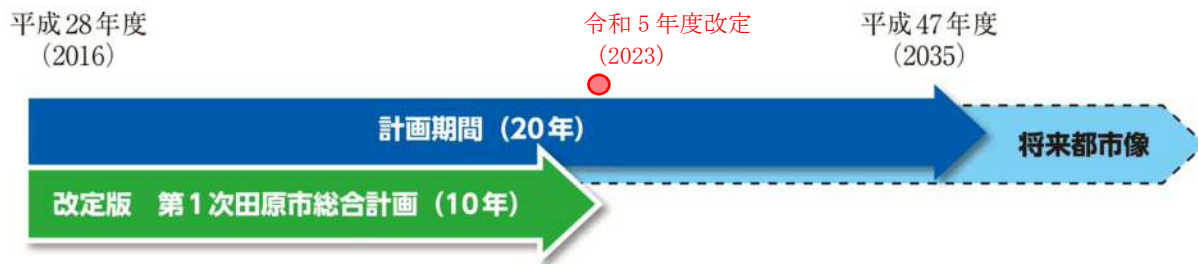
◀ 防災指針の検討

出典：立地適正化計画作成の手引き
(令和5年3月改定) 国土交通省

改定版 田原市都市計画マスタープラン [平成 28 年 3 月] の概要

目標年次

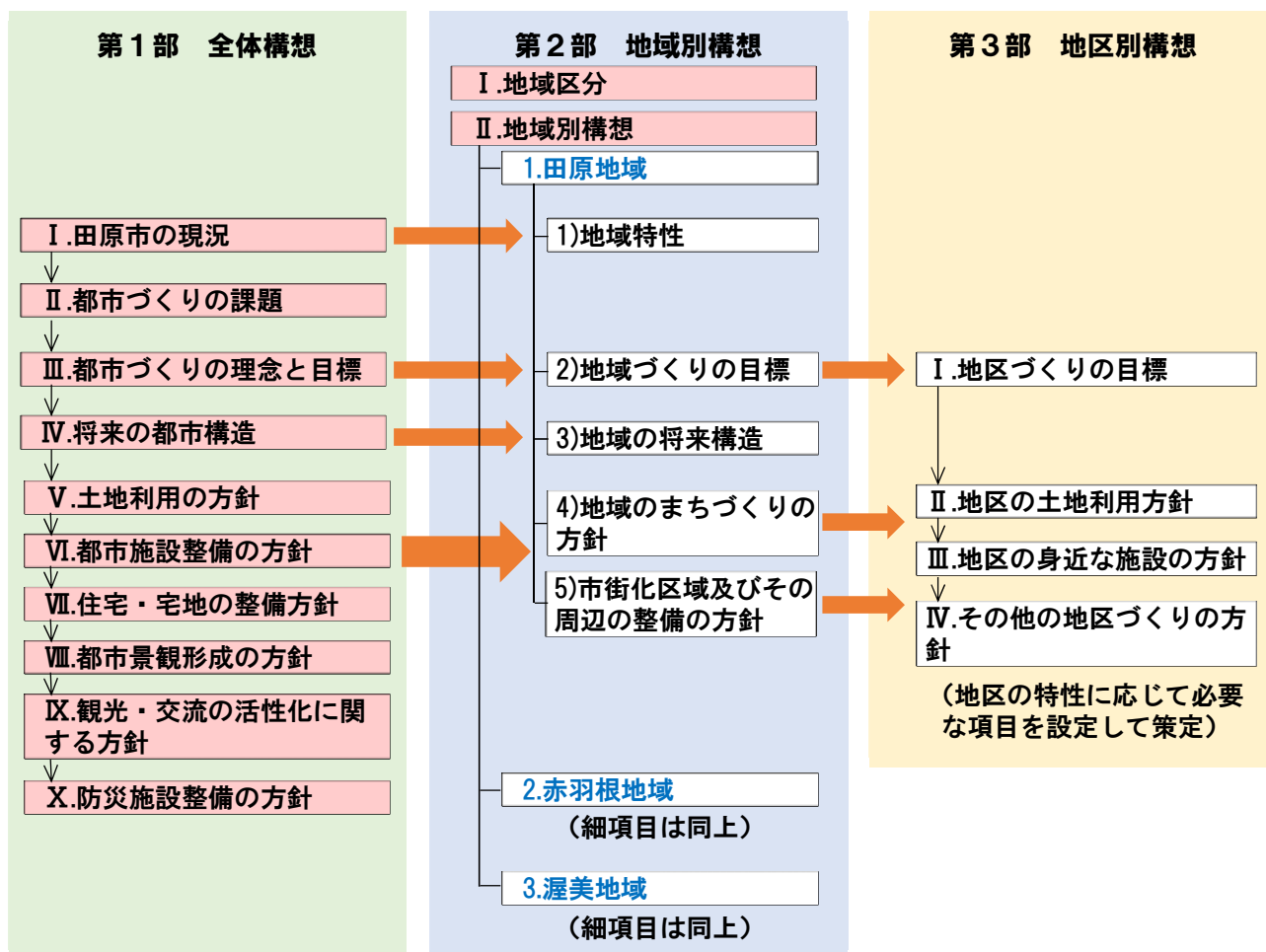
本計画の計画期間は平成 28 (2016) 年度～平成 47 (2035) 年度と定めますが、今後の社会情勢の変化や上位計画等に変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



計画の構成

本計画は、市全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と、地域の特性を活かした「地域別構想」、及び校区程度の地区単位で定める「地区別構想」で構成します。

ただし、地区別構想は、今後住民等が主体となって随時定めていくものであり、本マスタープランでは、全体構想及び地域別構想を下図の構成で整理するとともに、地区別構想策定の仕組みや考え方などについて示します。



都市づくりの理念

まち まち 街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

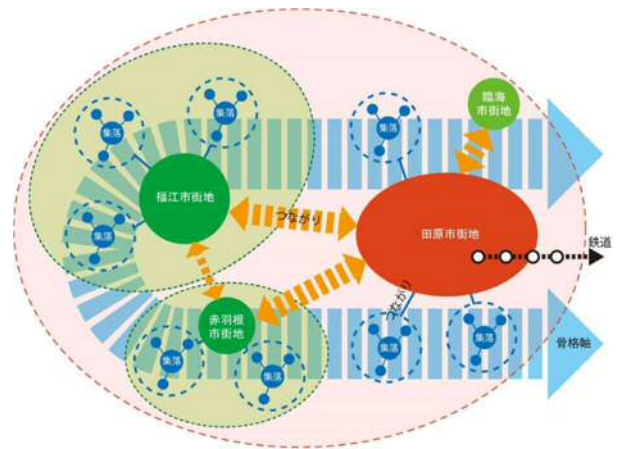
本市の「街」（市街地）は、すでに比較的コンパクトに形成されています。今後の都市づくりは、「街」（市街地）と「町」（集落）を効率的につなぐネットワークを構築するとともに、それぞれの個性を活かすことで活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

都市づくりの方向性

【現計画 38, 39 頁】

本市の都市づくりは、市街地と集落等が機能を適切に分担しながらネットワークによって繋がれ、それぞれが共に生き続けられる多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。

- ① 4つの市街地の役割分担
- ② 市街化調整区域の集落への対応
- ③ 道路軸の活用
- ④ 多様な交通体系の活用
- ⑤ 鉄道駅周辺の土地利用



将来の都市構造

【現計画 48, 49 頁】



将来都市構造図

田原市立地適正化計画 [令和 2 年 3 月] の概要

目標年次

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つことから、目標年次を、改定版田原市都市計画マスタープランと同じ 2035 年度までの期間とします。

目標年次： 2035 年度（令和 17 年度）

都市の将来像

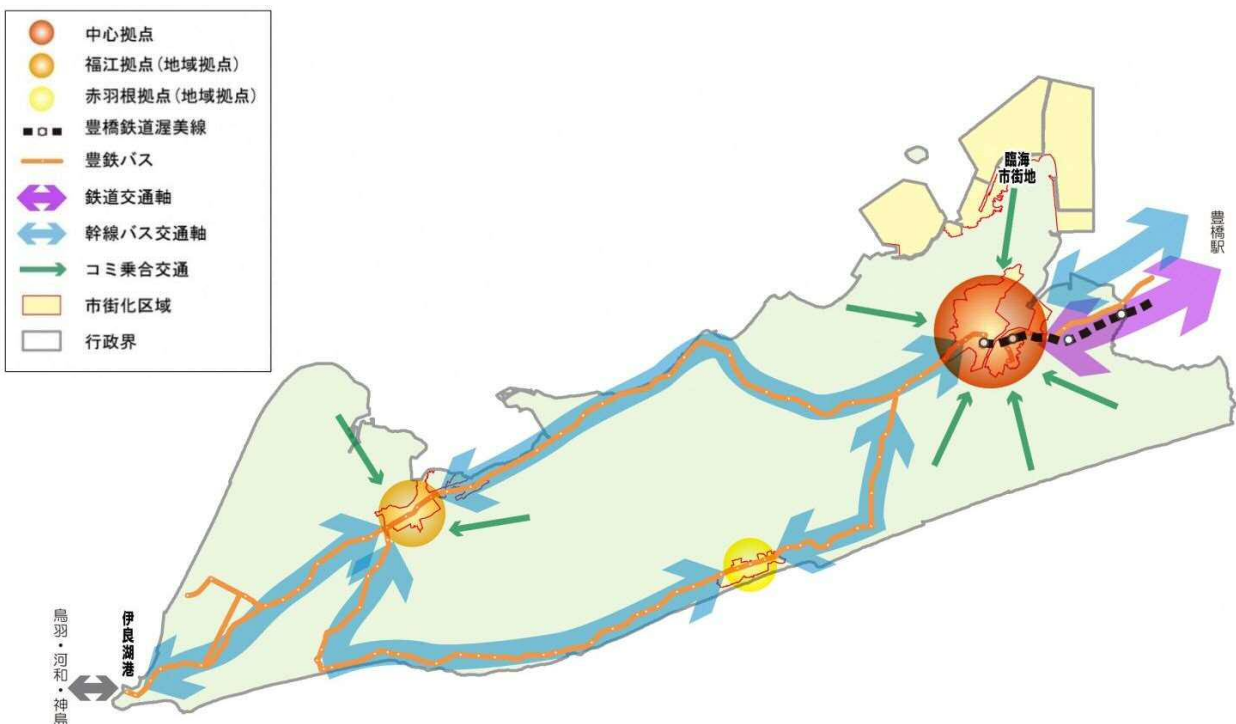
まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

目標年次同様、改定版田原市都市計画マスタープランの理念を踏襲します。

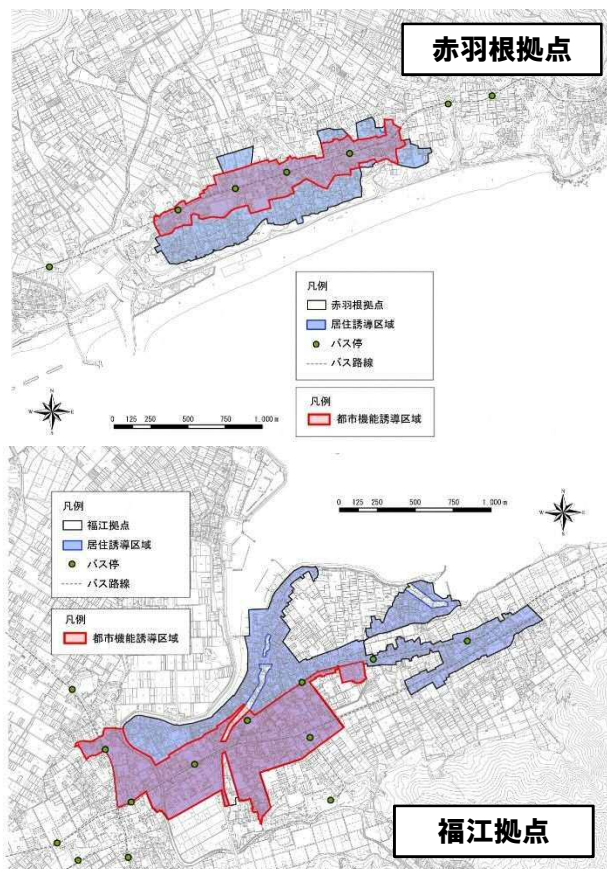
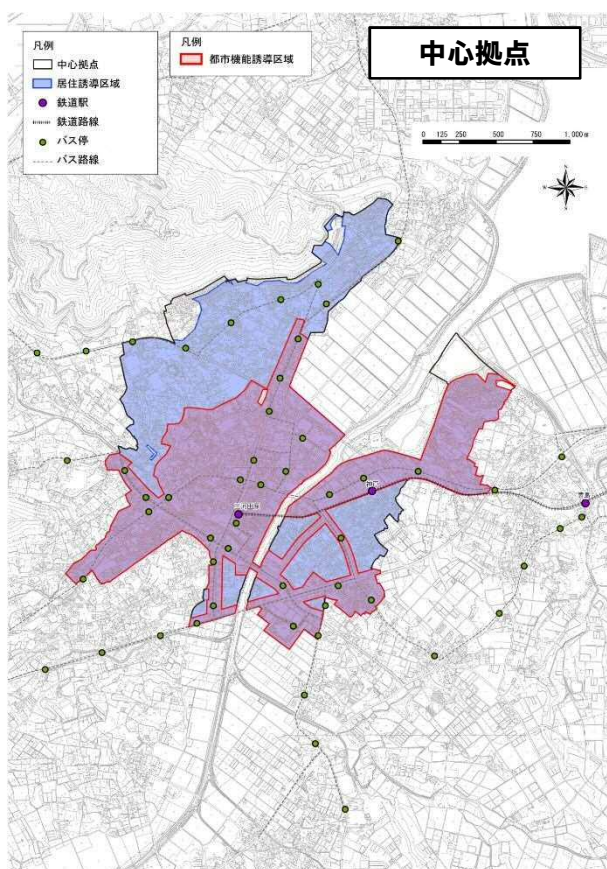
まちづくりの目標

- 目標① 地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点（市街地）づくり
- 目標② 集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり
- 目標③ 災害等に対応した安心・安全なまちづくり
- 目標④ 歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり

目指すべき都市の骨格構造(公共交通軸)



居住誘導区域・都市機能誘導区域



誘導施設

- ◆誘導 (赤字)：新たに誘導を図るべき施設
- ◆維持 (黒字)：現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設
- ◆維持・充実 (青字)：現在立地している施設の維持に加え、更に充実 (誘導) すべき施設

誘導施設	中心拠点 (田原市街地)	地域拠点	
		赤羽根拠点	福江拠点
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・図書館 ・博物館 ・総合体育館 ・民俗資料館	・図書館	・図書館
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	—
③商業施設	・スーパーマーケット※ (食料品・衣料品) 500㎡以上	・スーパーマーケット (食料品・衣料品) 500㎡以上	・スーパーマーケット (食料品・衣料品) 500㎡以上
	・商業施設 1,000㎡以上	—	・商業施設 1,000㎡以上
④医療施設	・病院 (20床以上)	—	・病院 (20床以上)
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	—
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

※食料品又は衣料品売場を含む店舗面積 500㎡以上の施設

(2) 計画改定スケジュール

改定委員会(予定)	その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1回 改定委員会【8月10日】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定について ・将来人口について ・災害リスクの分析と課題の整理について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2回 改定委員会【10月12日】 <p>【都市計画マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりの課題について(全体構想) ・将来都市構造について(全体構想) ・将来都市フレームについて(全体構想) <p>【立地適正化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域等の設定(素案)について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3回 改定委員会【11月 日】 <p>【都市計画マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各方針について(全体構想) <p>【立地適正化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域等の設定(案)について ・防災・減災対策について ・防災・減災の目標設定 ・立地適正化計画の基本方針について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第4回 改定委員会【12月 日】 <p>【都市計画マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想について <p>【立地適正化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設について ・誘導施策について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第5回 改定委員会【2月 日】 <p>【都市マスタープラン】【立地適正化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第6回 改定委員会【3月 日】 <p>※必要に応じて書面開催を予定</p> </div>	<p>・改定案作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> パブリックコメント【2月頃】 </div> <p>・改定案の修正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 都市計画審議会【3月 日】 </div>

将来人口について

目 次

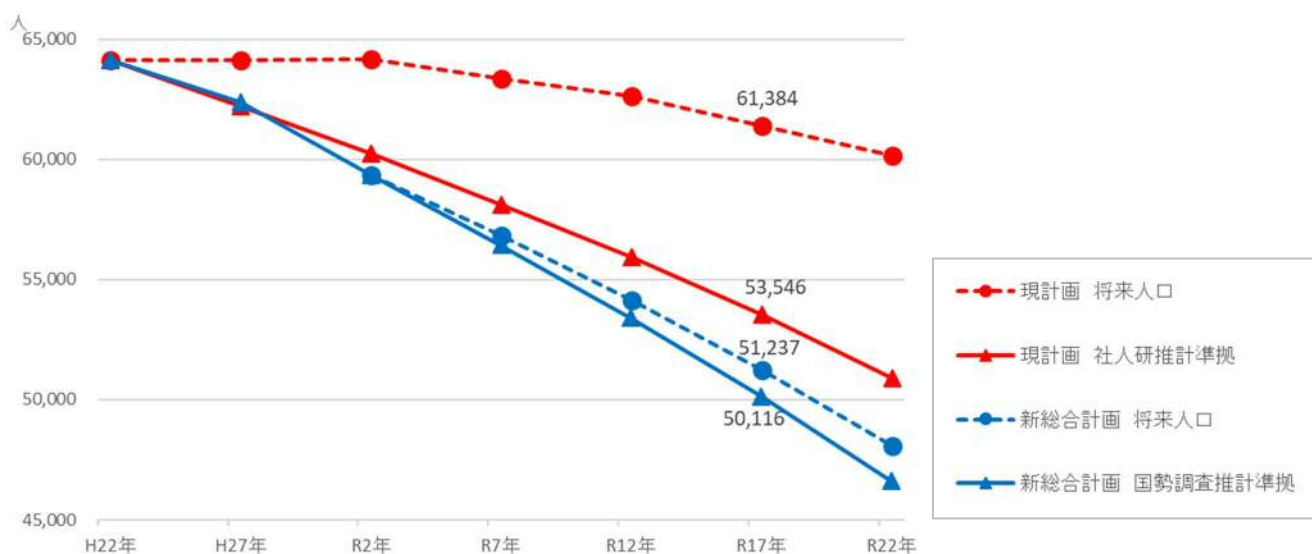
1	将来人口の見通し.....	1
2	人口密度の見通し.....	3

将来人口の見通し

1 将来人口の見通し

現行の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における将来人口は、令和 17 年(2035 年)時点で、現状のまま対策を講じない場合の推計人口が 53,546 人(国立社会保障人口問題研究所(社人研)推計準拠)に対して、「人口ビジョン(H27 年)」で設定した目標人口である 61,384 人を人口フレームとしています。

しかしながら、第 2 次田原市総合計画における令和 2 年国勢調査結果等を踏まえた将来人口は、令和 17 年(2035 年)時点で、現状のまま対策を講じない場合の推計人口 50,116 人(国勢調査ベースで推計)に対して、51,237 人としています。



	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)
現計画 将来人口※1	64,119	64,123	64,162	63,374	62,647	61,384	60,157
現計画 社人研推計準拠※2	64,119	62,197	60,241	58,107	55,909	53,546	50,885
新総合計画 将来人口※3	-	-	59,360	56,812	54,142	51,237	48,060
新総合計画 国勢調査推計準拠※4	64,119	62,364	59,360	56,417	53,376	50,116	46,590

※1 社人研推計準拠をベースに、合計特殊出生率が上昇した場合のシミュレーション

※2 社人研による推計(H17 から H22 の人口動向を勘案した推計)

(※1 及び 2 は田原市人口ビジョン(H27 年)資料による)

※3 国勢調査推計準拠をベースに、合計特殊出生率が上昇し、若年層移動率の減少率を抑制した場合のシミュレーション

※4 国勢調査人口(H27 及び R2)をベースに、H27 から R2 までの移動率を踏まえたコーホート要因法による独自推計

(※3 及び※4 は第 2 次田原市総合計画策定関係資料による)

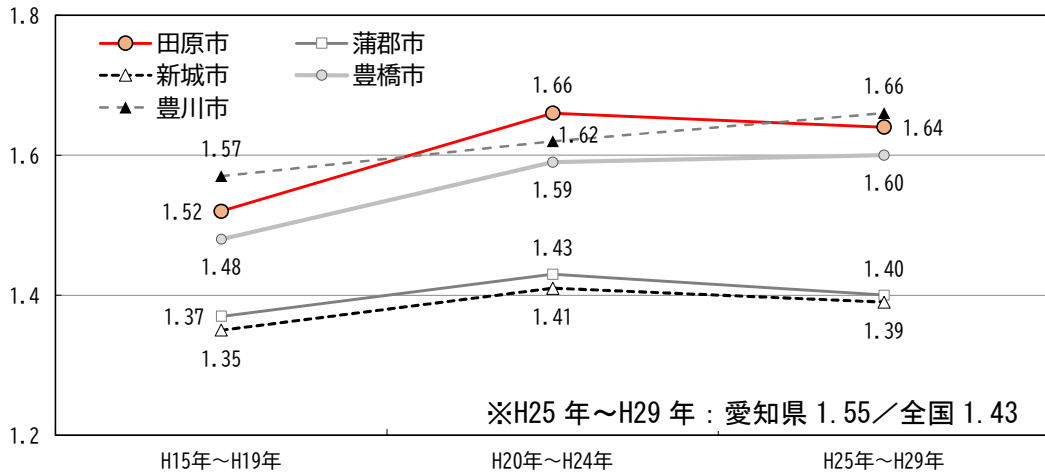
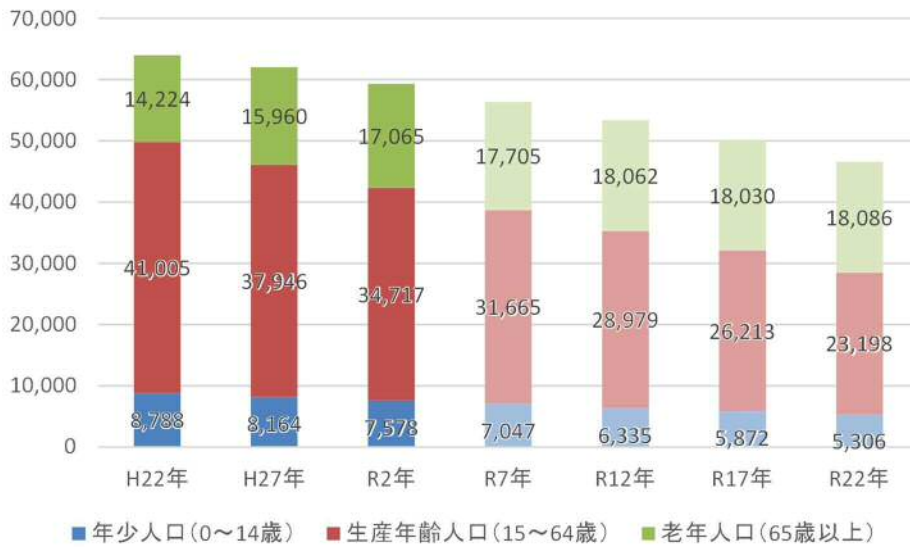


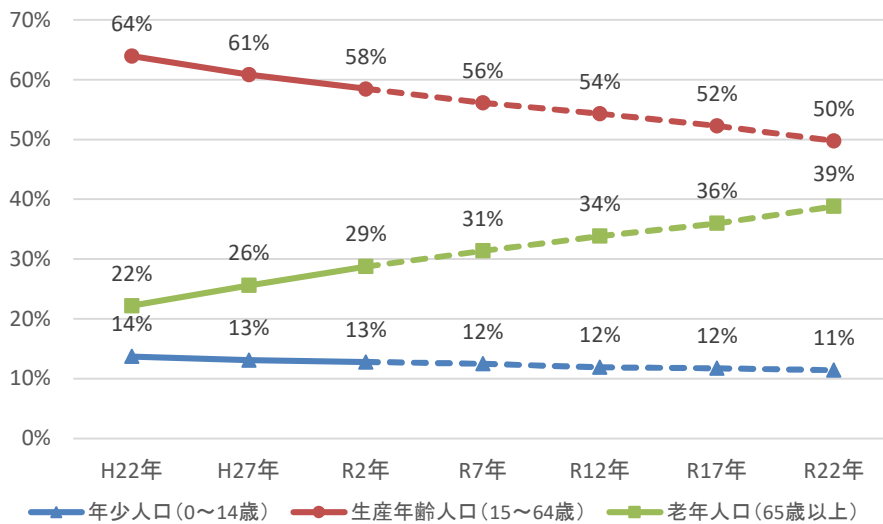
図 合計特殊出生率の東三河エリアの市との比較（人口動態保健所・市区町村別統計）



※R2までは国勢調査結果、R7以降は推計値

図 年齢3区分別人口の推移(新たな人口推計(総合計画))

新総合計画の推計人口(国勢調査推計準拠)においては、年齢3区分別人口の割合を見ると、老年人口が年々増加している一方で、生産年齢人口が大きく減少しています。



※R2までは国勢調査結果、R7以降は推計値

図 年齢3区分別割合の推移(新たな人口推計(総合計画))

2 人口密度の見通し

国勢調査による小地域人口及び新たな人口推計を基に推計した小地域ごとの将来人口を、建物等が存在する100mメッシュに按分して算出した人口密度を以下に示します。

人口密度に着目すると、令和2年に1haあたり40人以上の人口密度であった地区の内、約4割が令和17年には1haあたり40人を下回る人口密度となっています。

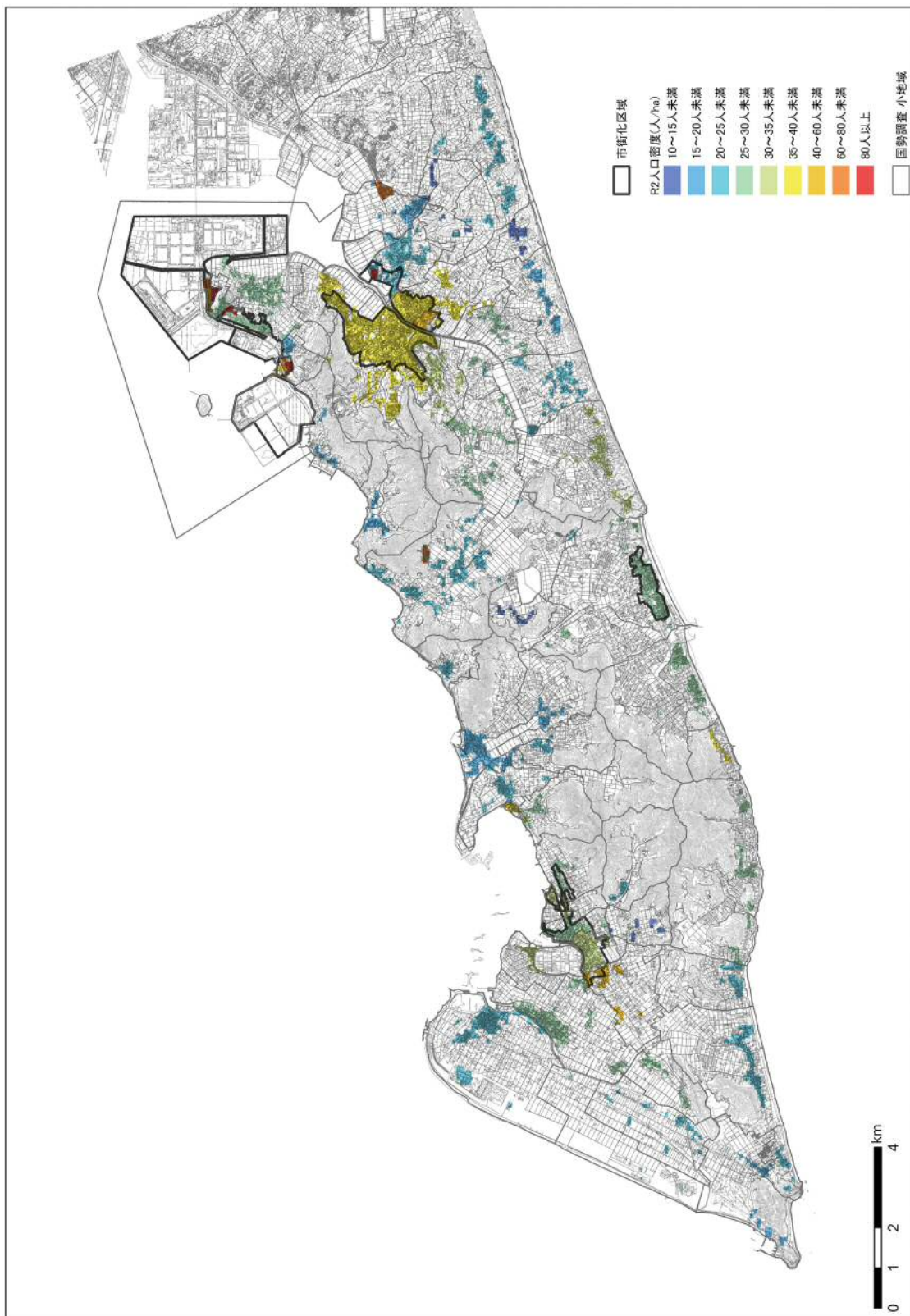


図 人口密度(令和2年)

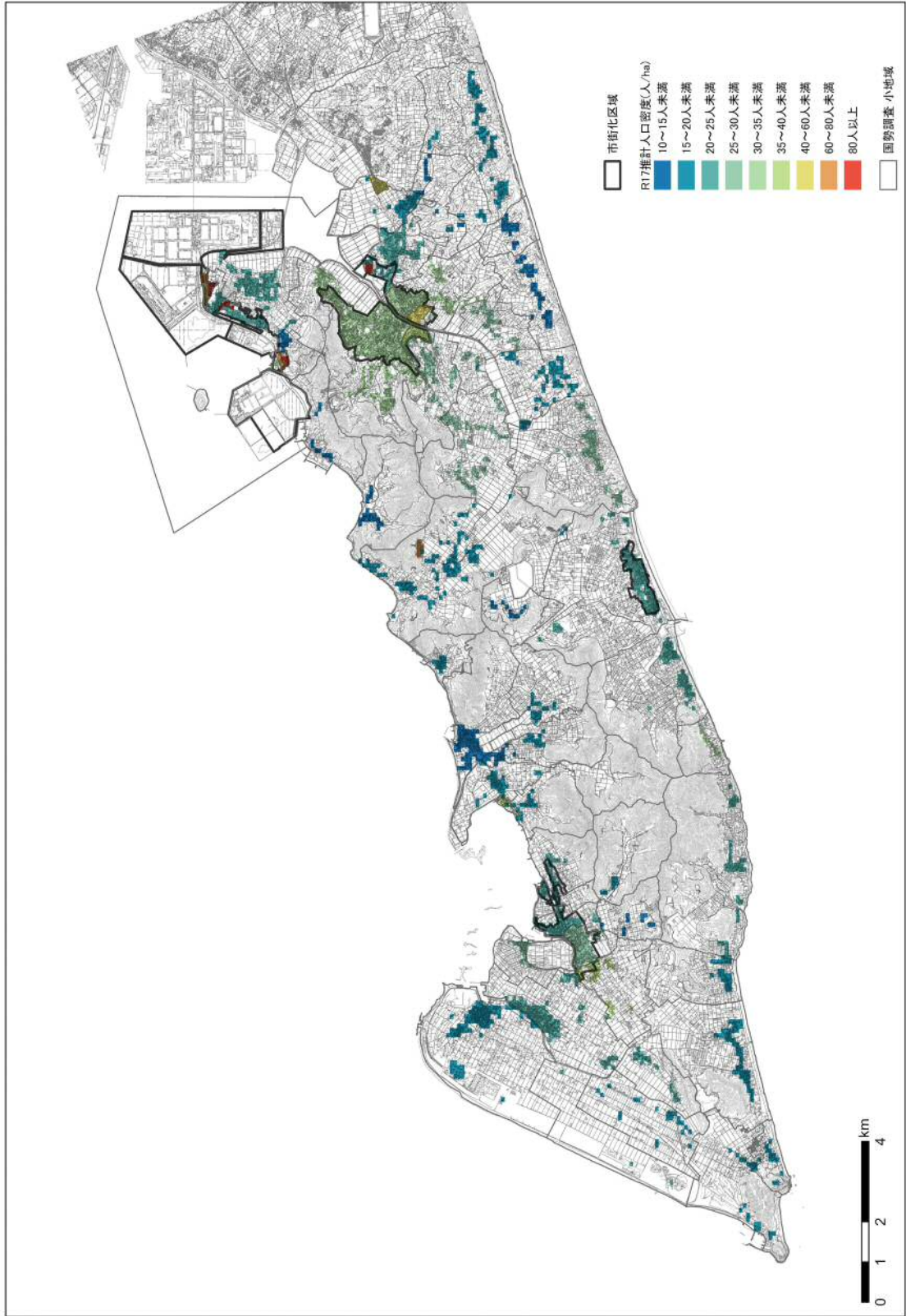


図 人口密度(令和 17 年推計)

人口密度の変化に着目すると、市街化区域については福江市街地が令和2年から令和17年までに1haあたり6.3人の減少と、人口減少が早く進む想定となっています。一方で赤羽根市街地においては、1haあたり3.9人の減少にとどまり、市街化区域の中では最も緩やかに人口減少が進む想定となっています。

市街化調整区域については、この10年程で新たな住宅建築が進んで地区においては、1haあたり1人未満の人口増加が想定されています。一方で、その他の地区では人口減少が進むと想定され、1haあたり10人程度の減少が想定される地区もあります。

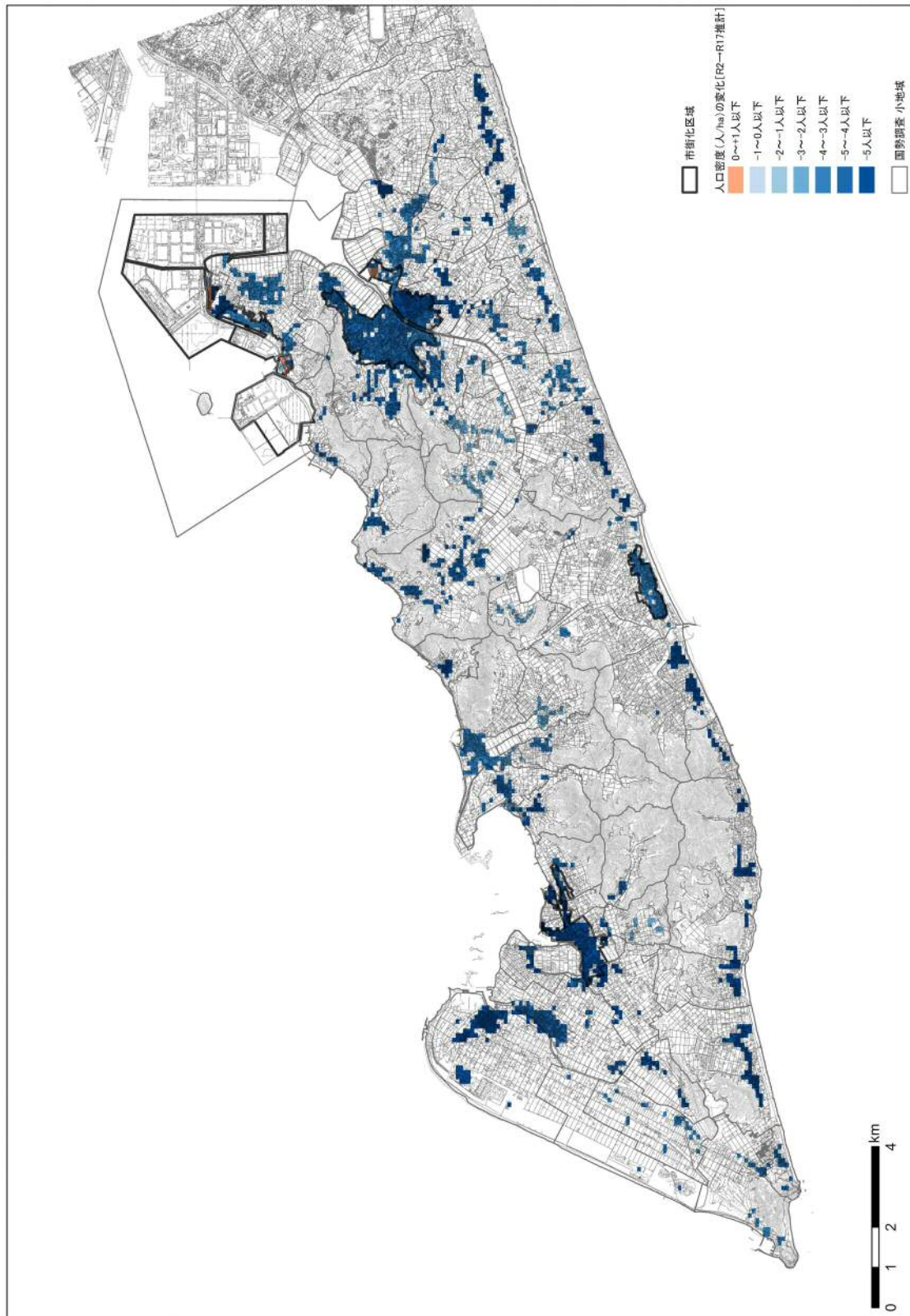


図 人口密度の変化(令和2年から令和17年推計まで)

災害リスクの分析と課題の整理について

目 次

1 分析に用いる災害ハザード情報.....	1
(1) 洪水による浸水被害.....	1
(2) 高潮による浸水被害.....	10
(3) 津波による浸水被害.....	16
(4) 土砂災害による被害.....	19
2 災害を被る都市の情報.....	23
3 災害リスクの分析.....	29
(1) 災害リスク分析の視点.....	29
(2) 災害リスクの評価.....	30
4 課題の整理.....	71

1 分析に用いる災害ハザード情報

分析で用いる本市の災害想定を示します。なお、本市には田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地及び福江市街地の4つの市街化区域が指定されています。災害リスクについては、これら4つの市街化区域に着目して確認します。(なお、以下では4つの市街化区域の総称を「市街地」とします。)また、市街化調整区域においては、コミュニティ協議会(旧小学校区)を基礎とした地区に着目して確認します。

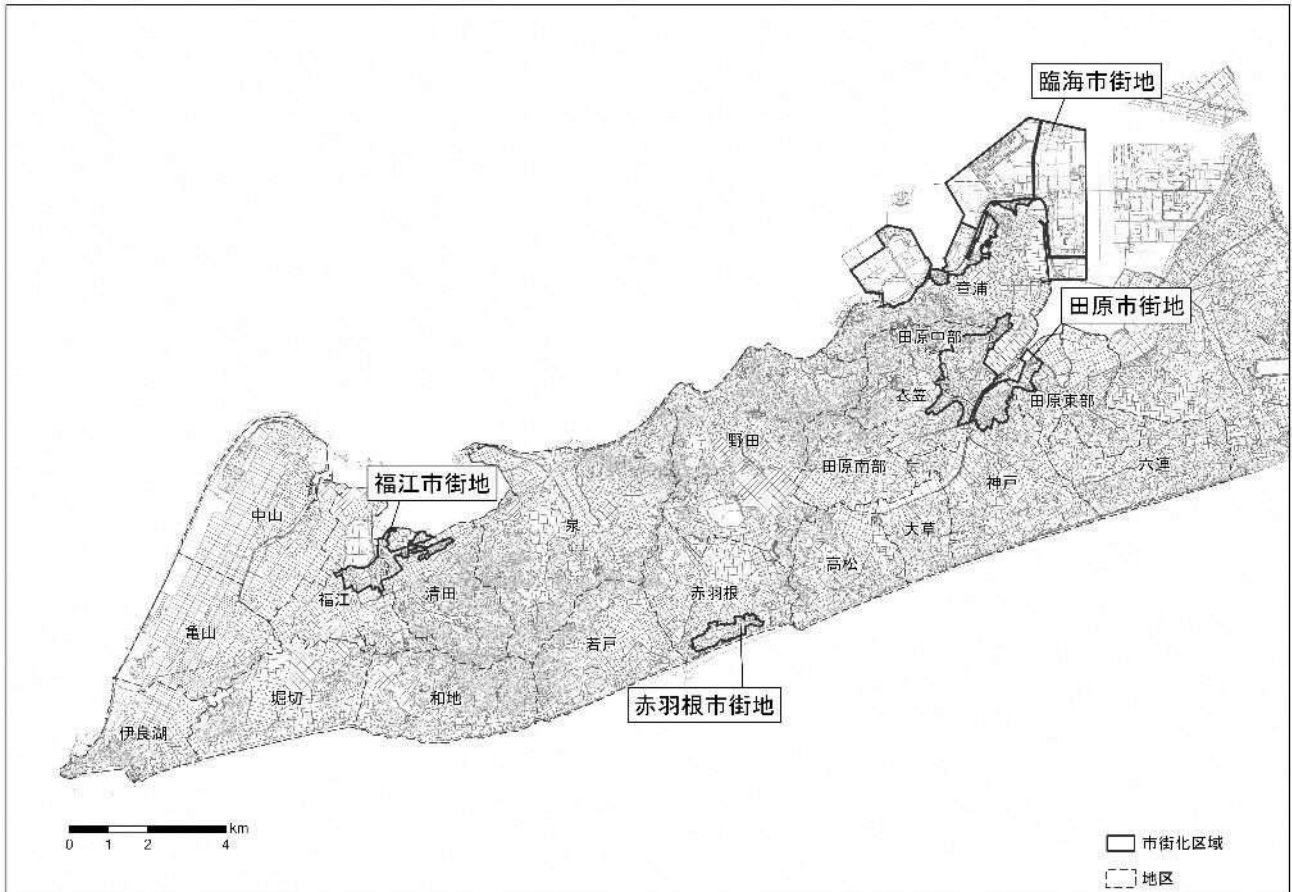


図 1 市街化区域と地区

(1) 洪水による浸水被害

市域に流れる河川のうち、次の河川について大雨により河川が氾濫した際の被害予想を用います。

項目	内容	
対象河川	汐川、清谷川、庄司川、宮川、青津川、大日川、蜷川、池尻川、精進川、 天白川、免々田川、新堀川、今堀川、今池川	
災害の規模	想定最大規模[L2]: 発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨 (発生頻度 1,000 年以上に 1 度程度) (例: 汐川の 24 時間総雨量 821 mm)	計画規模[L1]: 河川整備に関する計画で安全に流下させる目標とした洪水の規模 (発生頻度 汐川は 50 年に 1 度程度、 他の河川は 30 年に 1 度程度) (例: 汐川の 24 時間総雨量 290 mm)
災害情報	浸水深、浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深
出典	愛知県浸水予想図(令和 4 年 3 月 25 日愛知県公表)	

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2])]

田原市街地の汐川等の周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね1~2mの浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2~3mの浸水が想定されています。福江市街地では概ね1~2mの浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区には3~5m、大草地区、衣笠地区、野田地区、高松地区及び泉地区では2~3mの浸水が想定される箇所があり、亀山地区、中山地区、福江地区及び清田地区では概ね2m未満の浸水が想定されています。

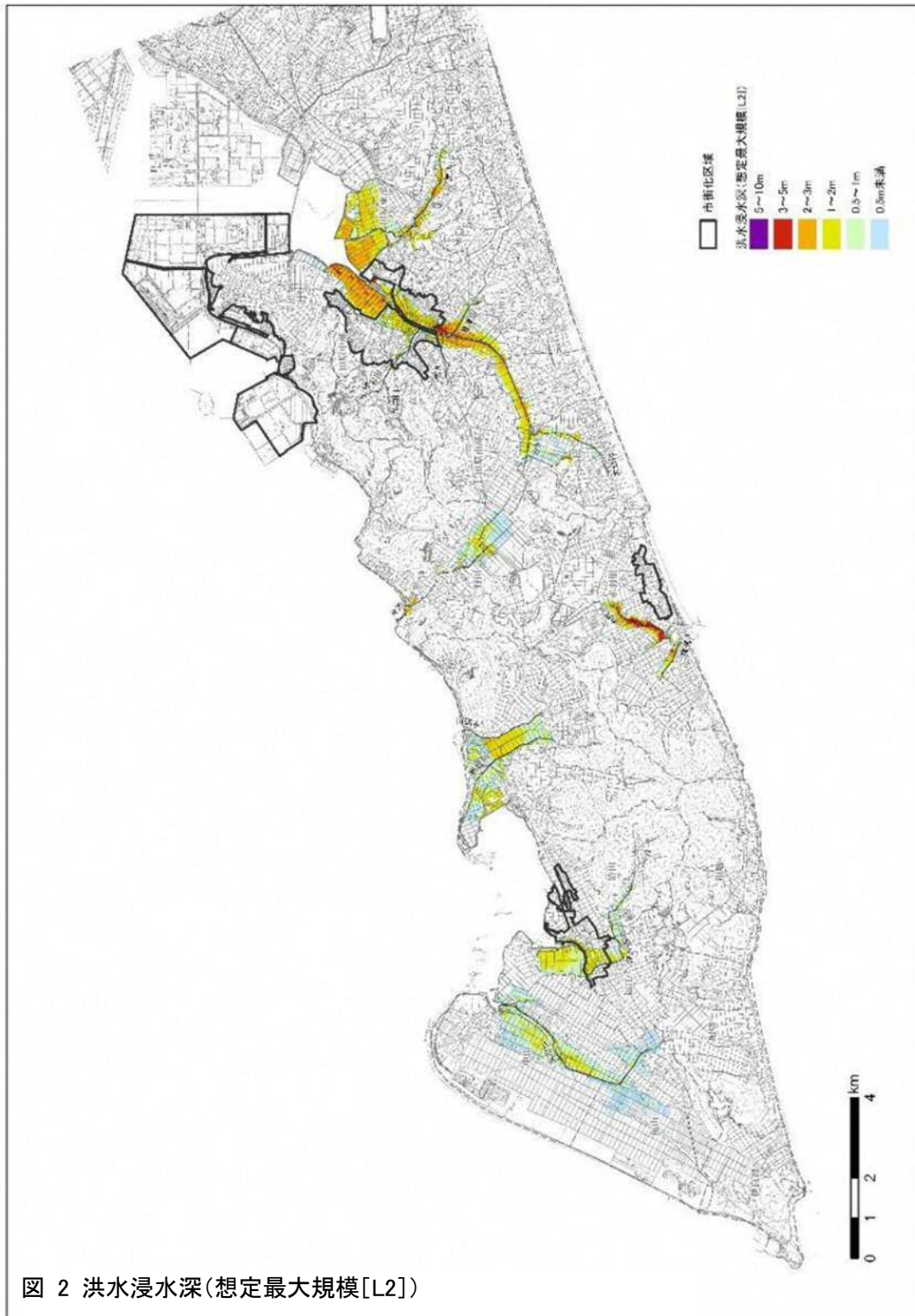


図 2 洪水浸水深(想定最大規模[L2])

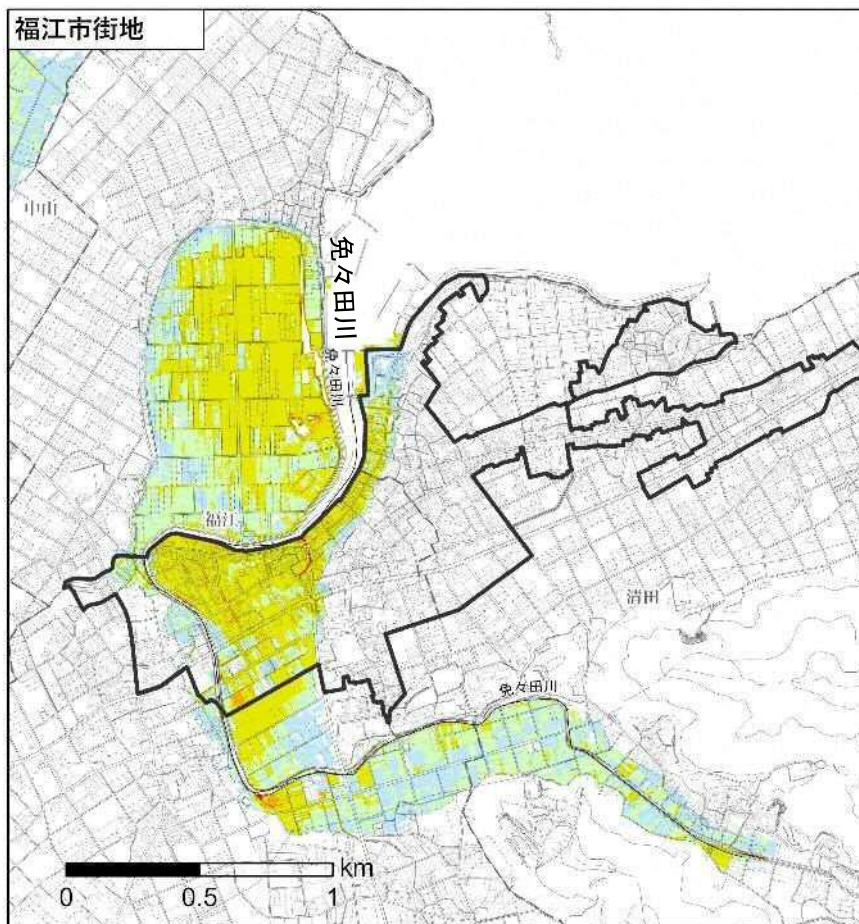
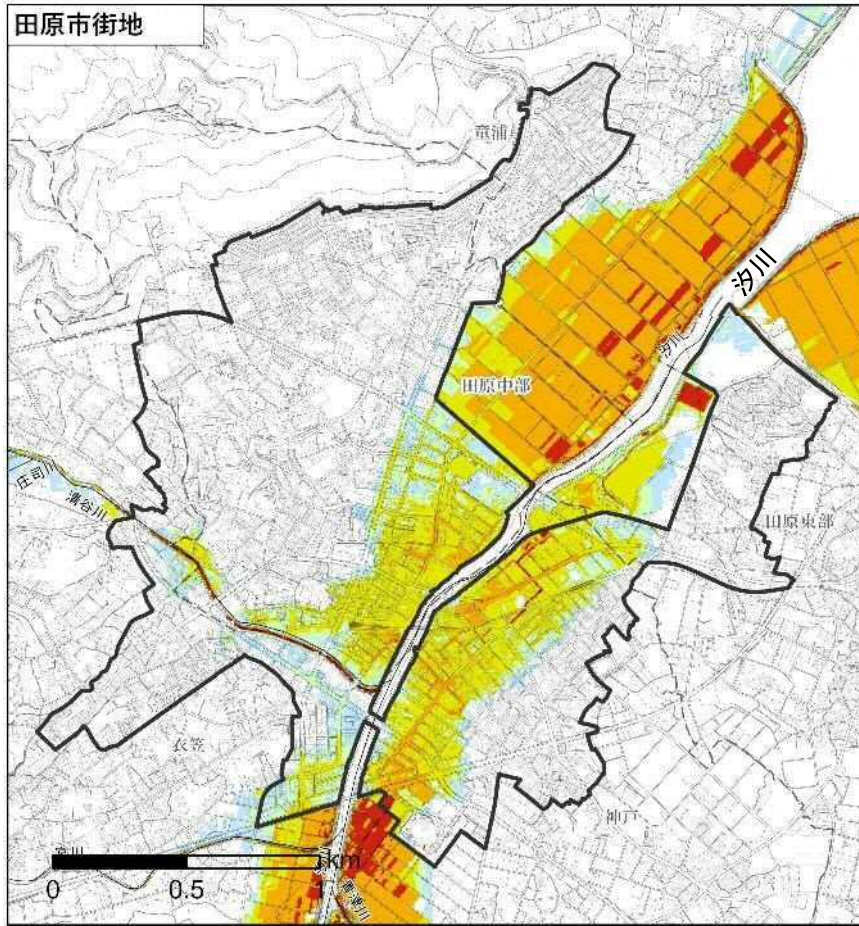


図 3 洪水浸水深(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 浸水深(計画規模[L1])]

田原市街地の汐川周辺や福江市街地の免々田川周辺で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 0.5m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 0.5~1m の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、大草地区及び高松地区では概ね 2m 未満の浸水が想定されていますが、蜷川及び汐川周辺で 2m 以上の浸水が想定されている箇所があります。また、衣笠地区、野田地区、高松地区、赤羽根地区、若戸地区、亀山地区、中山地区、福江地区、清田地区及び泉地区は概ね 2m 未満の浸水が想定されています。

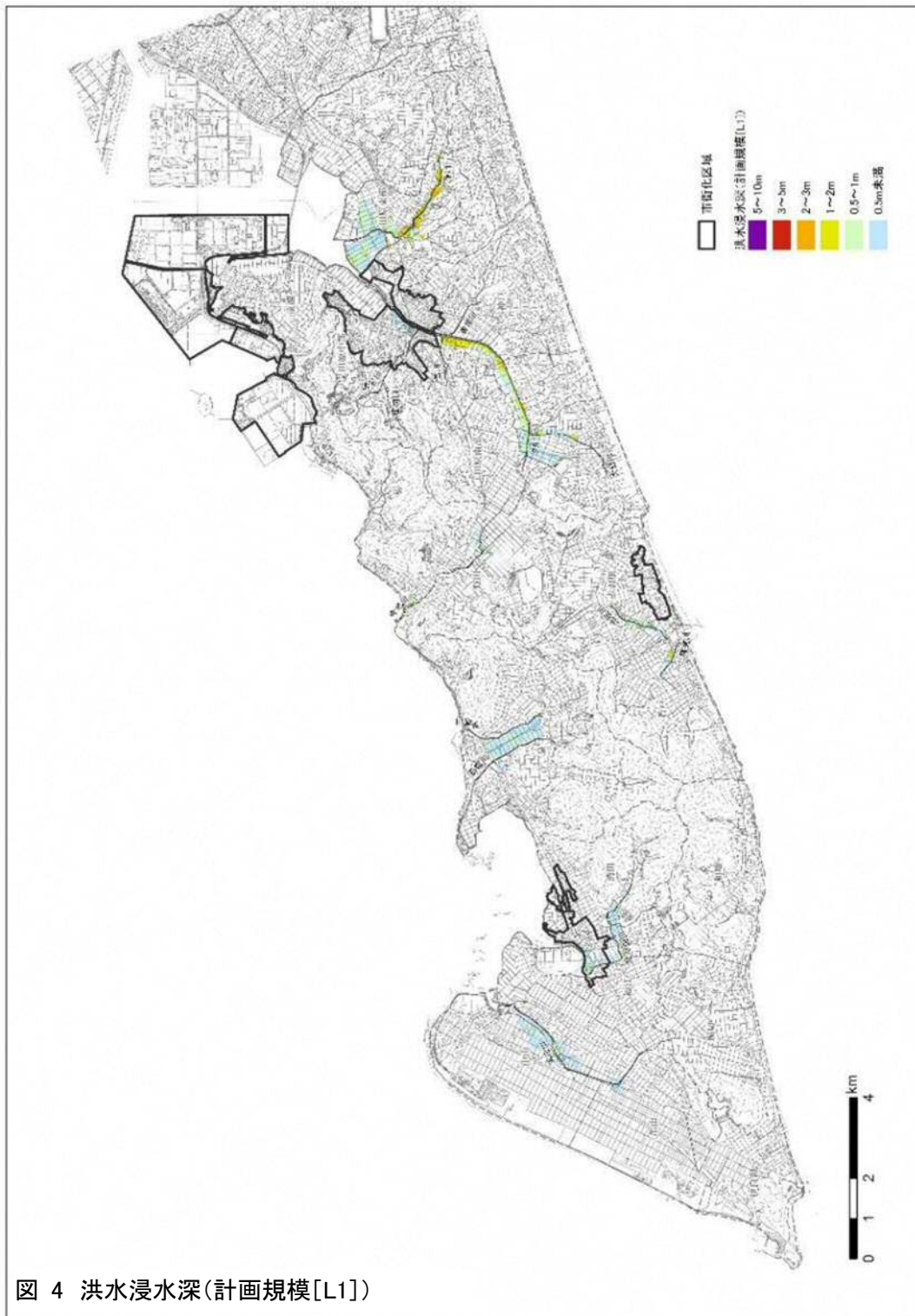
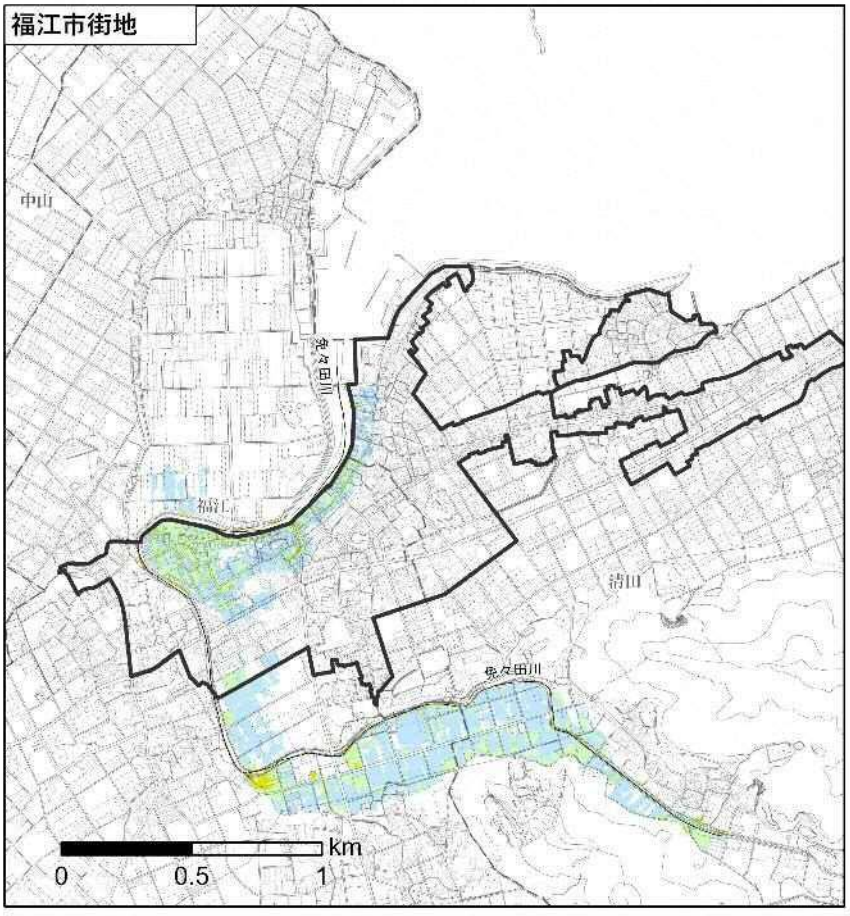
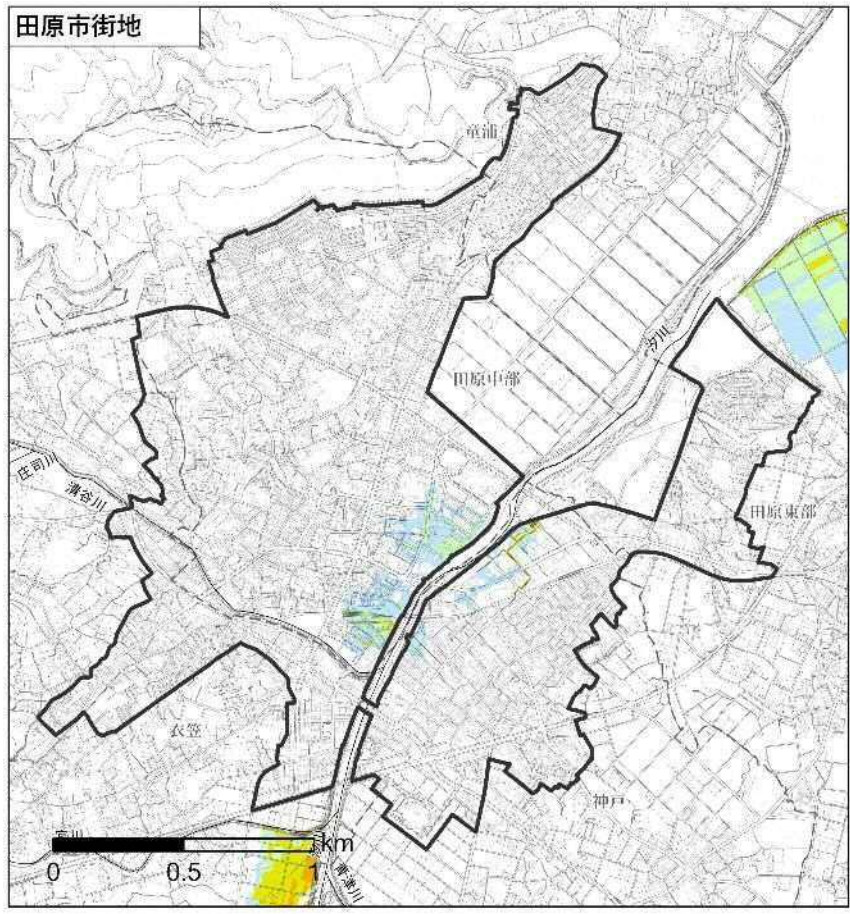


図 4 洪水浸水深(計画規模[L1])



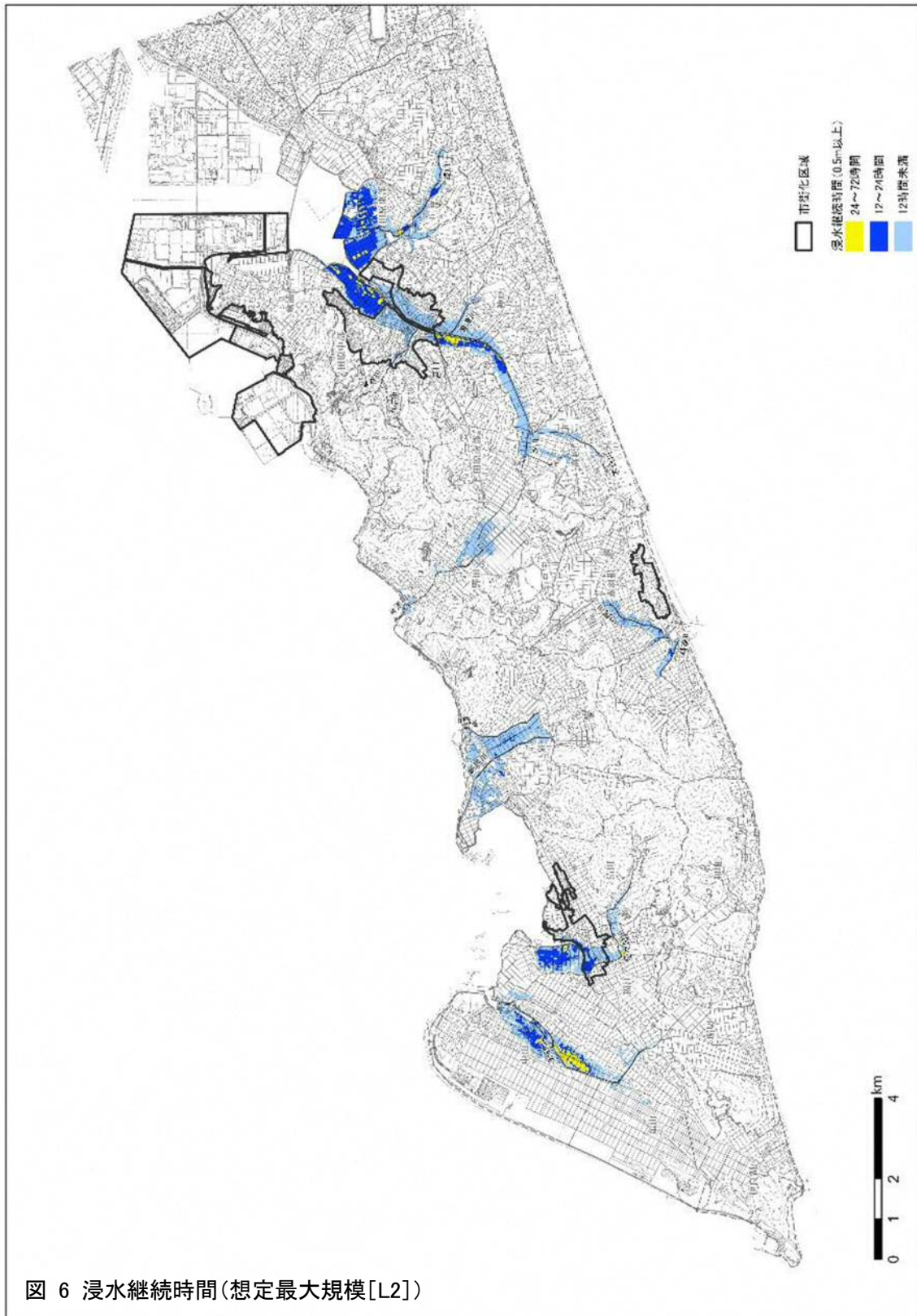
- 市街化区域
- 洪水浸水深(計画規模[L1])
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

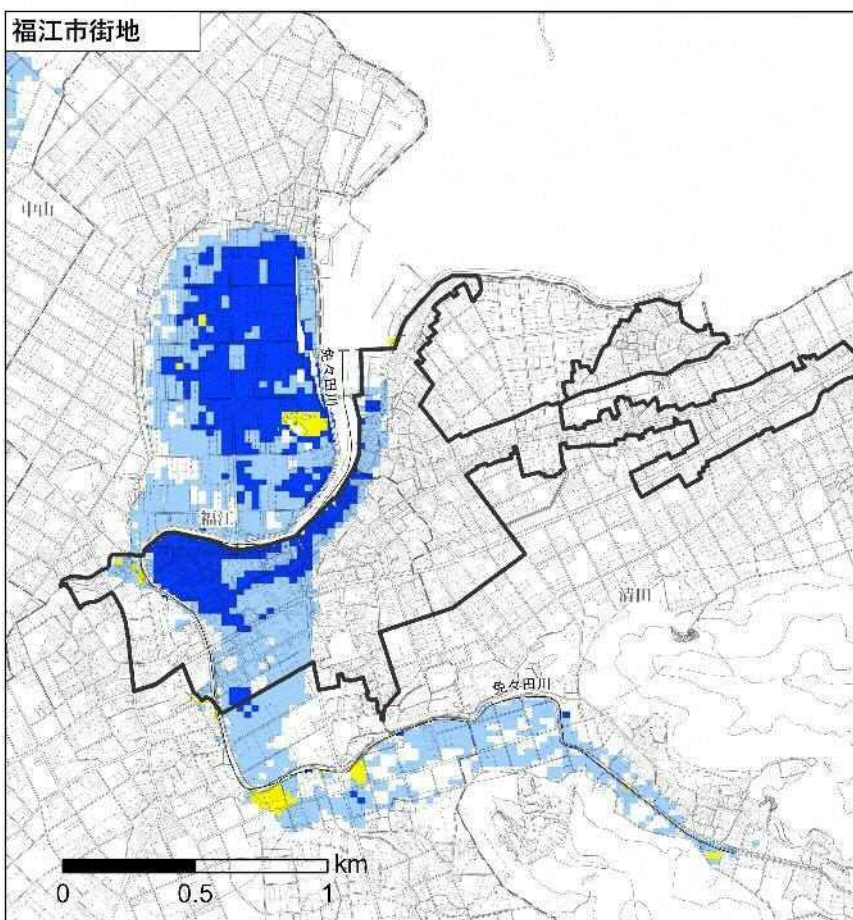
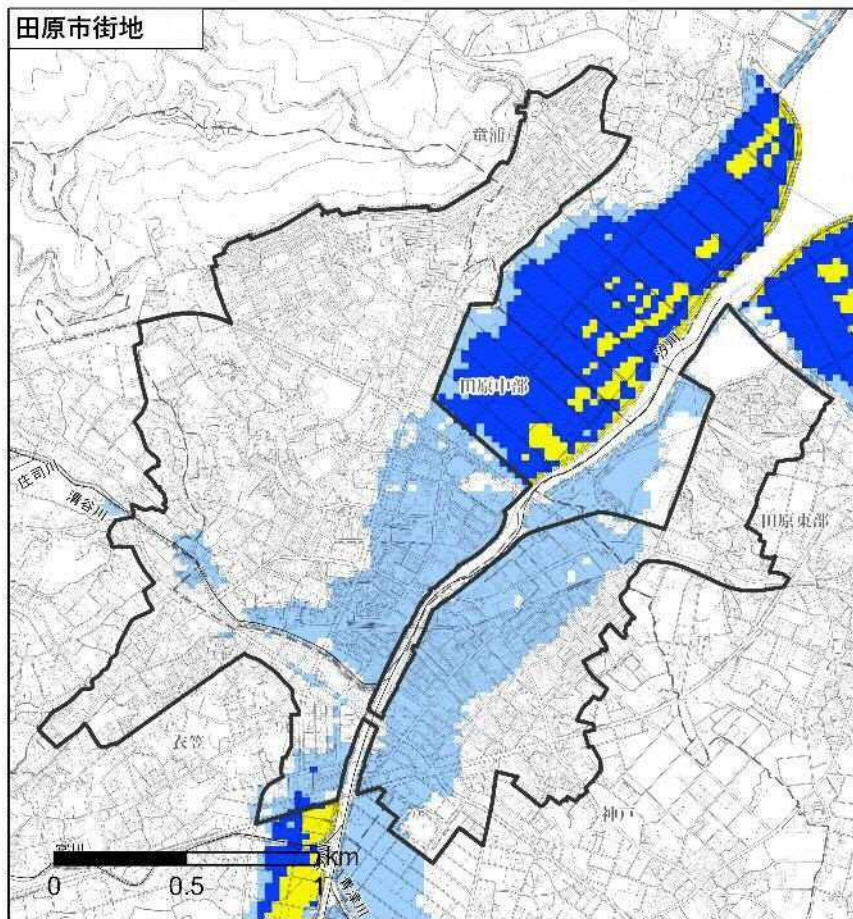
図 5 洪水浸水深(計画規模[L1])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2])]

田原市街地では、概ね 12 時間未満の浸水が継続することが想定されています。福江市街地では、概ね 24 時間未満の浸水が継続することが想定されています。

市街化調整区域では、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、衣笠地区、中山地区及び福江地区で 24～72 時間浸水が想定されている箇所があります。また、大草地区、野田地区、高松地区、赤羽根地区、若戸地区、亀山地区、清田地区及び泉地区では概ね 12 時間未満の浸水が継続すると想定されています。





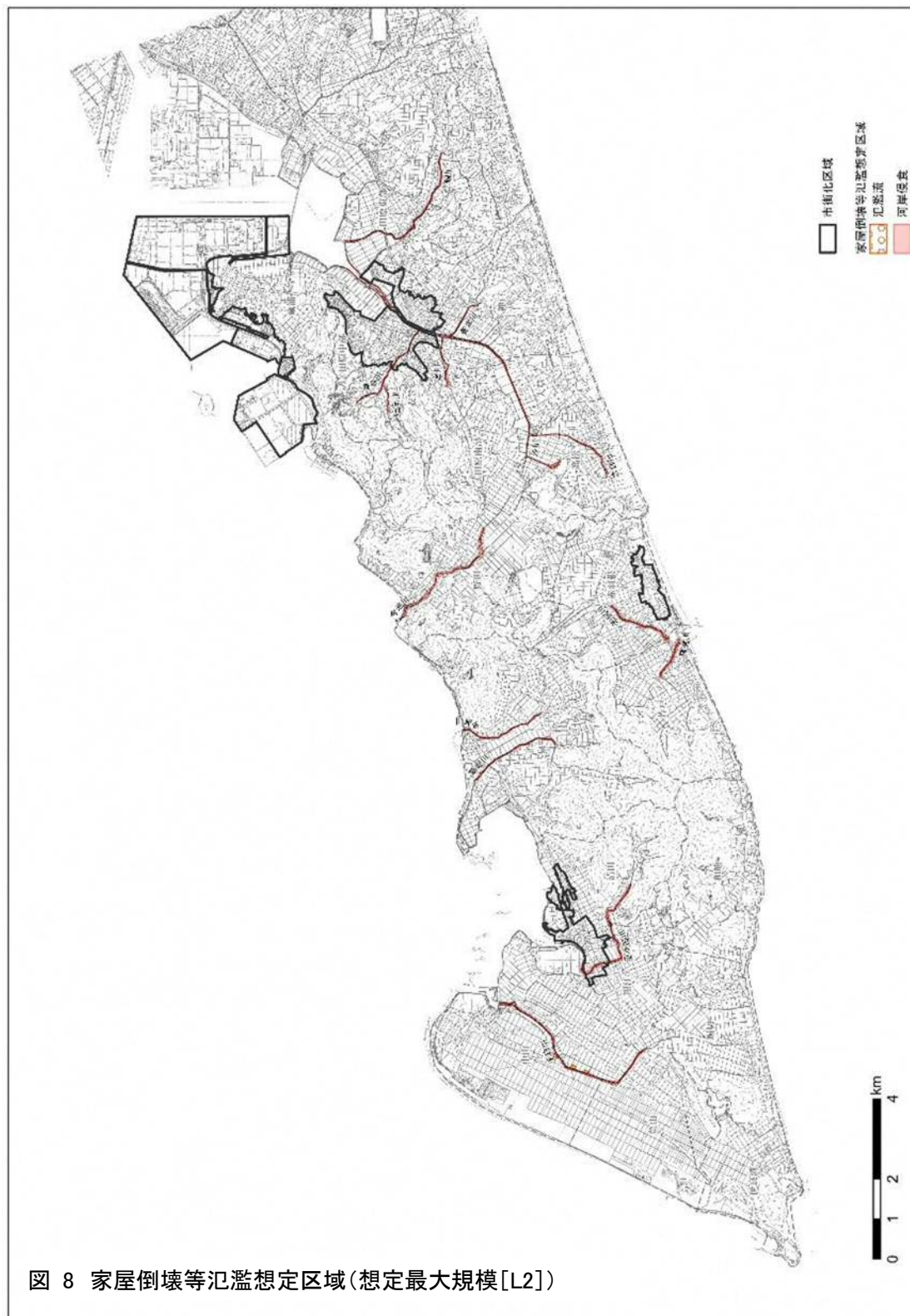
- 市街化区域
- 浸水継続時間(0.5m以上)
- 24~72時間
- 12~24時間
- 12時間未満

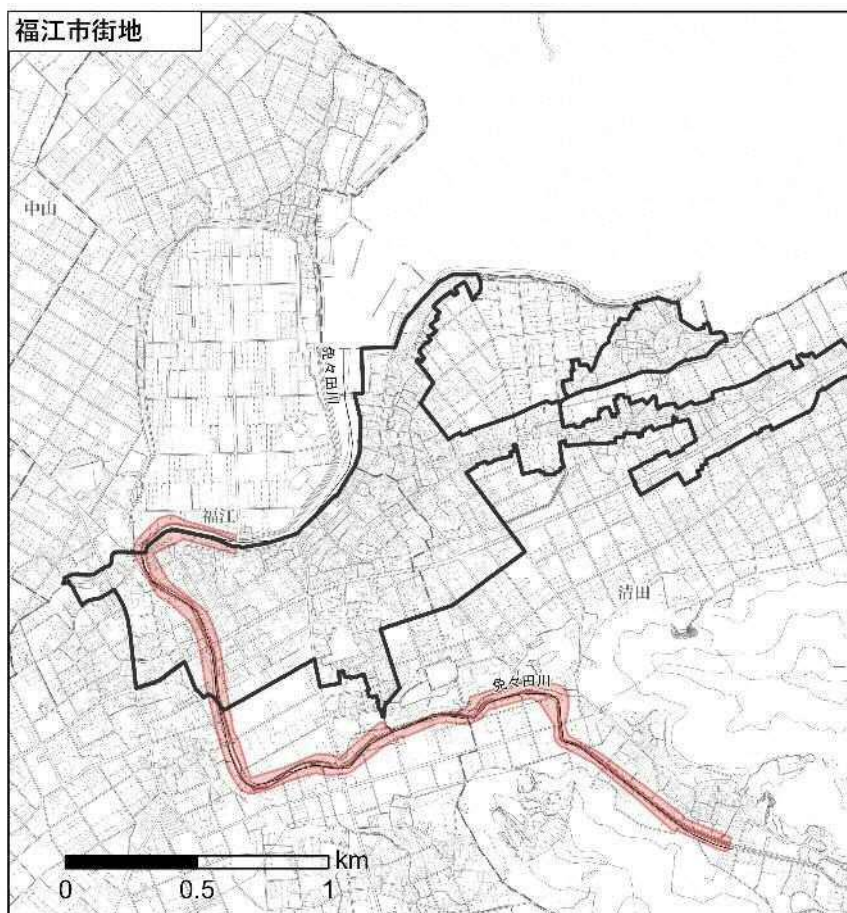
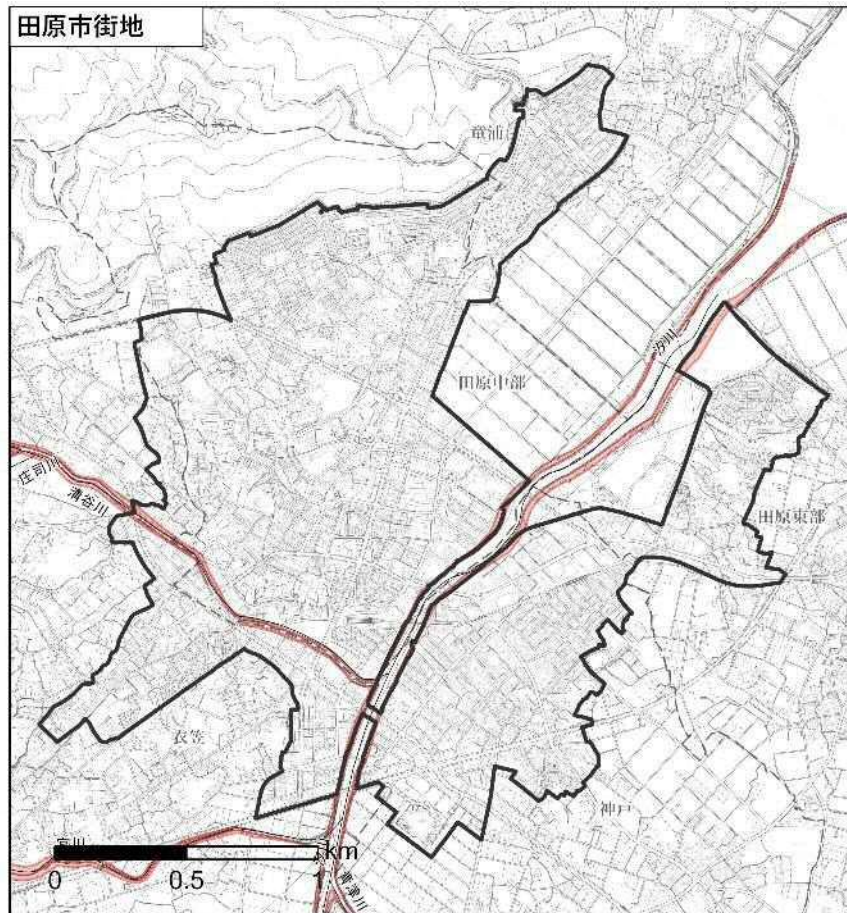
図 7 浸水継続時間(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])]

市街地においては、田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で、河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。

市街化調整区域においても、河川沿いに河岸侵食による家屋倒壊のおそれがあります。なお、天白川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に指定されている箇所は、農地であり家屋が存在しないため家屋倒壊のおそれはありません。





- 市街化区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 氾濫流
- 河岸侵食

图 9 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])(田原市街地、福江市街地)

(家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類)

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

- ・ 河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、
木造家屋の倒壊のおそれがある区域

イメージ

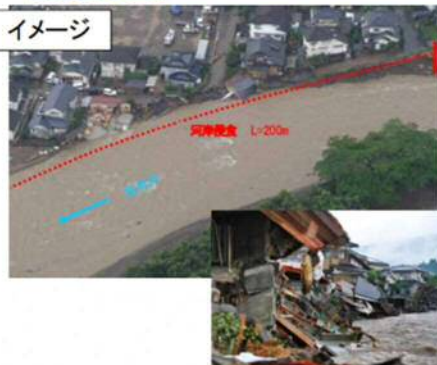


堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

- ・ 洪水時の河岸侵食により、
木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

イメージ



河岸侵食により家屋倒壊した状況

図 10 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])の種類

出典:国土交通省中部地方整備局資料

(2) 高潮による浸水被害

台風や発達した低気圧の通過により生じる高潮による被害予想を用います。

項目	内容
災害の規模	想定最大規模[L2]: 想定し得る最大規模の台風による高潮 (発生確率 500年から数千年に一度 条件: 室戸台風級の台風が来襲、堤防等の決壊あり) 過去最大規模[L1]: 過去に襲来した規模の台風による高潮 (条件: 伊勢湾台風級の台風が来襲、堤防等の決壊なし)
災害情報	浸水深
出典	高潮浸水想定図、浸水予想図(令和3年6月11日愛知県指定・公表)

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2])]

市街地においては、田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 3m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 3~5m の浸水が想定されています。臨海市街地では概ね 3m 未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地では概ね 2m 未満の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 2m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、三河湾沿岸部に概ね 2m 以上の浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では 5~10m、福江地区及び中山地区では 3~5m の浸水が想定される箇所があり、神戸地区、衣笠地区及び亀山地区では概ね 3m 未満の浸水が想定されています。

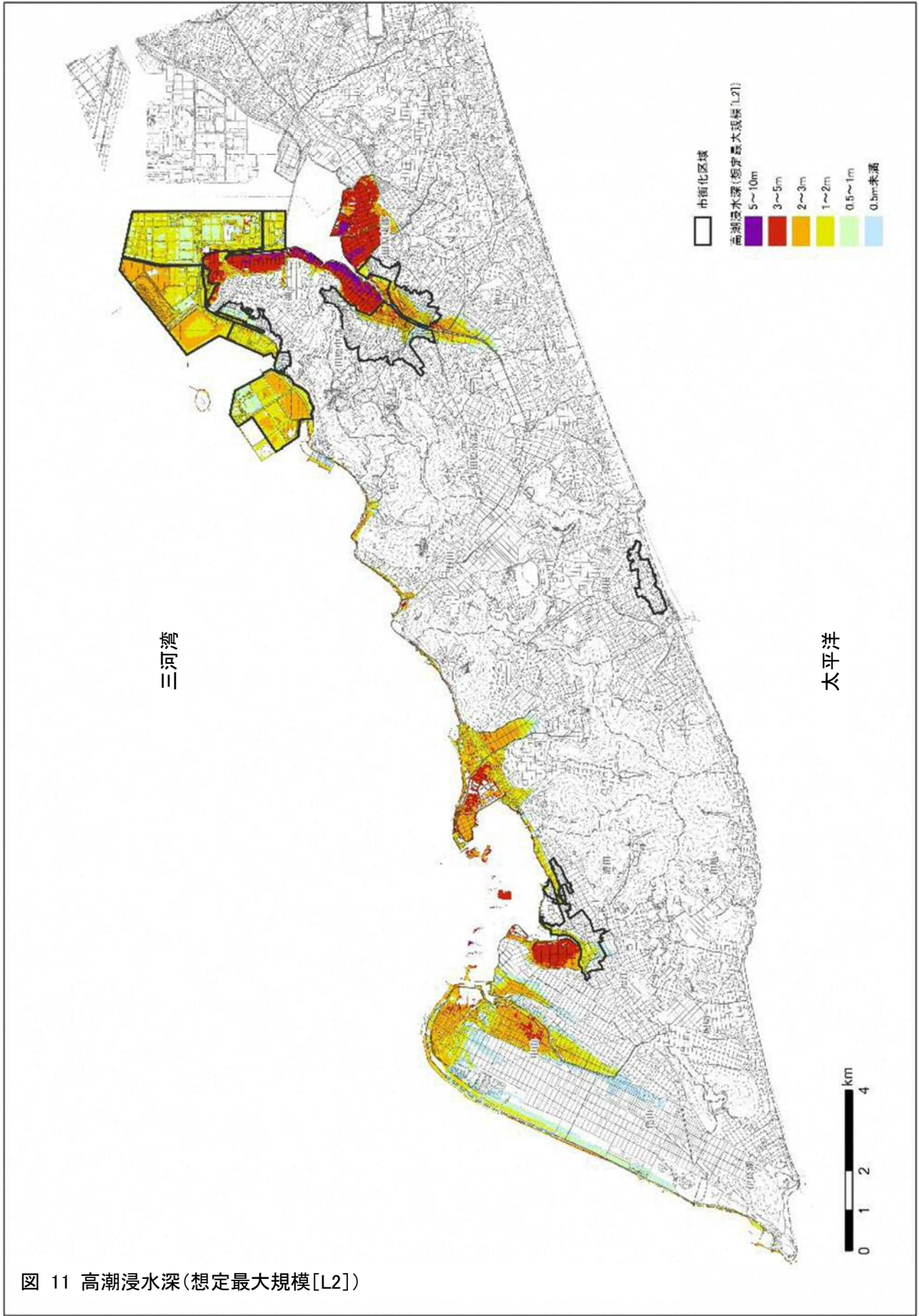


図 11 高潮浸水深(想定最大規模[L2])

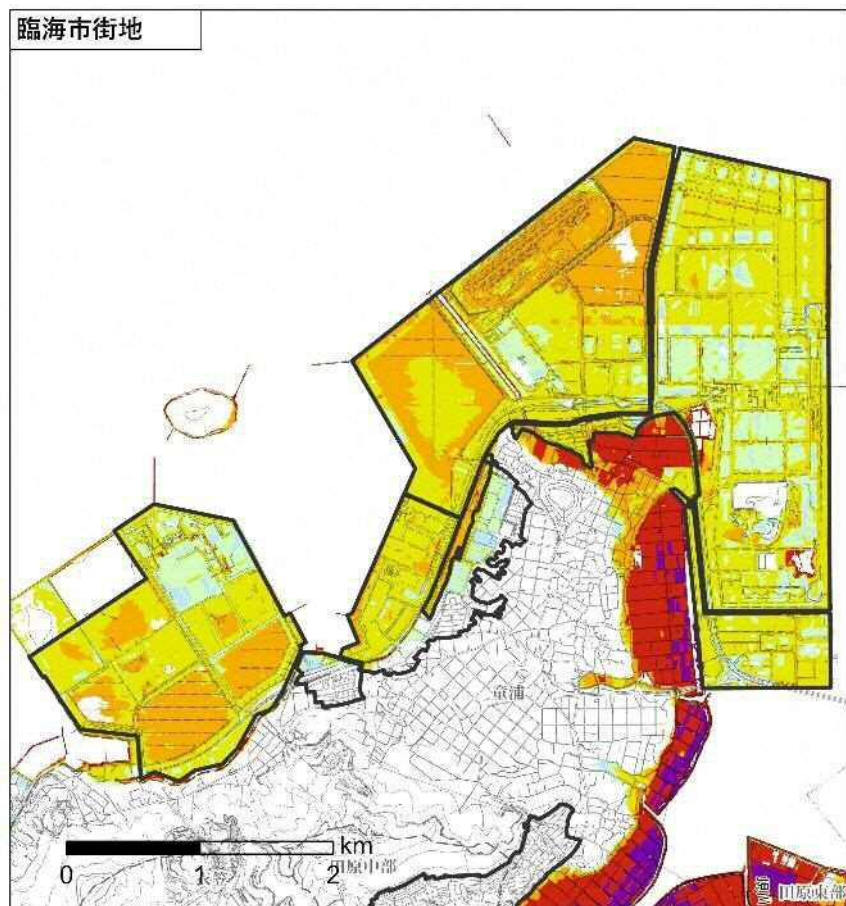
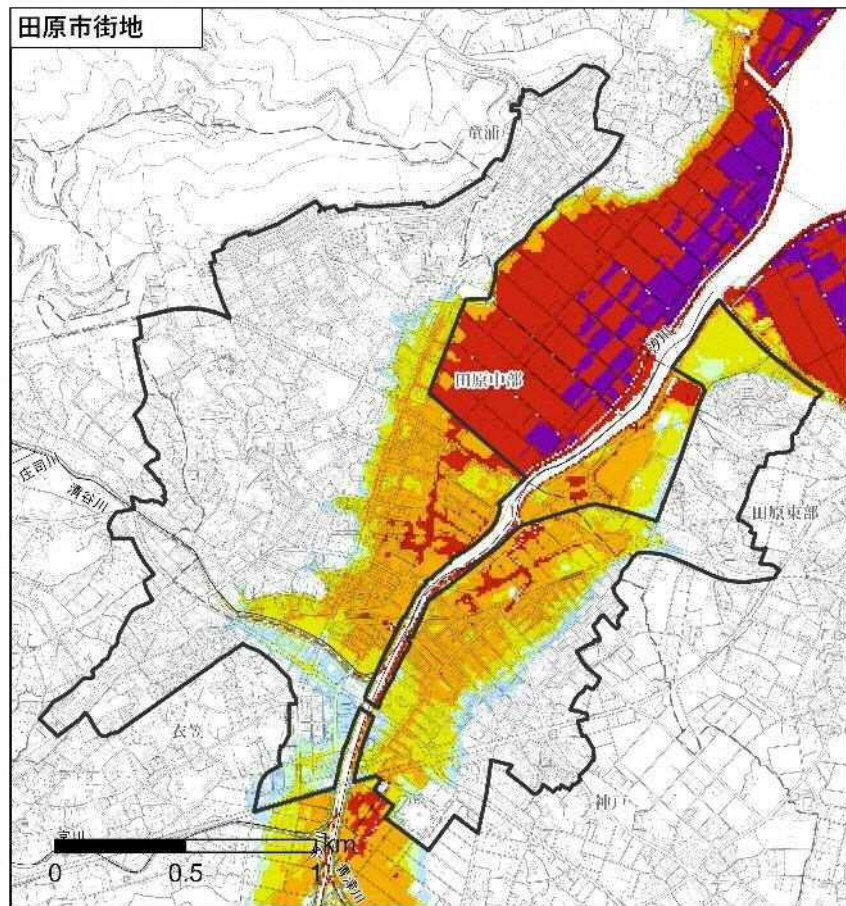


图 12 高潮浸水深(想定最大規模[L2])(田原市街地、臨海市街地)

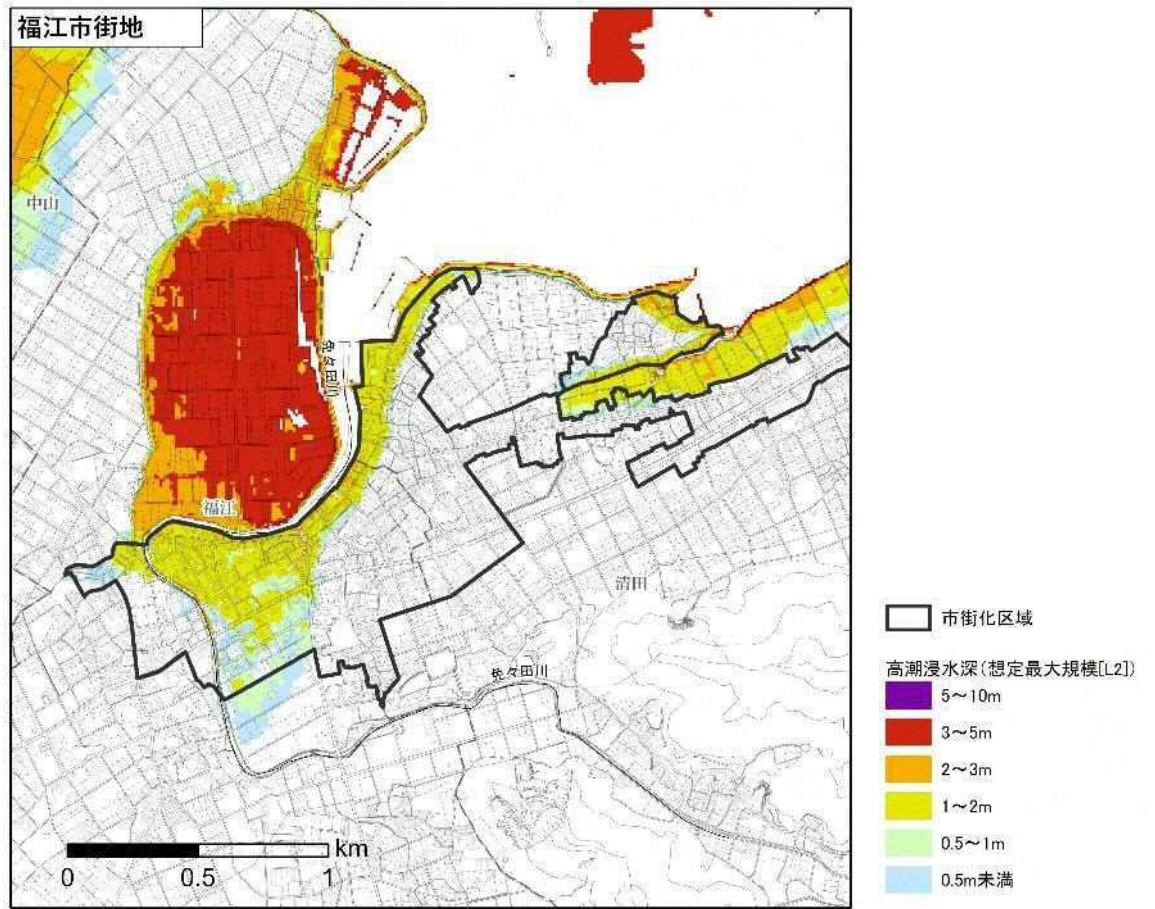


图 13 高潮浸水深(想定最大規模[L2])(福江市街地)

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1])]

市街地においては、田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水の被害が想定されています。田原市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定され、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では 1～2m の浸水が想定されています。臨海市街地では概ね 2m 未満の浸水が想定され、工業専用地域を除く住宅地では概ね 0.5m 未満の浸水が想定されています。福江市街地では概ね 1m 未満の浸水が想定されています。

市街化調整区域においては、三河湾沿岸部に概ね 1m 以上浸水想定が広がっています。田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では 3～5m の浸水が想定される箇所があります。

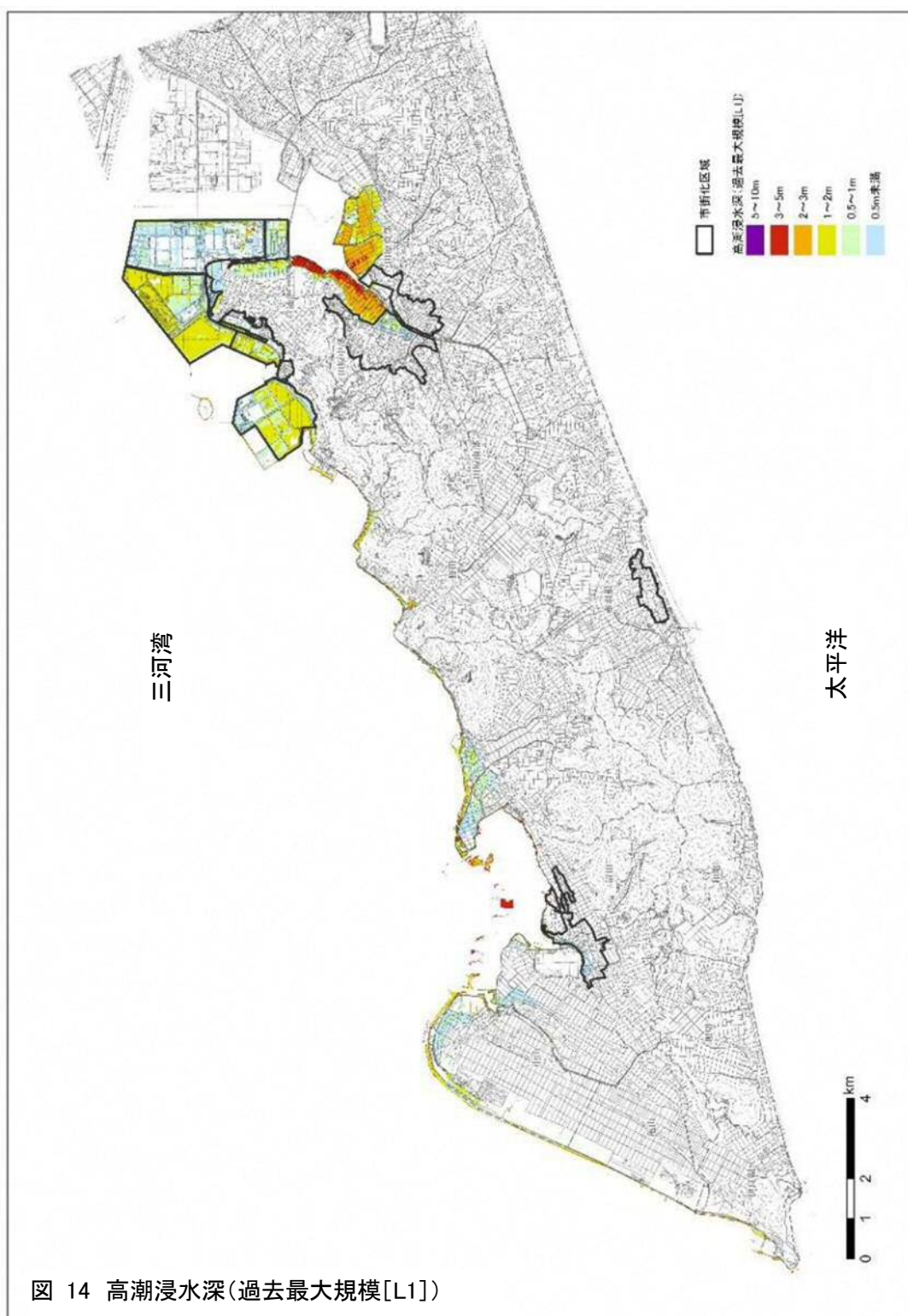
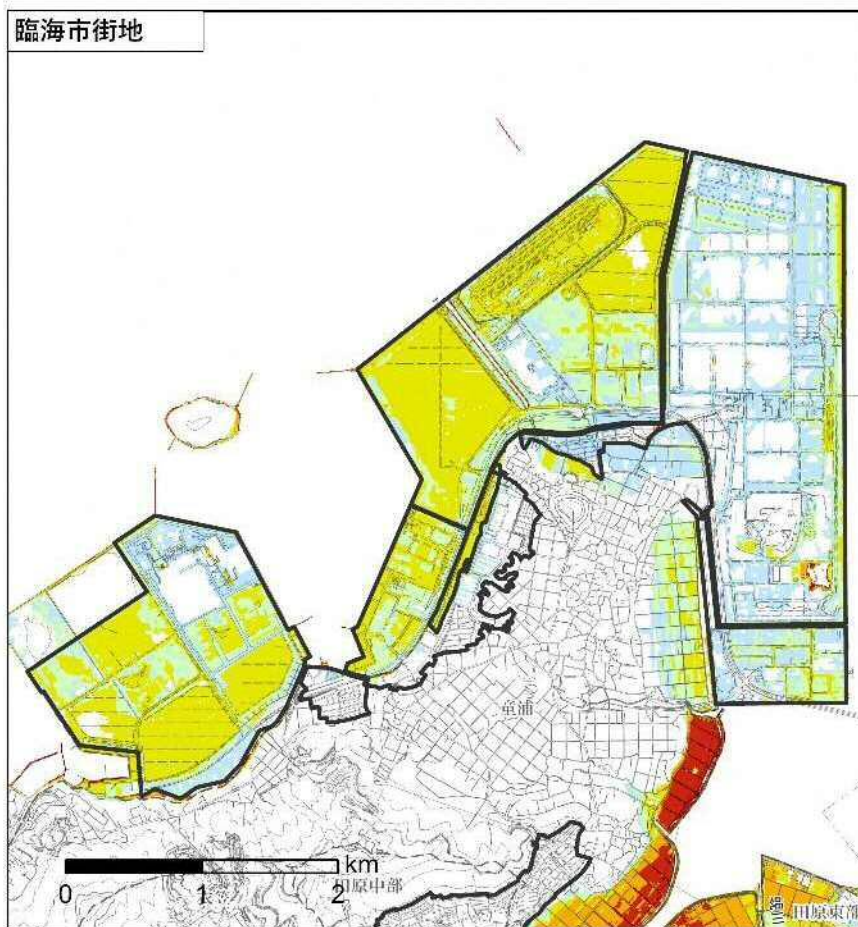
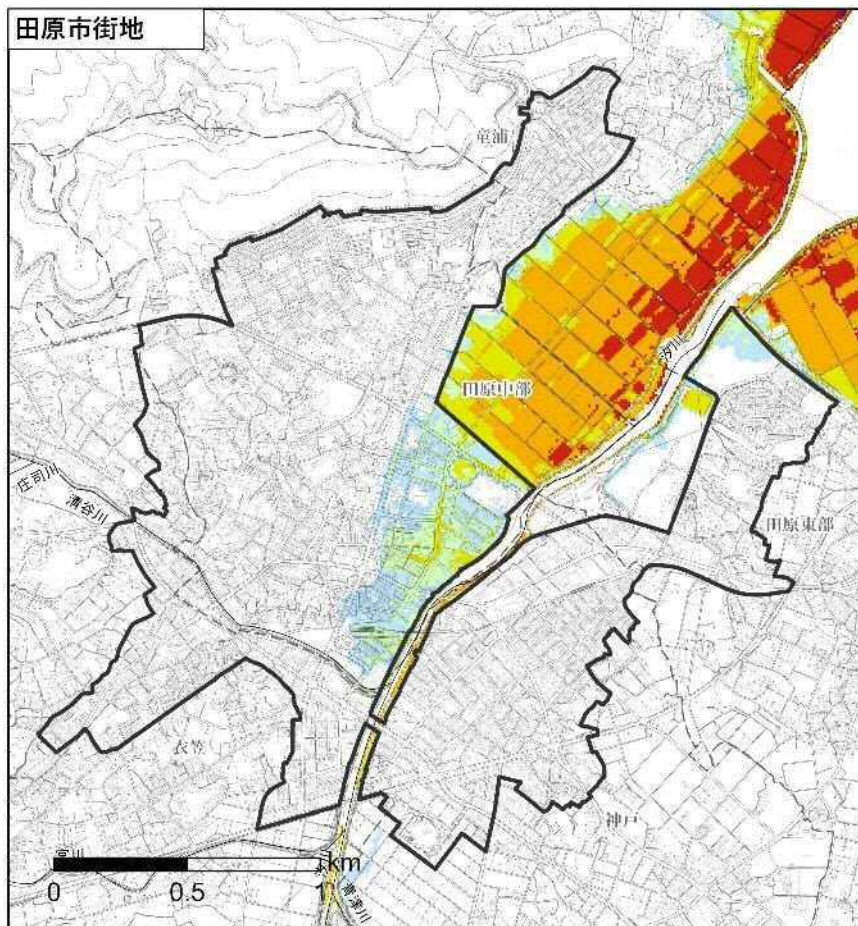


図 14 高潮浸水深(過去最大規模[L1])



- 市街化区域
- 高潮浸水深(過去最大規模[L1])
- 5~10m
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

图 15 高潮浸水深(過去最大規模[L1])(田原市街地、臨海市街地)

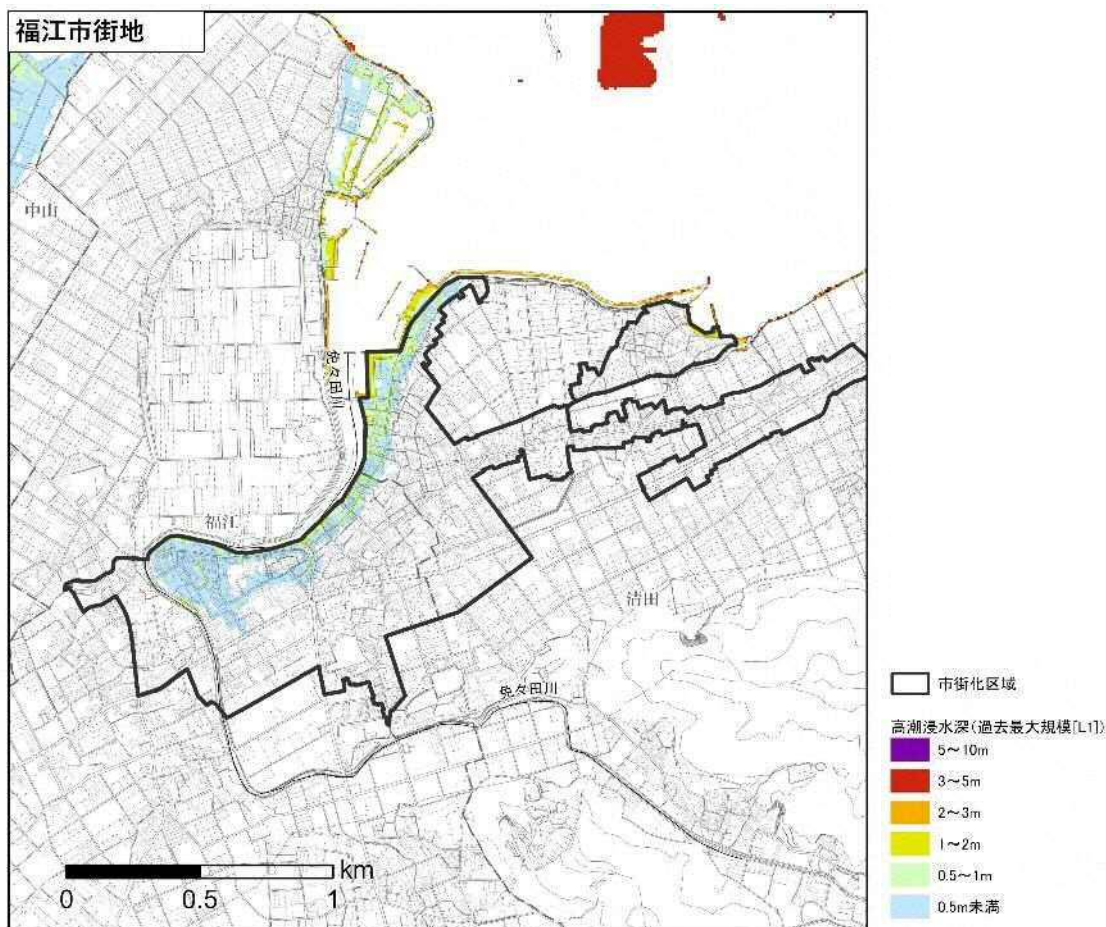


図 16 高潮浸水深(過去最大規模[L1])(福江市街地)

(3) 津波による浸水被害

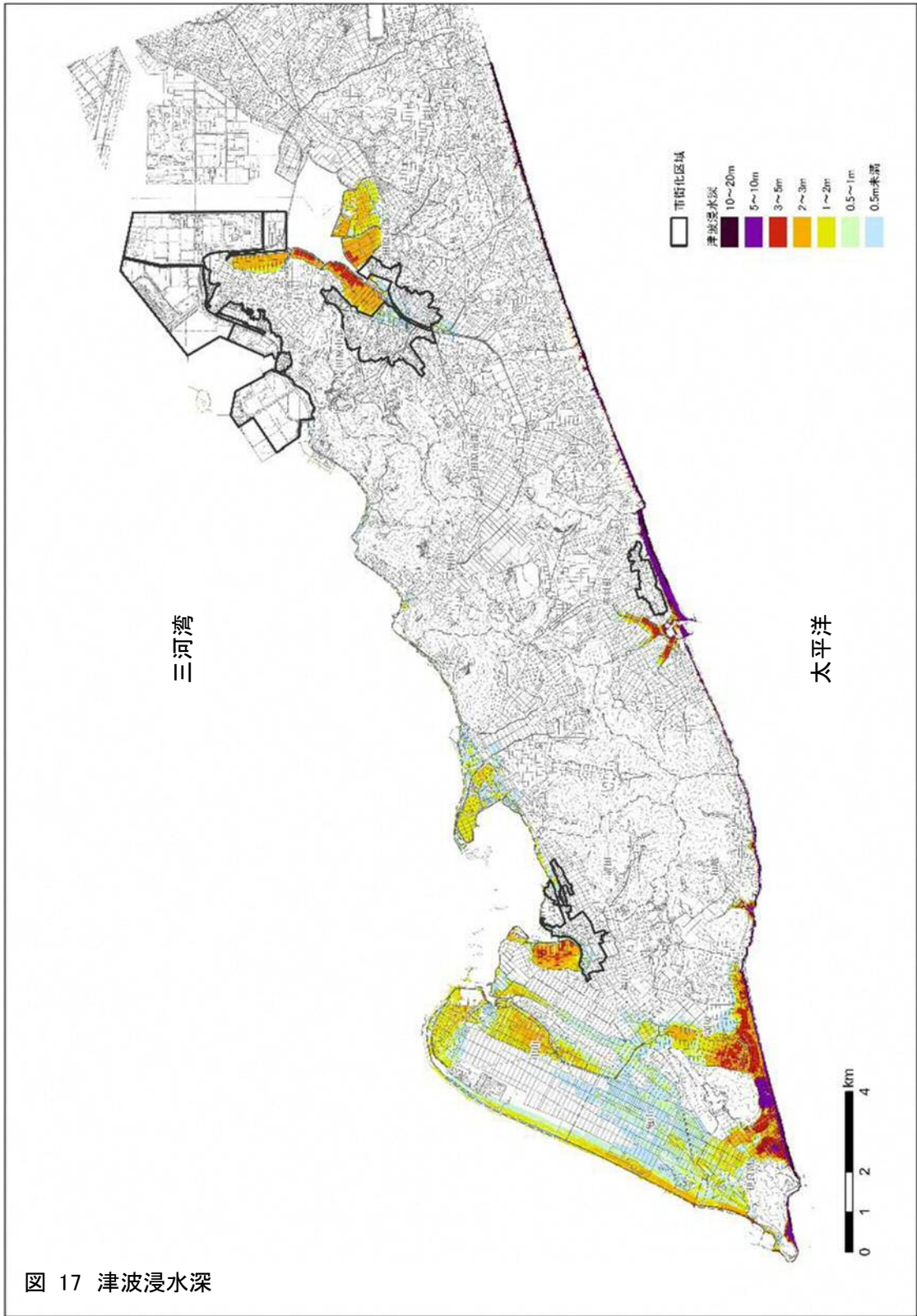
地震により生じる津波被害の予想を用います。

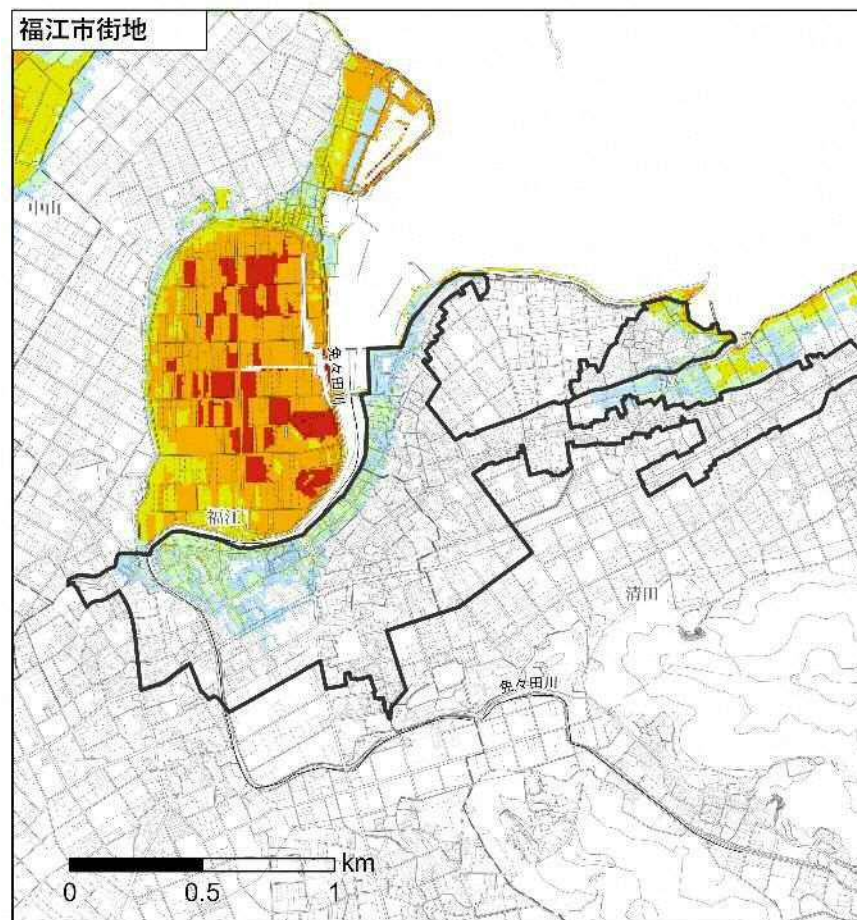
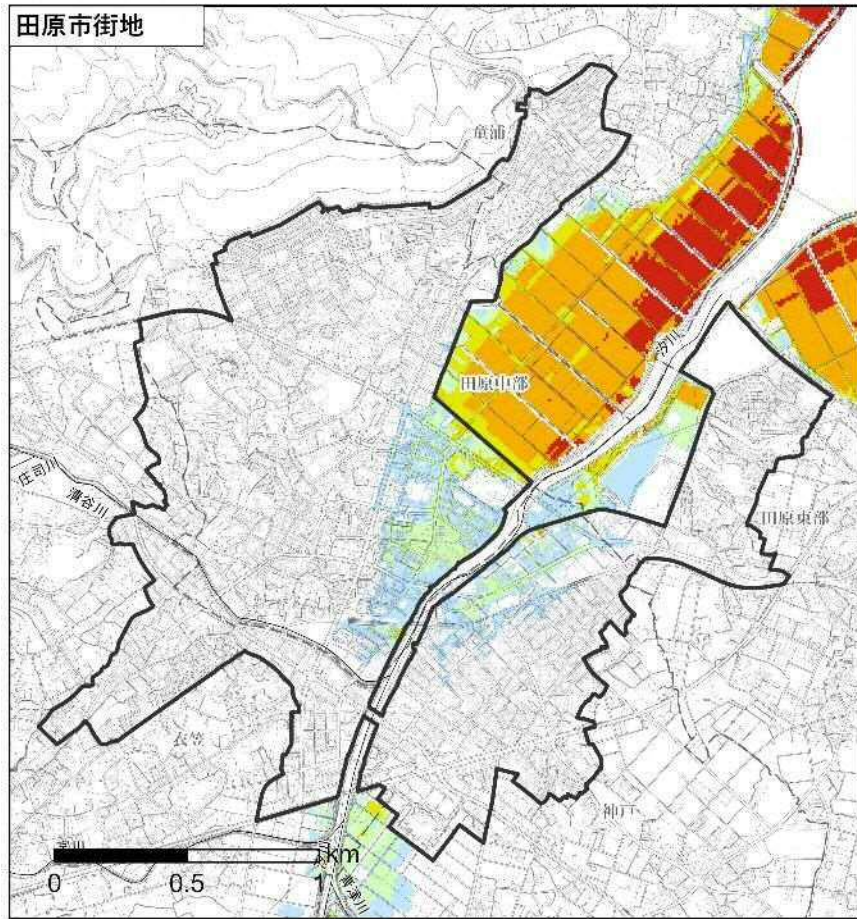
項目	内容
災害の規模	想定最大規模: 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 〔発生頻度 1,000 年に一度あるいはそれより発生頻度が低いもの〕
災害情報	浸水深
出典	津波災害警戒区域(令和元年 7 月 30 日愛知県指定)

[津波浸水深]

市街地においては、田原市街地及び福江市街地で概ね 1m 未満の浸水の被害が想定されています。

市街化調整区域においては、六連地区から伊良湖地区までの太平洋沿岸部で 10m 以上の浸水が想定される箇所があり、三河湾沿岸部では田原東部地区、童浦地区、伊良湖地区及び福江地区で 3~5m の浸水が想定される箇所があります。また、野田地区、亀山地区、中山地区及び泉地区では 2~3m の浸水が想定される箇所があります。





- 市街化区域
- 津波浸水深
- 3~5m
- 2~3m
- 1~2m
- 0.5~1m
- 0.5m未満

図 18 津波浸水深(田原市街地、福江市街地)

(4) 土砂災害による被害

大雨や地震により、斜面が崩れるなどによる土砂災害について本市で災害の発生が想定される急傾斜地の崩壊と、土石流の被害想定を用います。

項目	内容
土砂災害の種類	急傾斜地の崩壊:大雨や地震等をきっかけに、急な斜面が崩壊する現象 土石流 :大雨に伴い、大量の土砂が激しく流れ出る現象 地すべり :地下水等の影響により、土地の一部が滑る現象 (本市において、該当地区なし)
出典	土砂災害警戒区域、特別警戒区域(愛知県指定(令和5年3月時点))

(土砂災害警戒区域及び土砂災害の種類)

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



図 19 土砂災害の種類

※市街地において、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流が指定されている区域については、現計画においてすでに居住誘導区域から除外しています。

[土砂災害警戒区域、特別警戒区域]

田原市街地には、急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流が想定される土砂災害警戒区域があります。臨海市街地と福江市街地には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

市街化調整区域においては、田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区及び清田地区で特に土砂災害のおそれが想定されています。

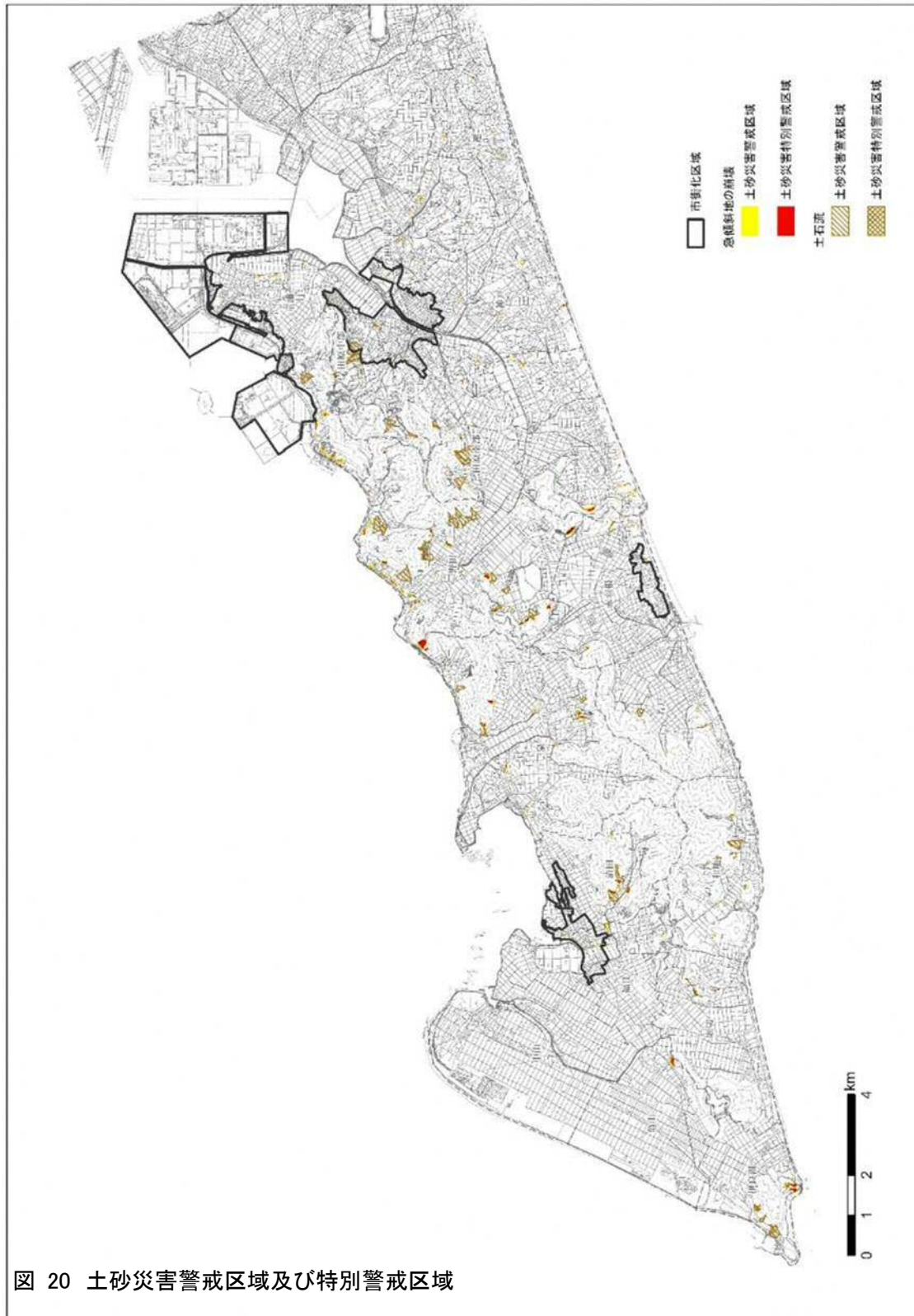
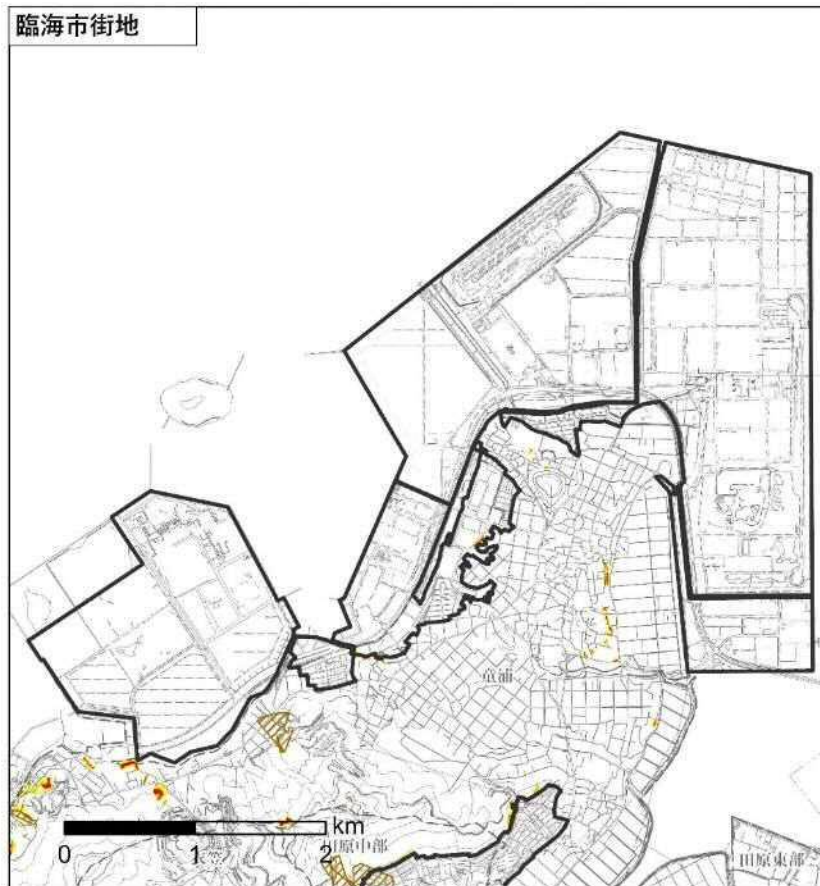
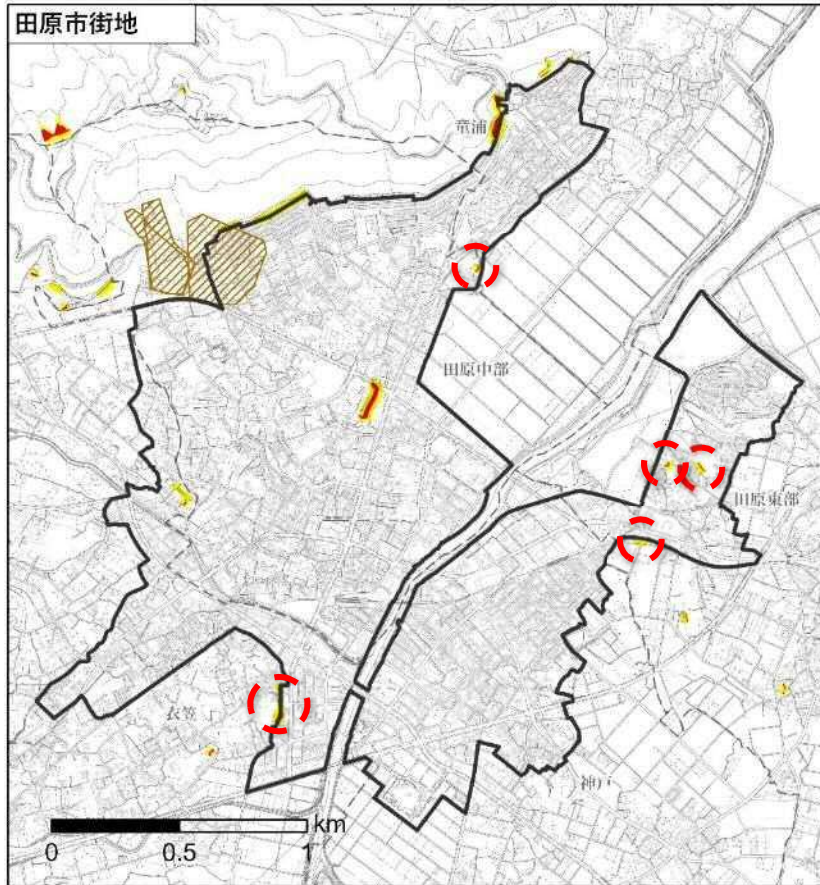


図 20 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域



- 市街化区域
- 急傾斜地の崩壊
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
- 土石流
 - ▨ 土砂災害警戒区域
 - ▨ 土砂災害特別警戒区域

图 21 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(田原市街地、臨海市街地)

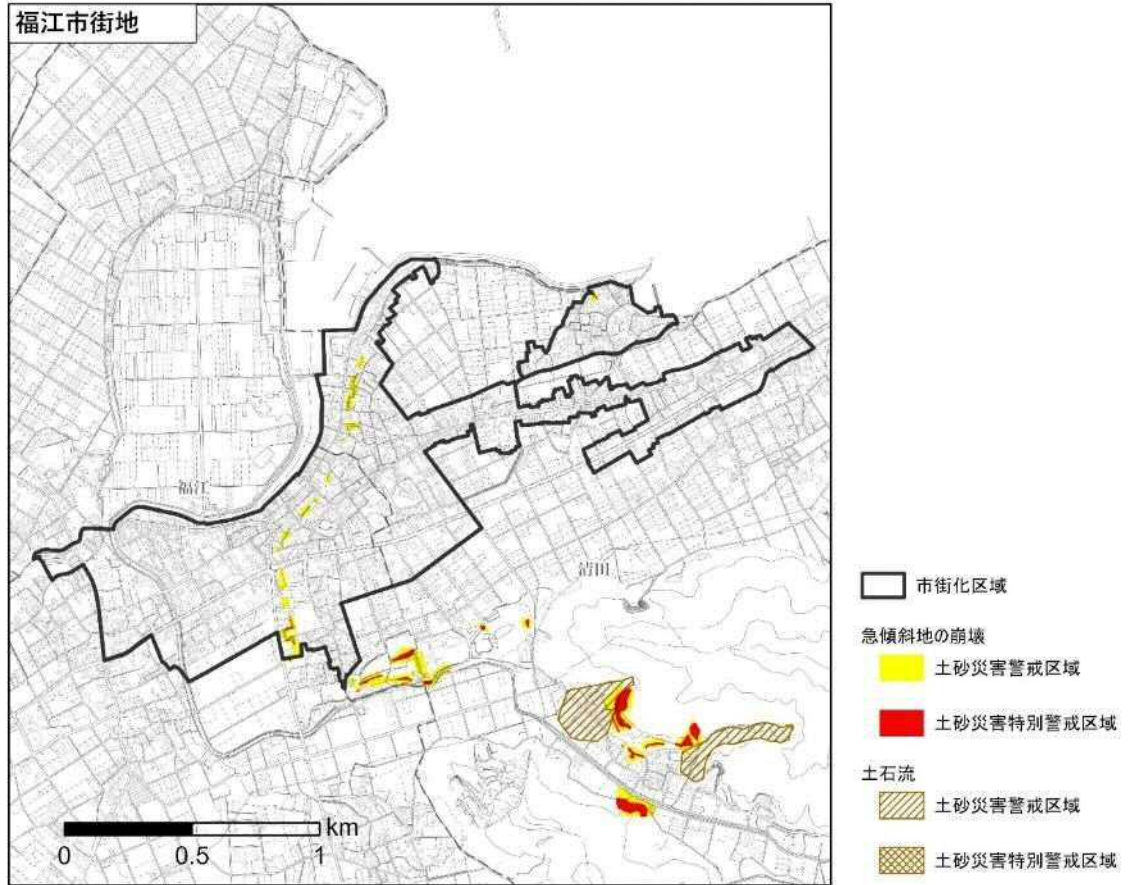


图 22 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域(福江市街地)

2 災害を被る都市の情報

災害ハザードによる影響を被る都市の情報として、以下を用います。

項目	内容
人口	人口分布(令和2年国勢調査による小地域人口を建物等が存在する100mメッシュに按分して算出) 要援護者割合(令和2年国勢調査結果を基に算定)
指定緊急避難場所 と福祉施設	地域防災計画で指定している避難場所 地域包括支援センター、高齢者福祉施設(通所介護、認知症対応型共同生活介護)
建築物[階数] (市街化区域内)	建物の立地状況[階数](都市計画基礎調査 ※市街化区域のみ)

(災害時要援護者人口)

- ・ 人的被害を受けるおそれが高いと考えられる高齢者、乳幼児、妊婦、障がい者で、以下により推計

高齢者 = [65歳以上人口]

乳幼児 = [0~4歳人口] + [5~9歳人口] × 2/5)

妊婦 = [0~4歳人口] × 1/5 × 1/4)

障がい者 = ([65歳未満人口] - [乳幼児] - [妊婦]) × 4%

出典：国土交通省水管理局・国土保全局「水害被害指標分析の手引き（H25 試行版）」

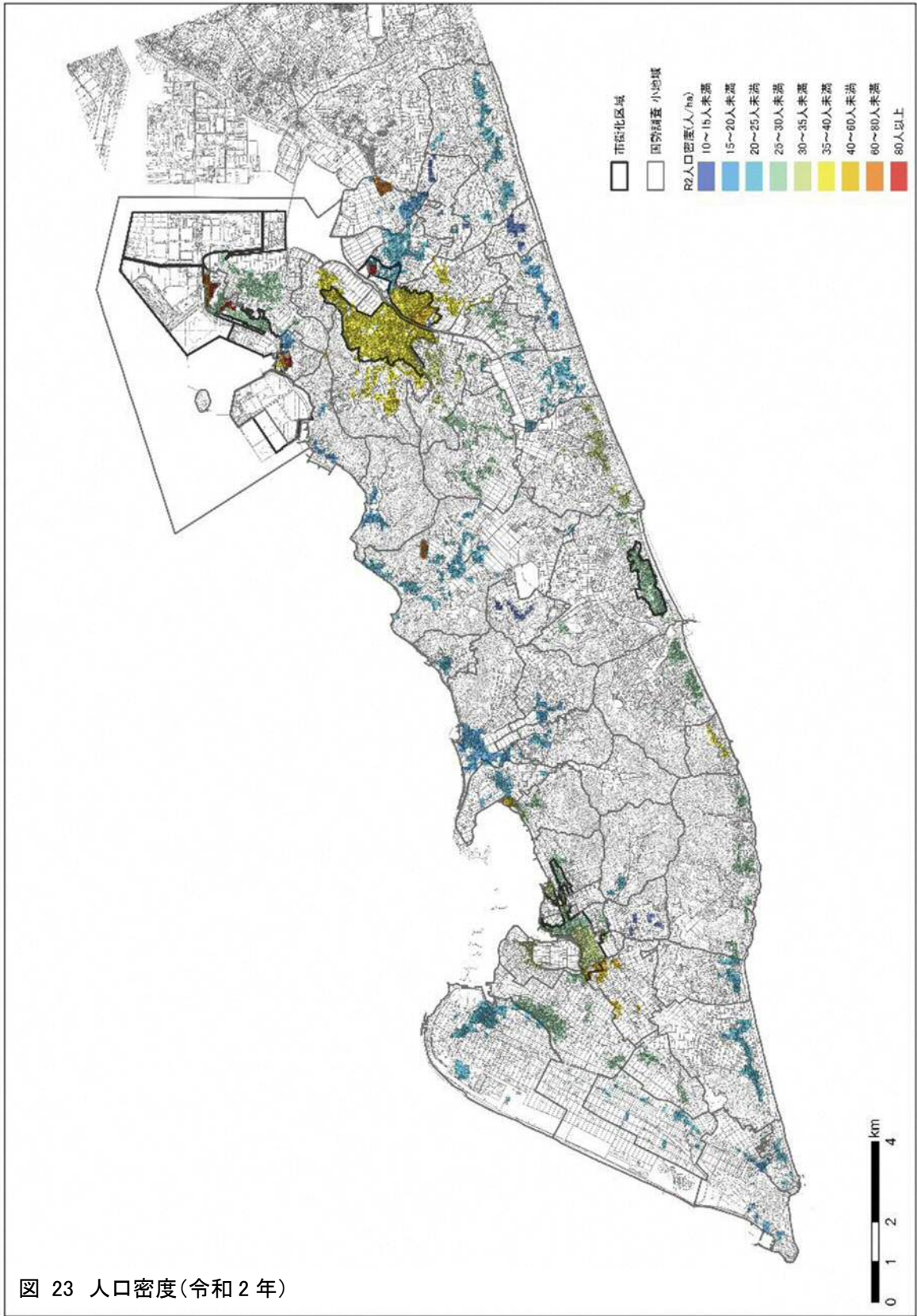


図 23 人口密度(令和 2 年)

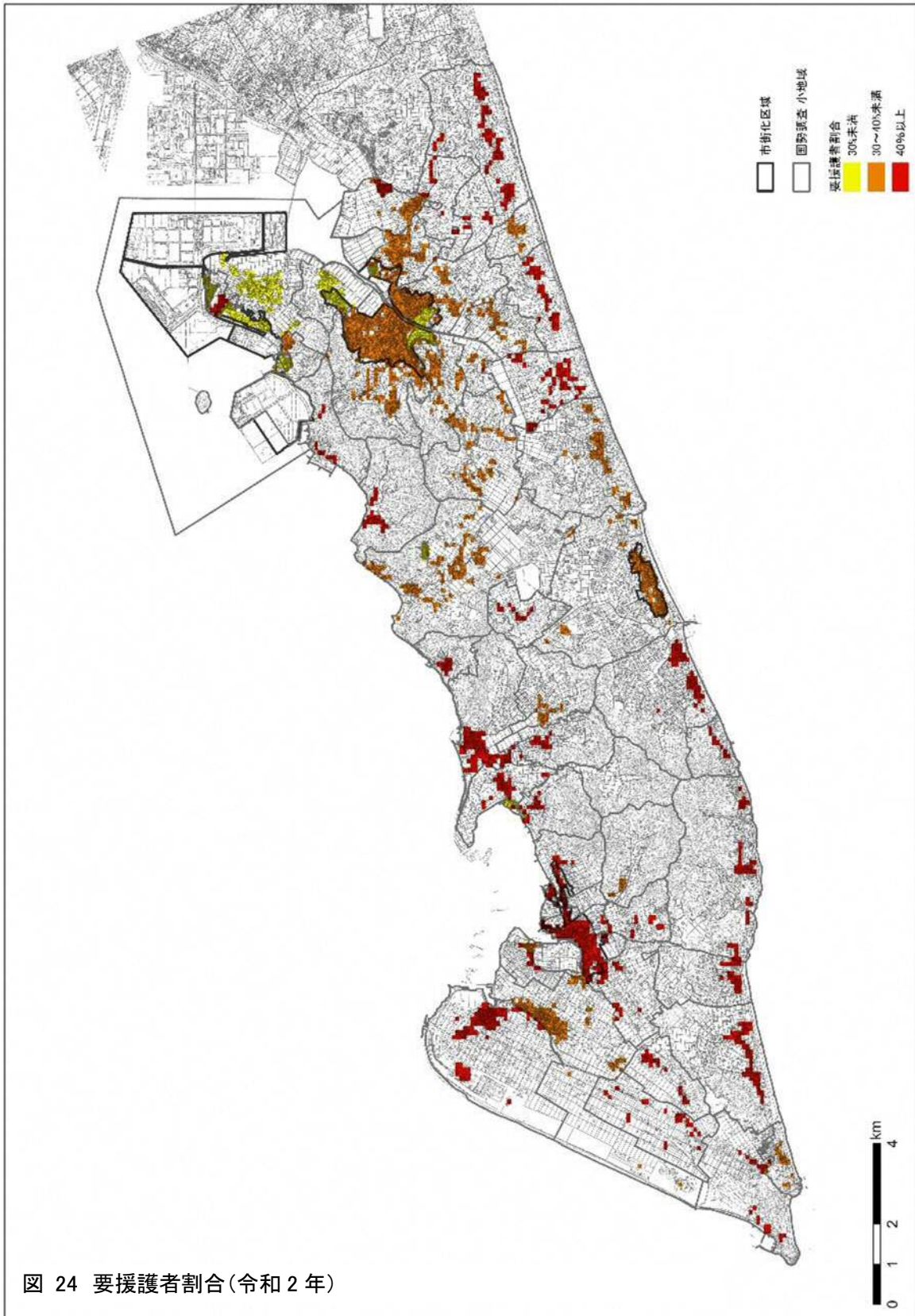
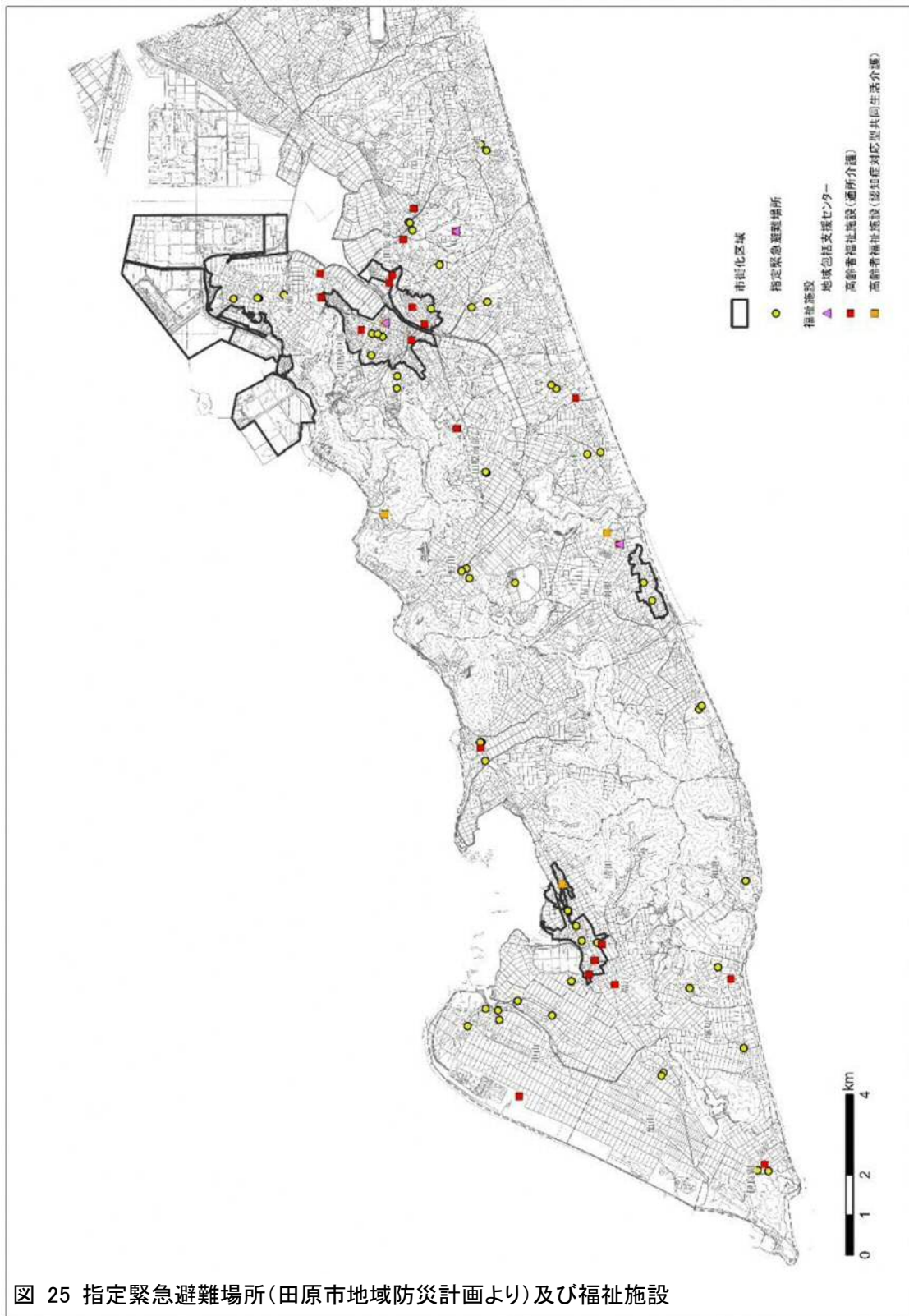


図 24 要援護者割合(令和 2 年)



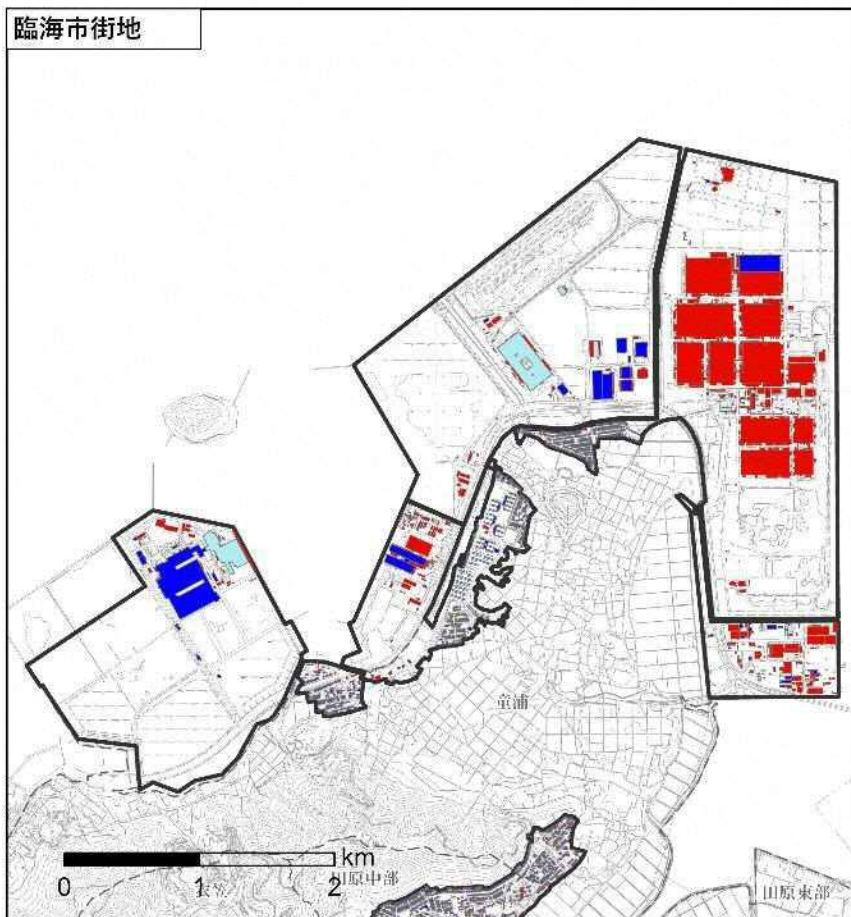
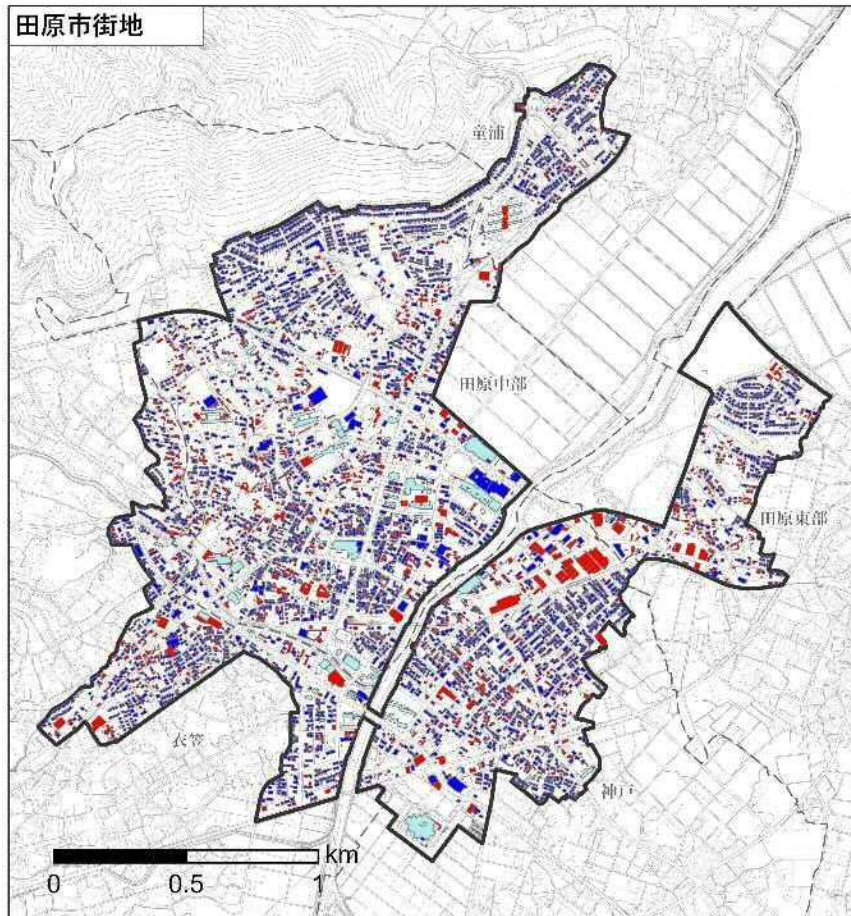


図 26 建物階数(田原市街地、臨海市街地)

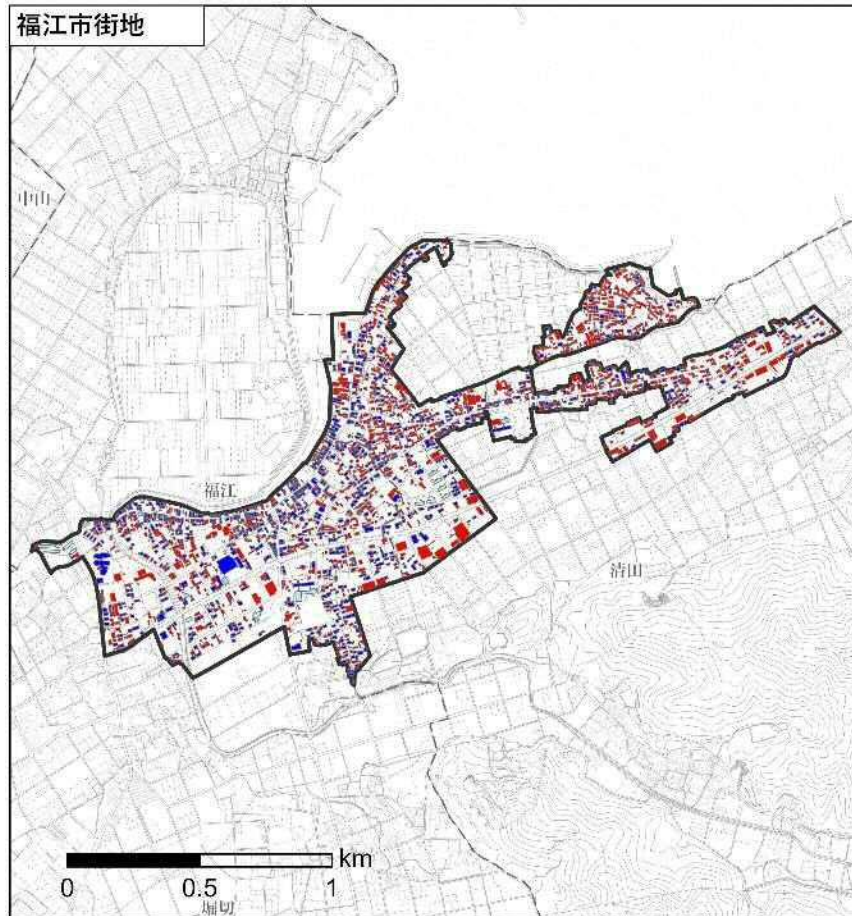
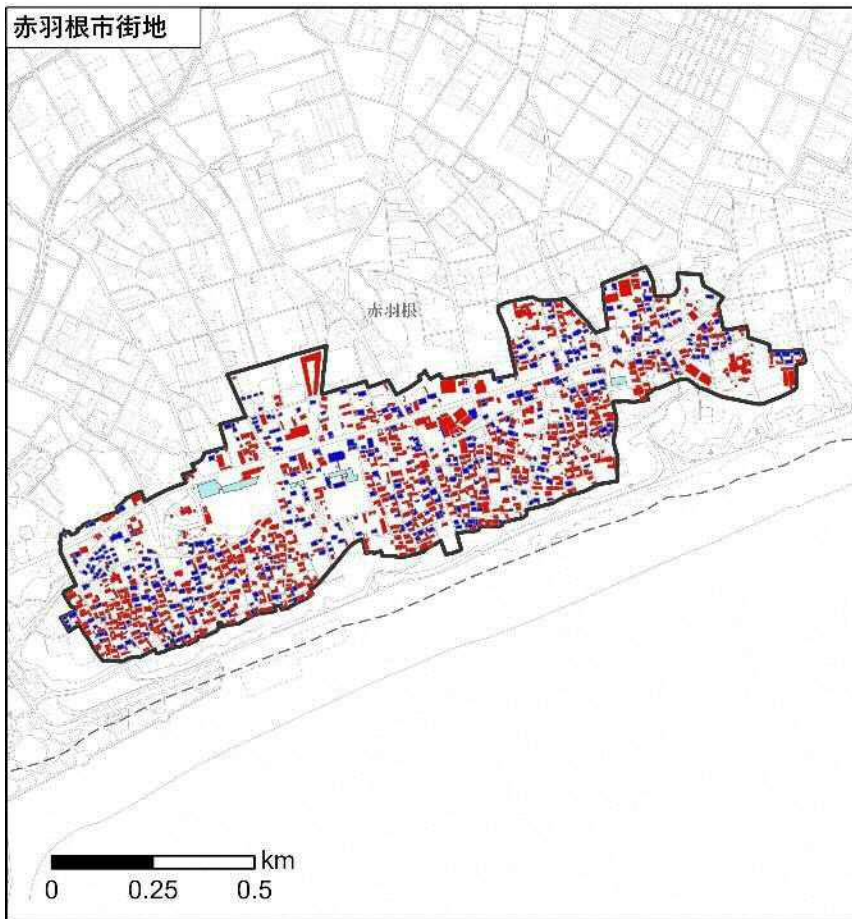


图 27 建物階数(赤羽根市街地、福江市街地)

3 災害リスクの分析

(1) 災害リスク分析の視点

災害ハザードの情報と都市の情報を重ね合わせ、下記の視点から分析を行い災害による影響が大きい課題のある地区を確認します。

視点	内容
①人口密度	人口密度を踏まえた災害の状況を確認します。
②要援護者割合	災害時要援護者の割合を踏まえた災害の状況を確認します。
③指定緊急避難場所と福祉施設	指定緊急避難場所(田原市地域防災計画)と福祉施設の地域包括支援センター、高齢者福祉施設(通所介護、認知症対応型共同生活介護)の災害の状況を確認します。
④垂直避難することが出来るか	洪水等により市街地の浸水が想定される際に、建物内で一時的に浸水しない階等に垂直避難することが出来るか建物の分布状況にて確認します。

(着目する浸水深)

- ・ 浸水深については、2階部分が浸水する可能性が高まる「浸水深 3m 以上」と、床上浸水のおそれがある「浸水深 0.5m 以上」に着目します。
- ・ ただし、津波浸水については東日本大震災での被害状況や国の被害想定手法を踏まえ、家屋への影響が多くなる「浸水深 2m 以上」と、人的被害が生じ始める「浸水深 0.3m 以上」に着目します。

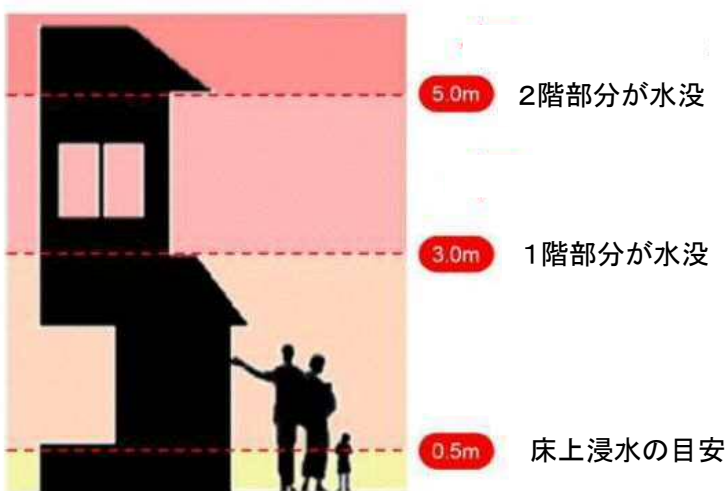


図 一般的な住宅外観と浸水深の関係 出典:「水害ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省)から抜粋した図を一部加工

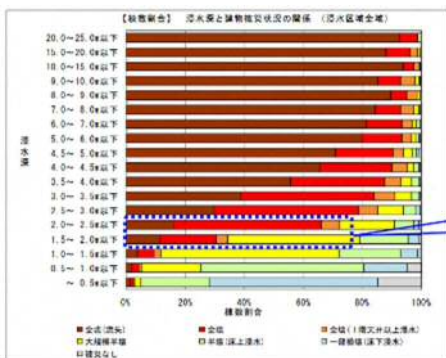


図 浸水深と建物被災状況の関係

出典:国土交通省、東日本大震災による被災現況調査結果(第1次報告)

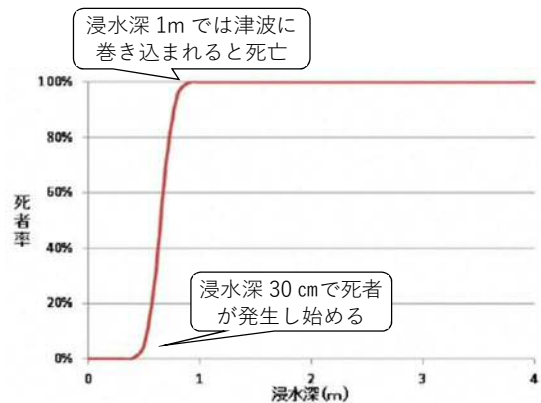


図 浸水深別の死者率関数

出典:内閣府、南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

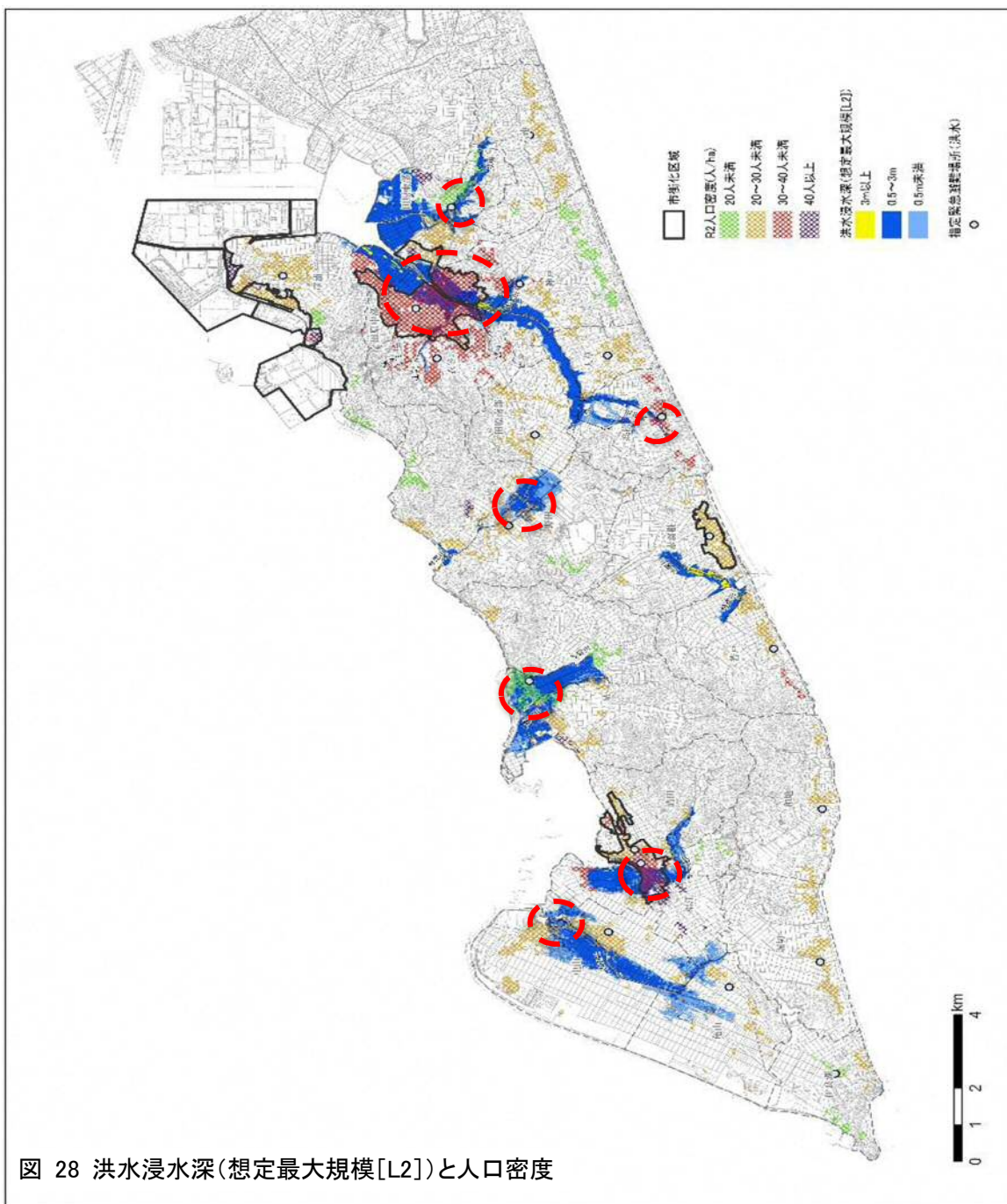
(2) 災害リスクの評価

① 人口密度を踏まえた災害状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている箇所は、市街化区域において該当はありません。市街化調整区域においては、神戸地区、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、赤羽根地区及び若戸地区に浸水深 3m 以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30~40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる田原市街地の東赤石や福江市街地の保美町では、浸水深が 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、人口密度 30~40 人/ha の高松地区、人口密度 20~30 人/ha の野田地区及び中山地区、人口密度 20 人/ha 未満の田原東部地区及び泉地区において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。



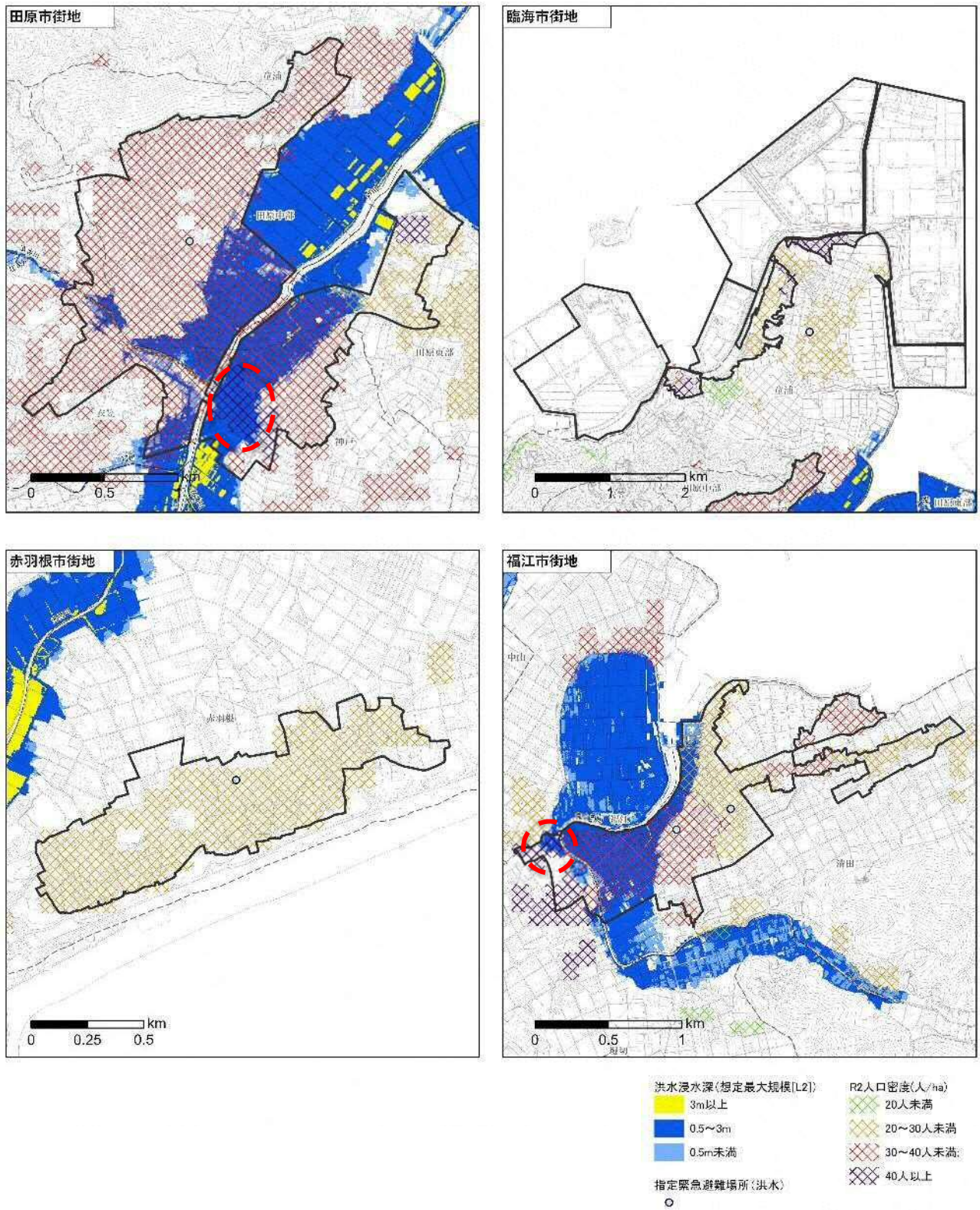


図 29 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 浸水深(計画規模[L1])×人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている地区は、市街化区域、市街化調整区域とも該当はありません。

人口密度が 30～40 人/ha となる田原市街地及び福江市街地の一部で、浸水深(計画規模[L1])が概ね 3m 未満が想定されています。また、市街化調整区域において、田原東部地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

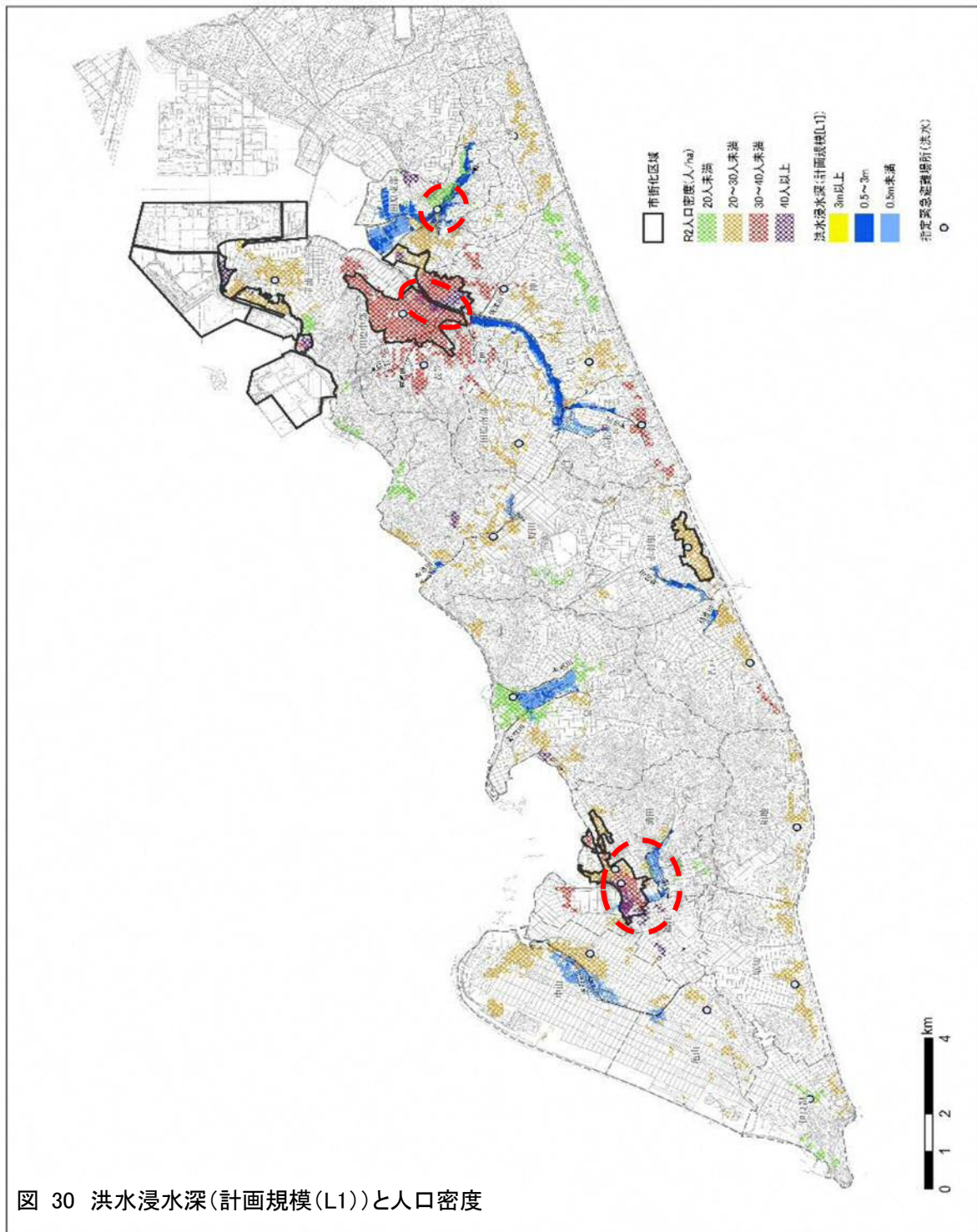


図 30 洪水浸水深(計画規模(L1))と人口密度

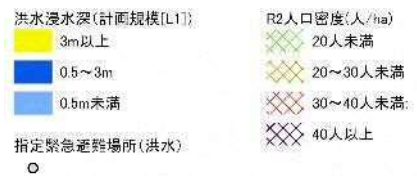
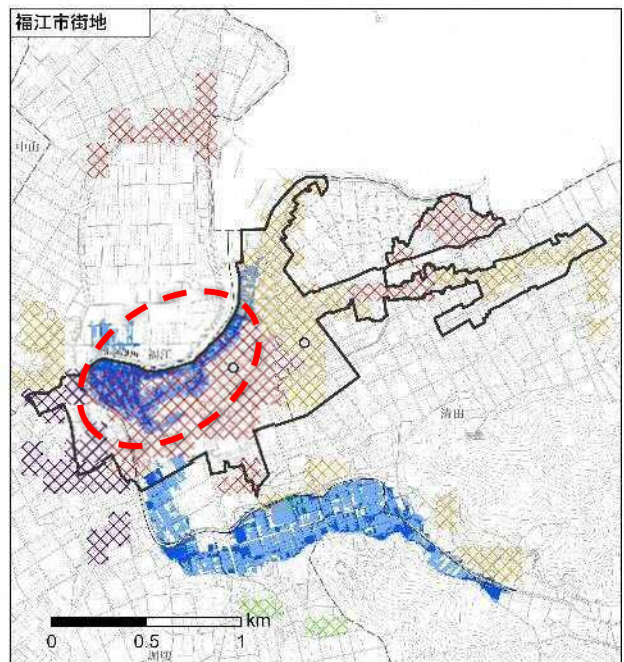
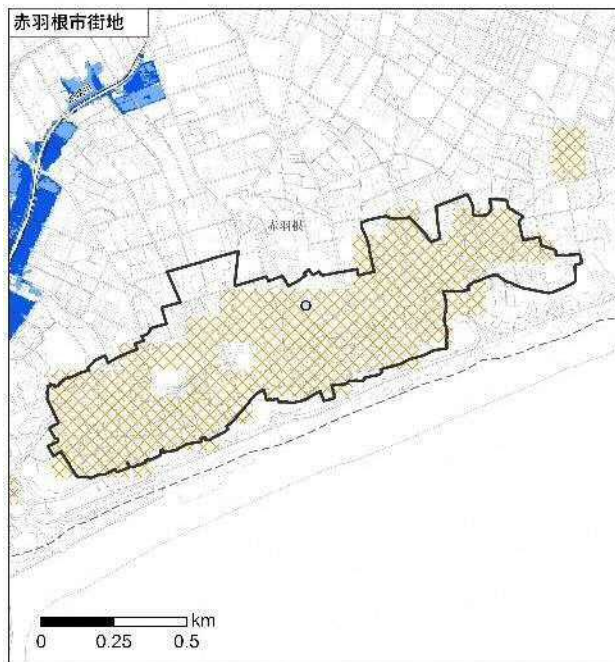
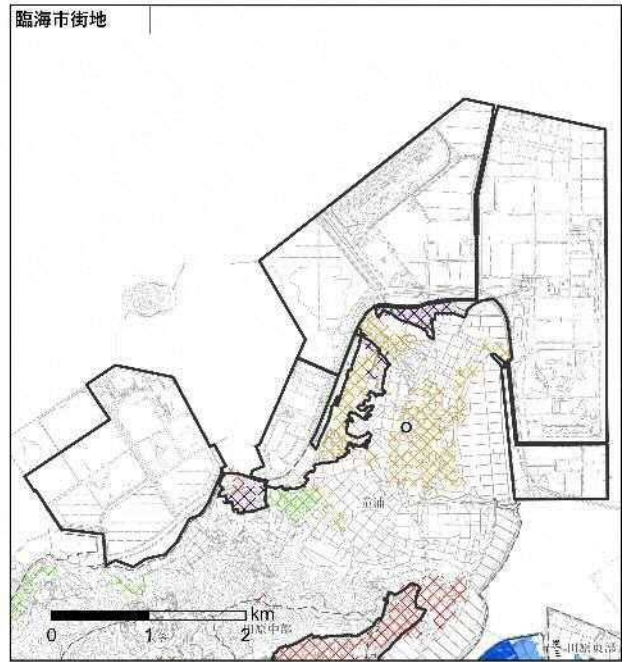
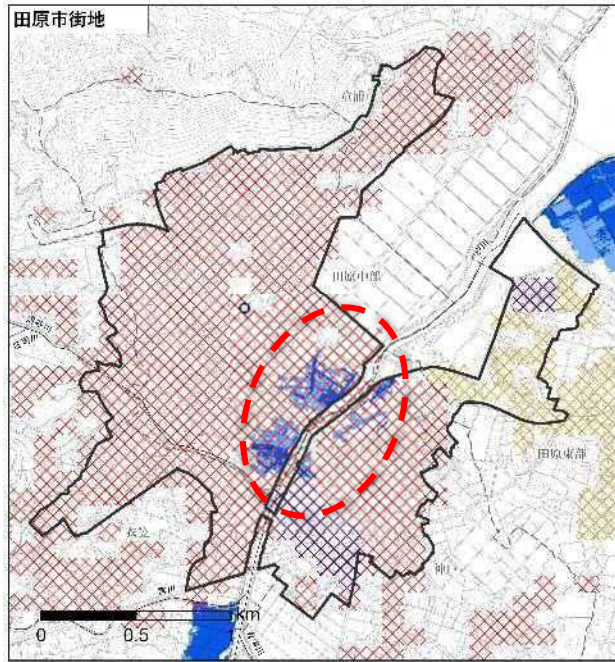


図 31 洪水浸水深(計画規模[L1])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2]) × 人口密度]

浸水継続時間が長引くと、ライフラインが途絶えるなど生活が困難となるおそれがあります。なお、一般的に備蓄品は災害発生時から 72 時間分を用意することが望ましいとされていますが、本市においては浸水継続時間が 72 時間を超える箇所は存在しません。

田原市街地及び福江市街地で浸水継続が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる田原市街地の東赤石では、浸水継続時間が 12 時間未満と想定されており、同じく人口密度 40 人/ha 以上となる福江市街地の保美町の一部では、浸水継続時間が 24 時間以上と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区及び中山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所、田原東部地区及び泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水継続時間が概ね 24 時間未満と想定されています。

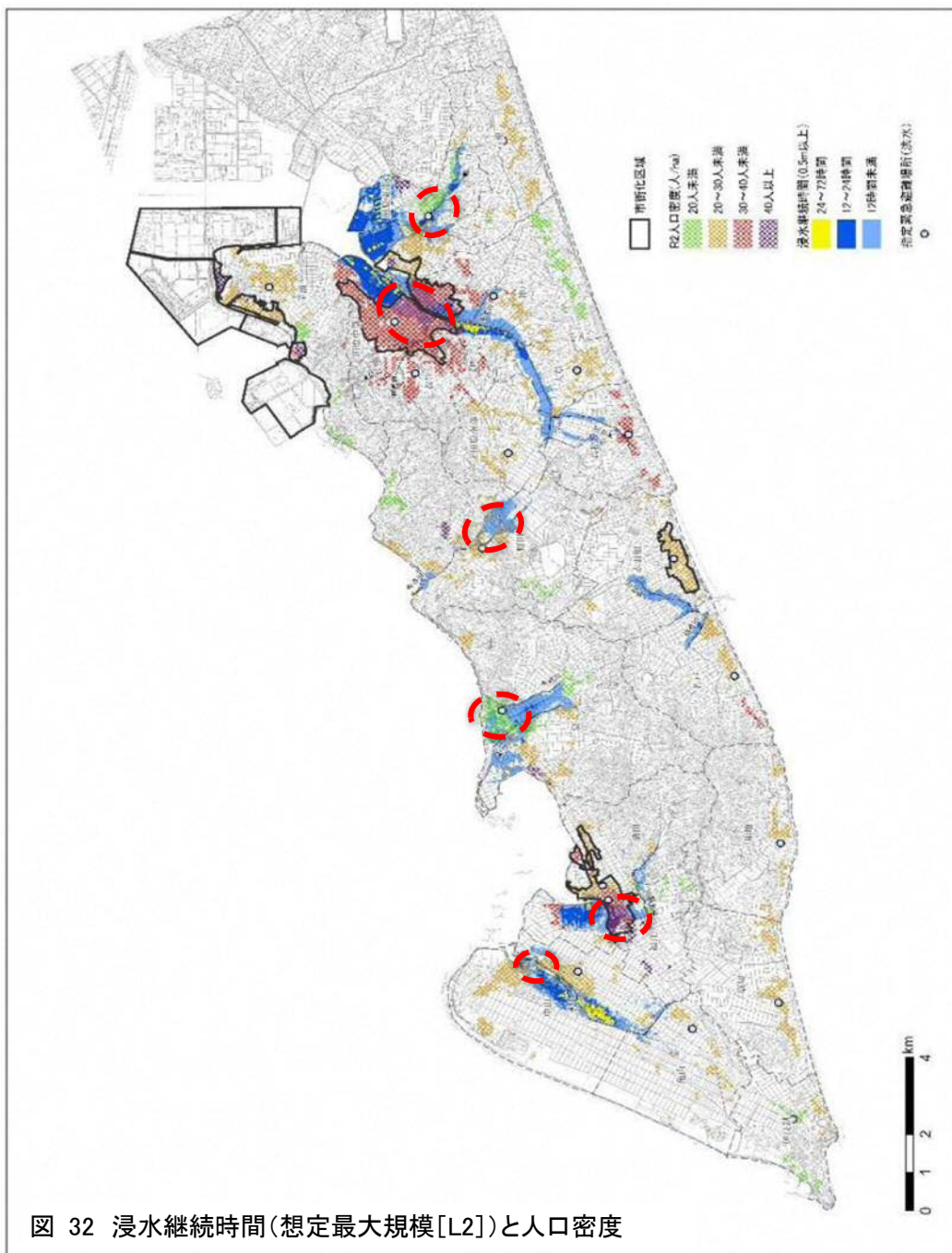


図 32 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度

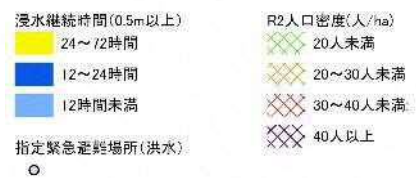
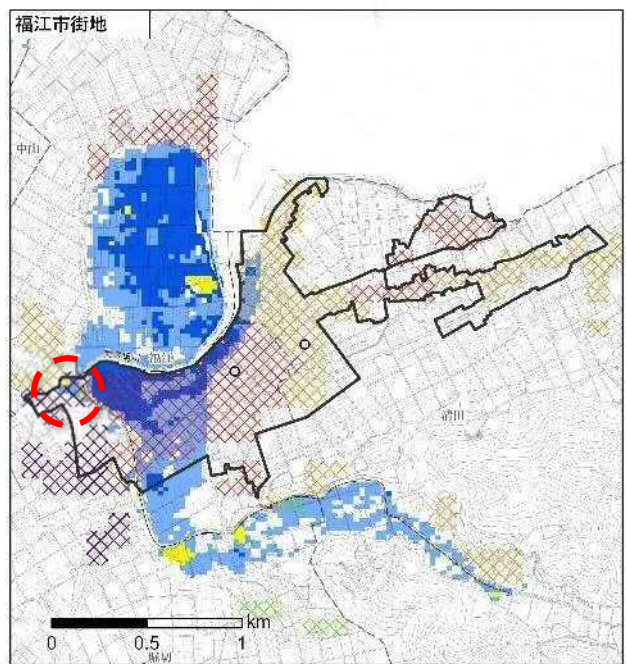
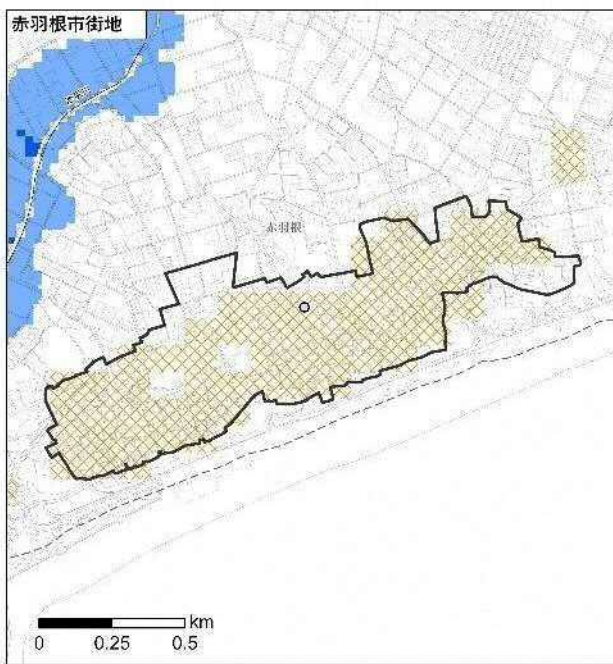
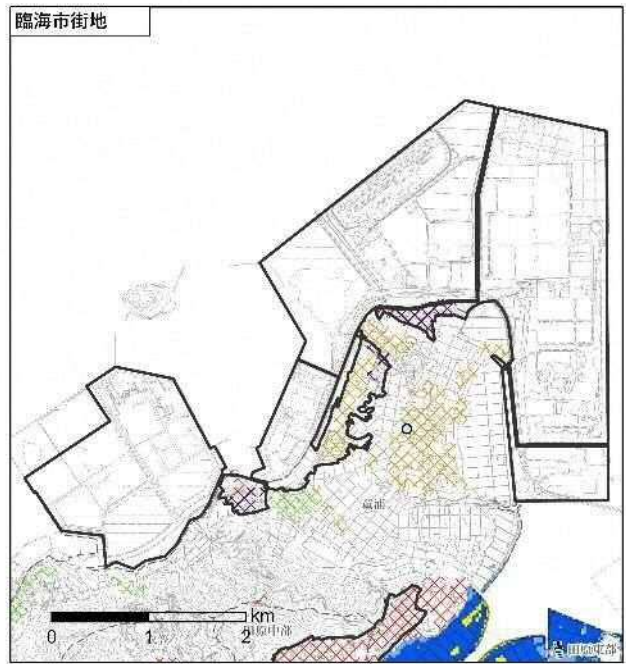
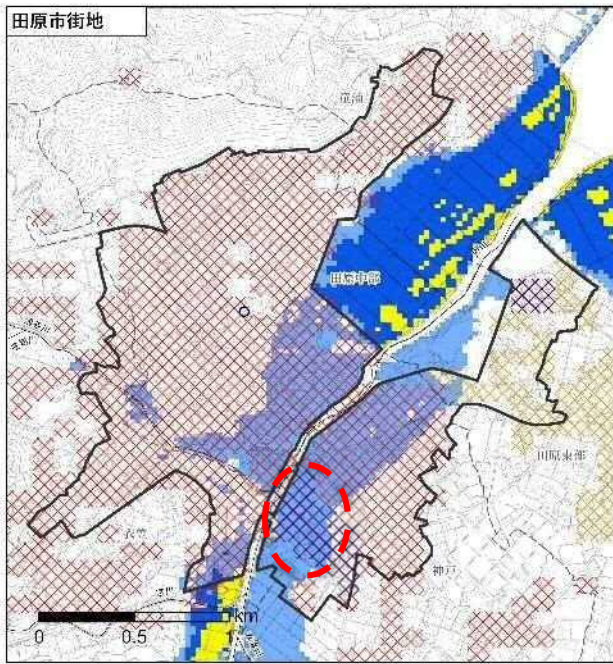


図 33 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])×人口密度]

人口密度が概ね 30～40 人/ha となる田原市街地及び福江市街地の一部で、洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

また、市街化調整区域において、野田地区の人口密度 20～30 人/ha の地区、泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所で、洪水による河岸侵食で家屋倒壊の危険が想定されています。

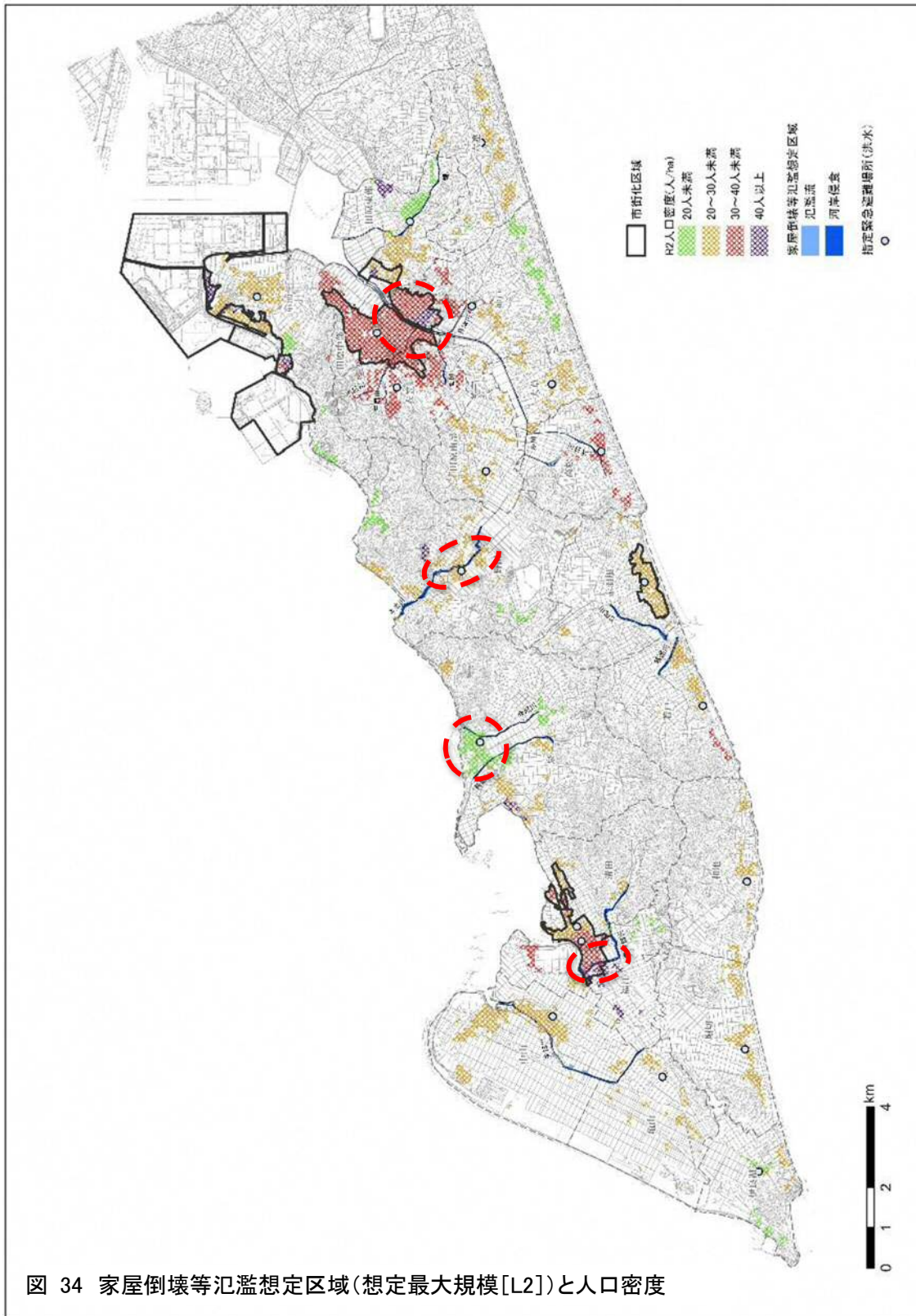


図 34 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度

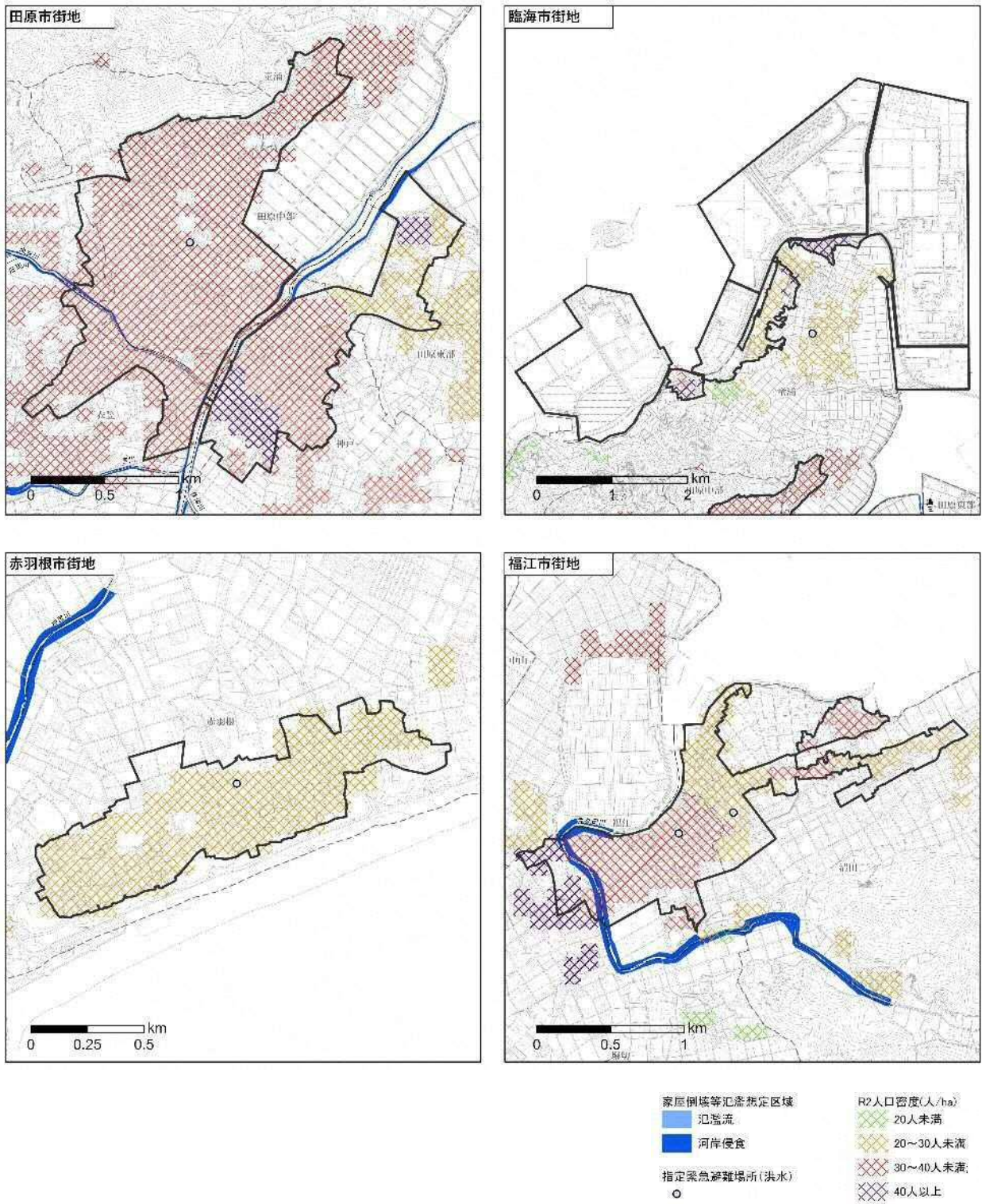


図 35 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と人口密度 市街地拡大図

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている箇所は、市街化区域においては、田原市街地の道路や駐車場等の地盤が低いところで想定されています。市街化調整区域においては、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区、福江地区、中山地区及び泉地区に 3m 以上の浸水が想定される箇所があります。

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水(想定最大規模[L2])が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30~40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる田原市街地の東赤石、臨海市街地の光崎及び福江市街地の保美町では、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

また、市街化調整区域では、中山地区の人口密度 20~30 人/ha の箇所、野田地区及び泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

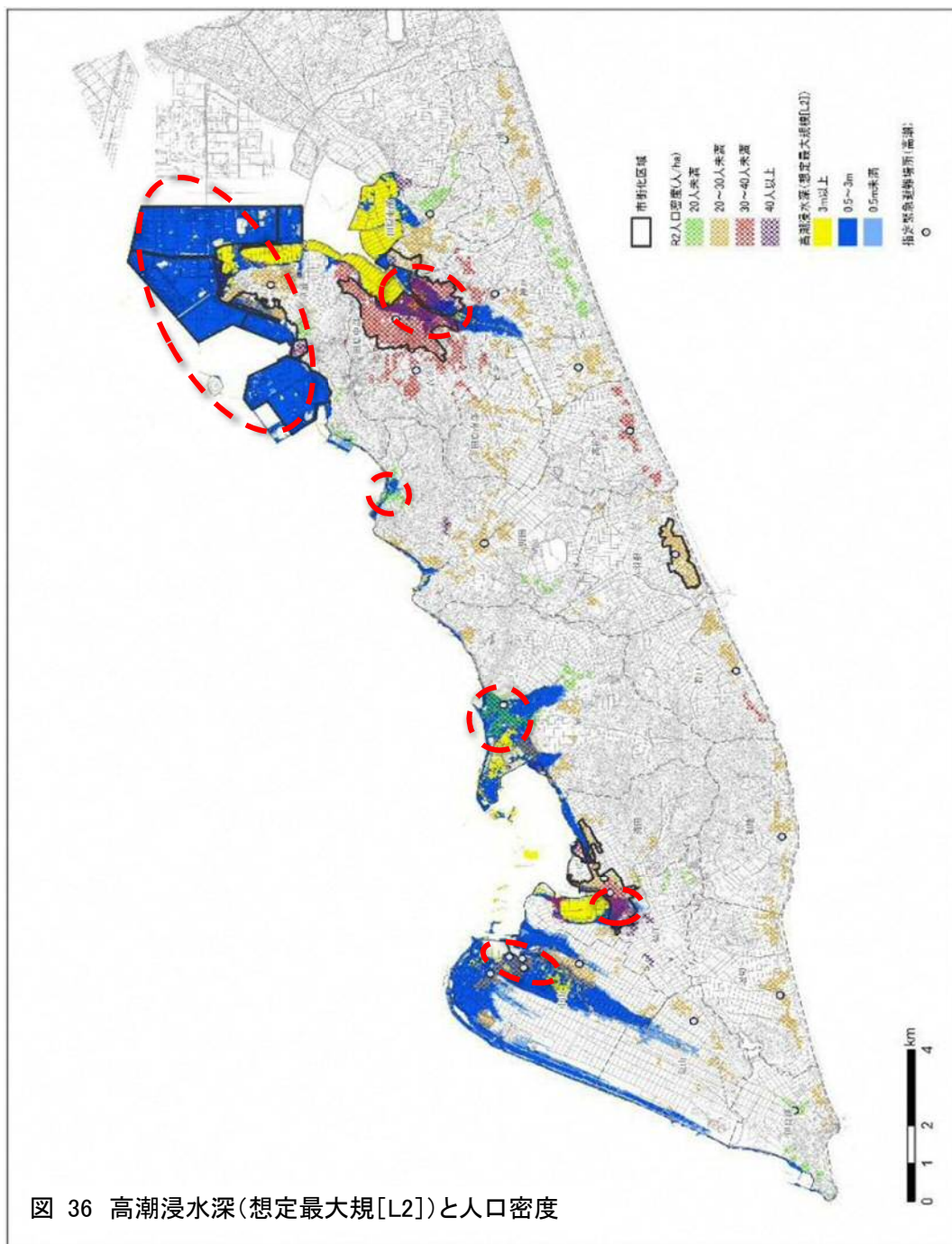


図 36 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と人口密度

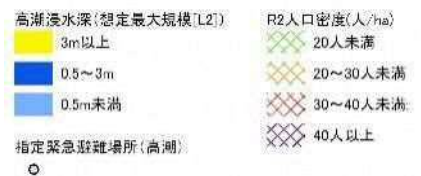
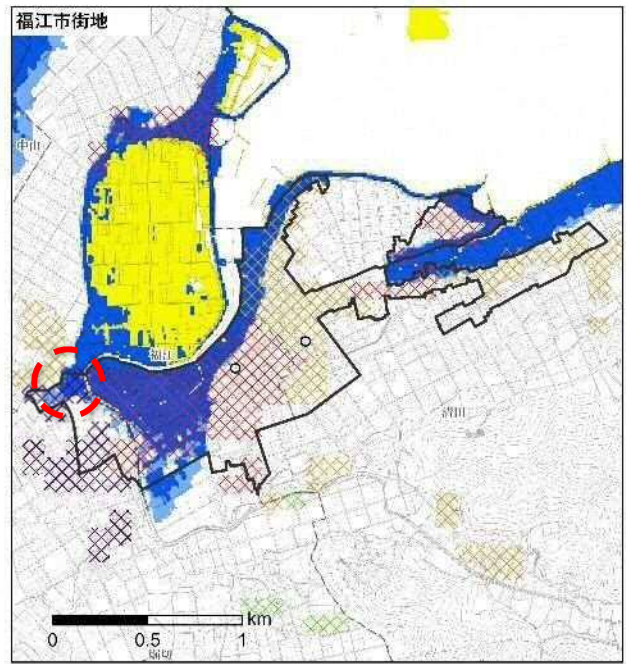
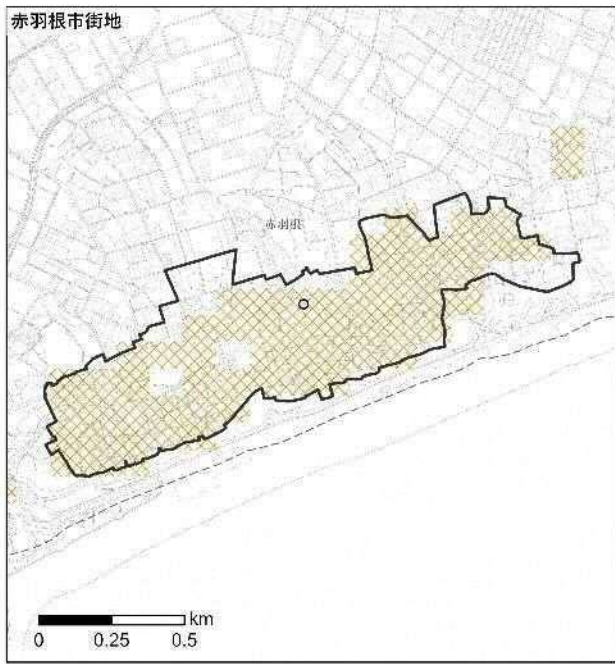
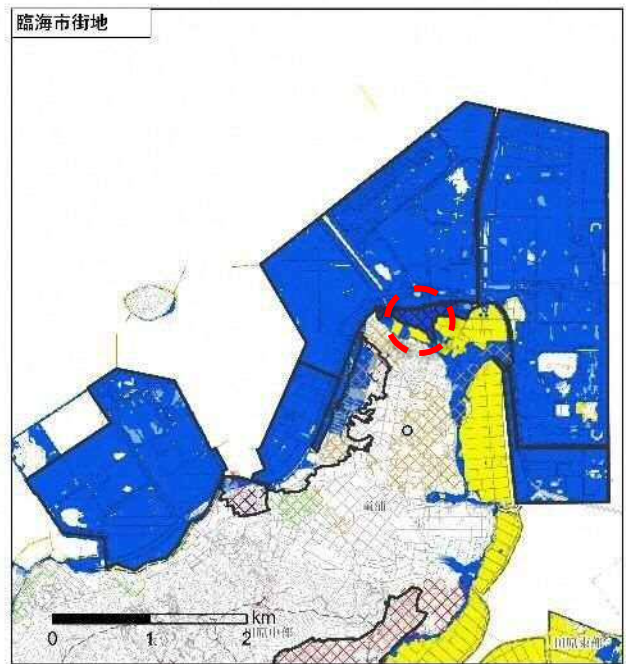
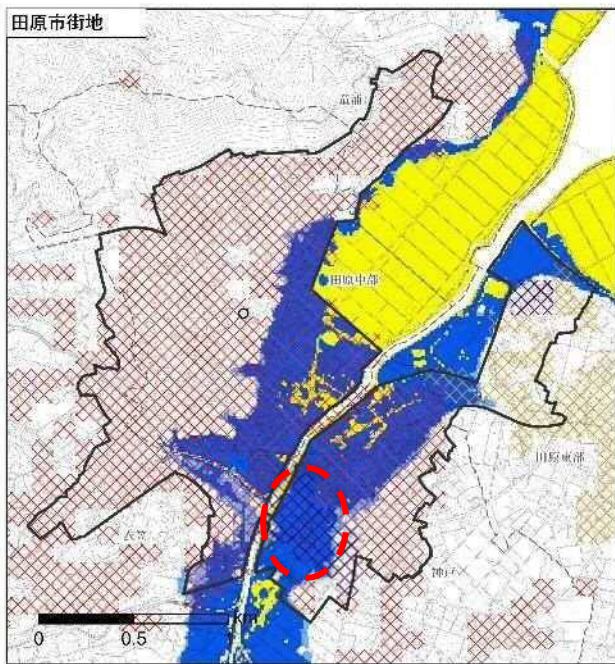


图 37 高潮浸水深(想定最大規[L2])と人口密度 市街地拡大図

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 人口密度]

2階部分が浸水するおそれのある浸水深 3m 以上が想定されている箇所は、市街化区域においては、該当はありません。市街化調整区域においては、田原東部地区、童浦地区、田原中部地区及び泉地区では浸水深 3m 以上が想定される箇所があります。

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で浸水(過去最大規模[L1])が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30~40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる臨海市街地の光崎では、浸水深が 0.5m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区及び泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

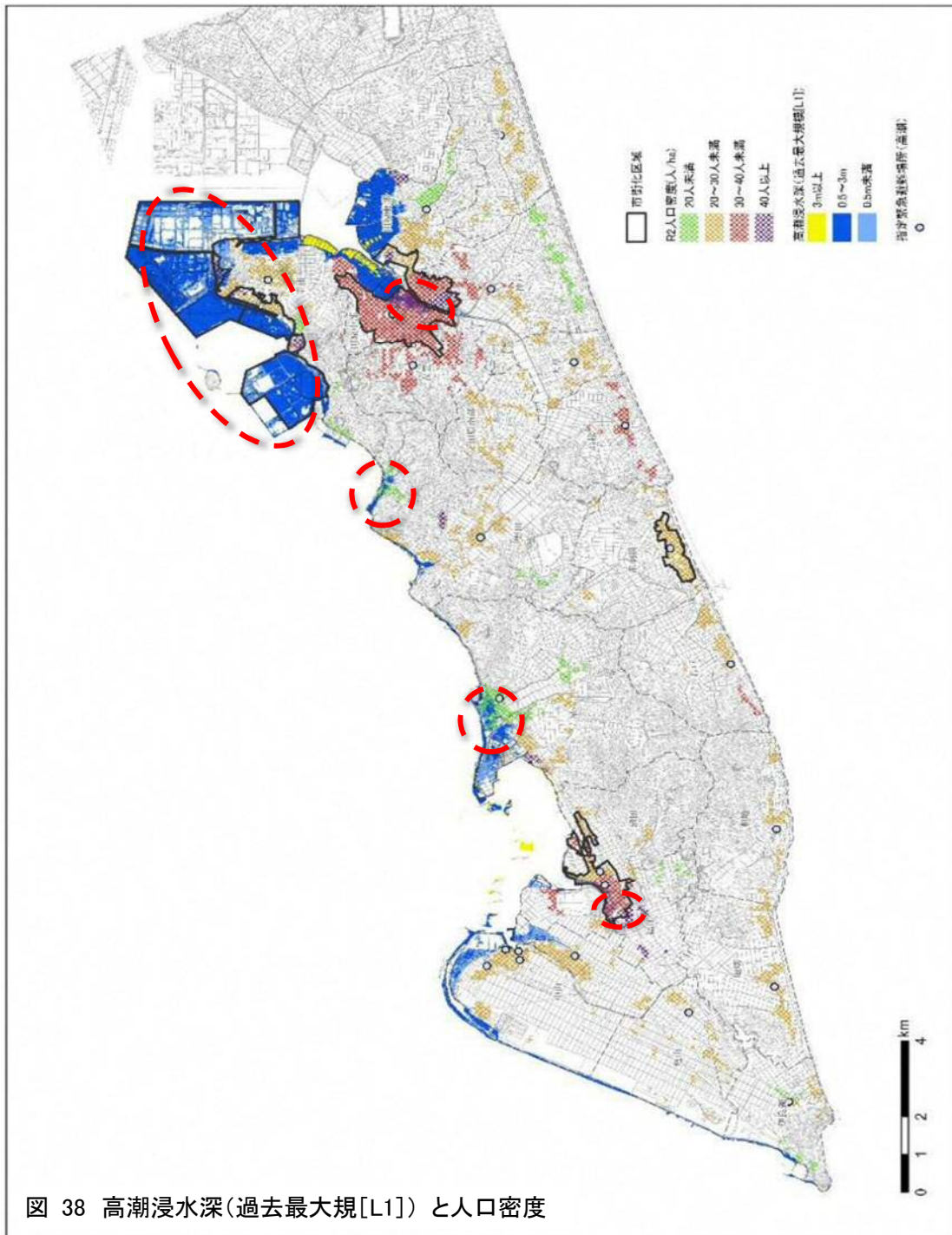


図 38 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と人口密度

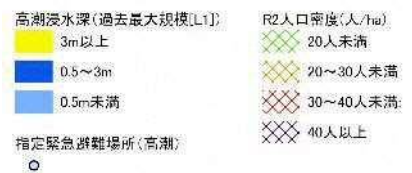
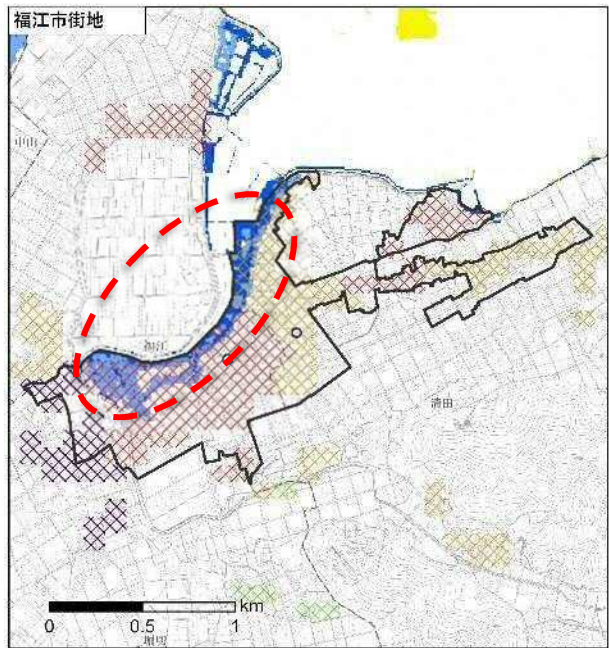
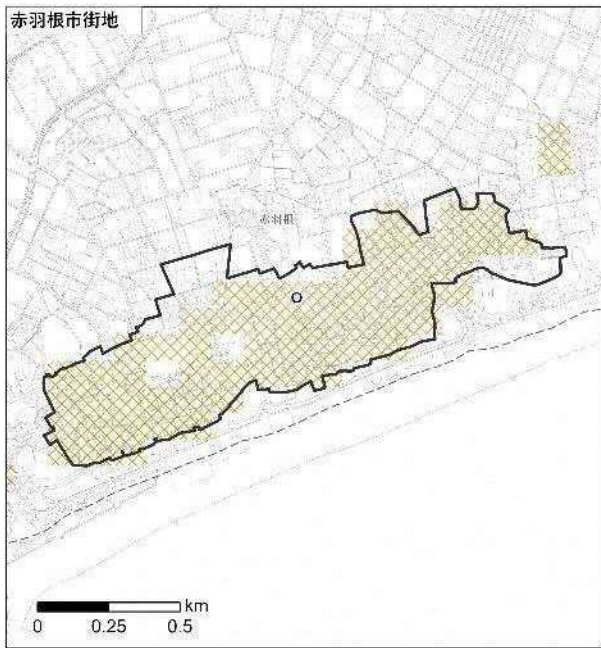
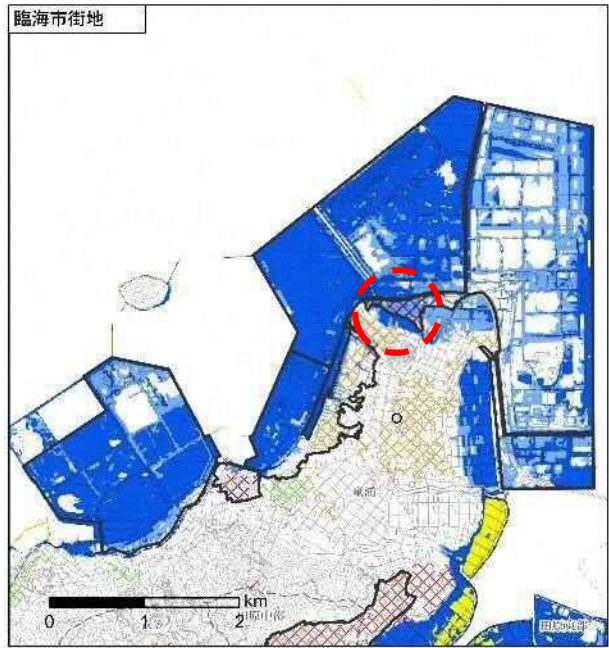
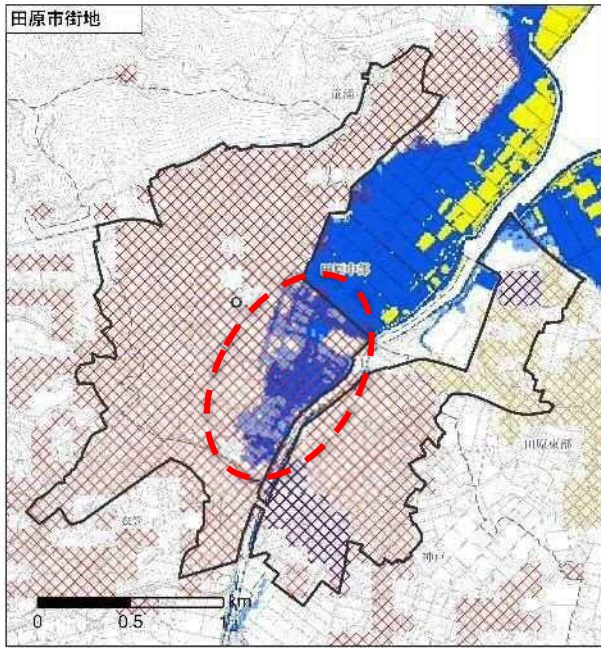
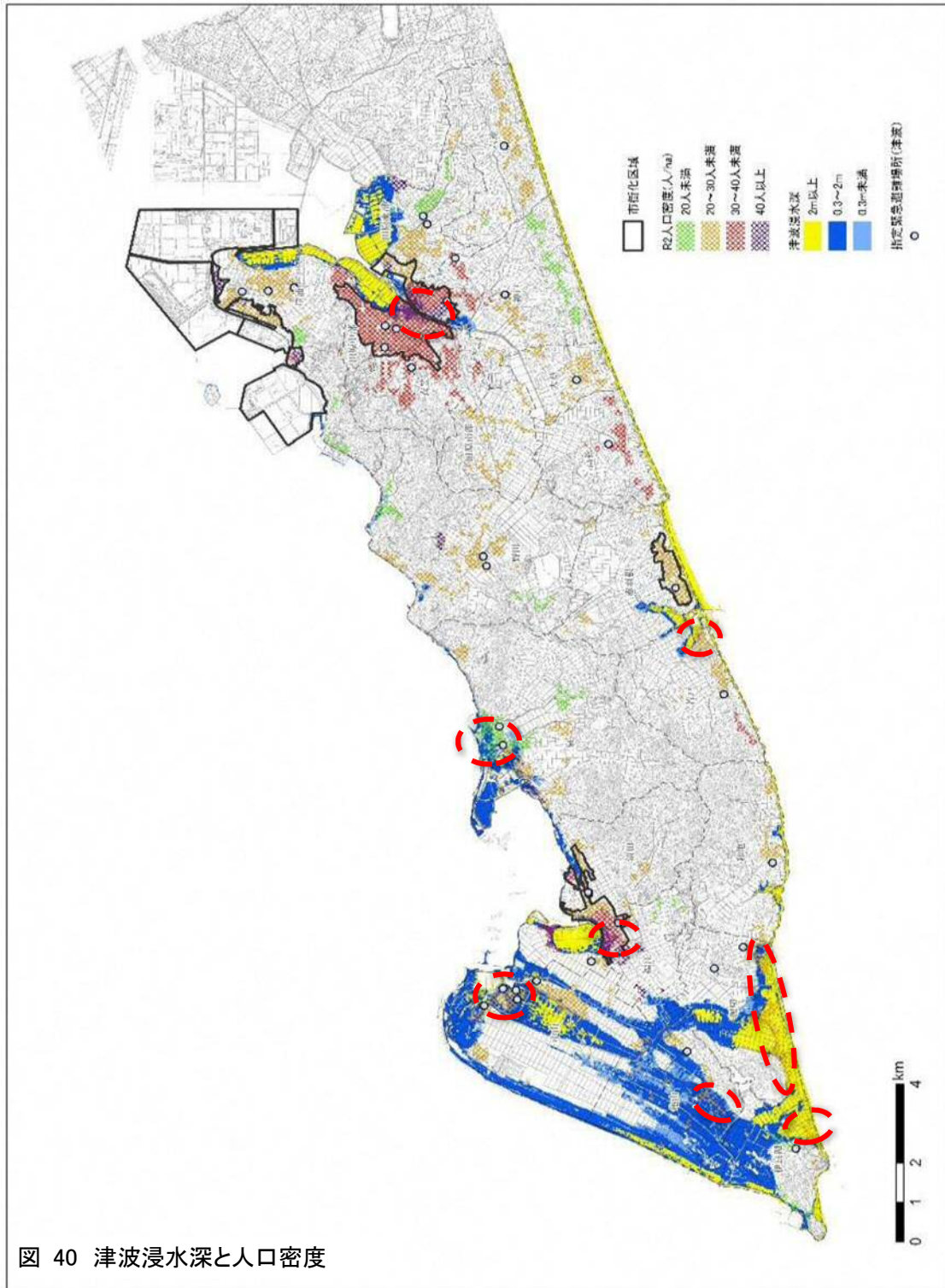


図 39 高潮浸水深(過去最大規[L1])と人口密度 市街地拡大図

[津波浸水深×人口密度]

田原市街地及び福江市街地で津波浸水が想定されている範囲の人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。人口密度が 40 人/ha 以上となる福江市街地の保美町では、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。

また、市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所において、浸水深が 2m 以上と想定されています。亀山地区の人口密度 20～30 人/ha の箇所、泉地区の人口密度 20 人/ha 未満の箇所において、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。



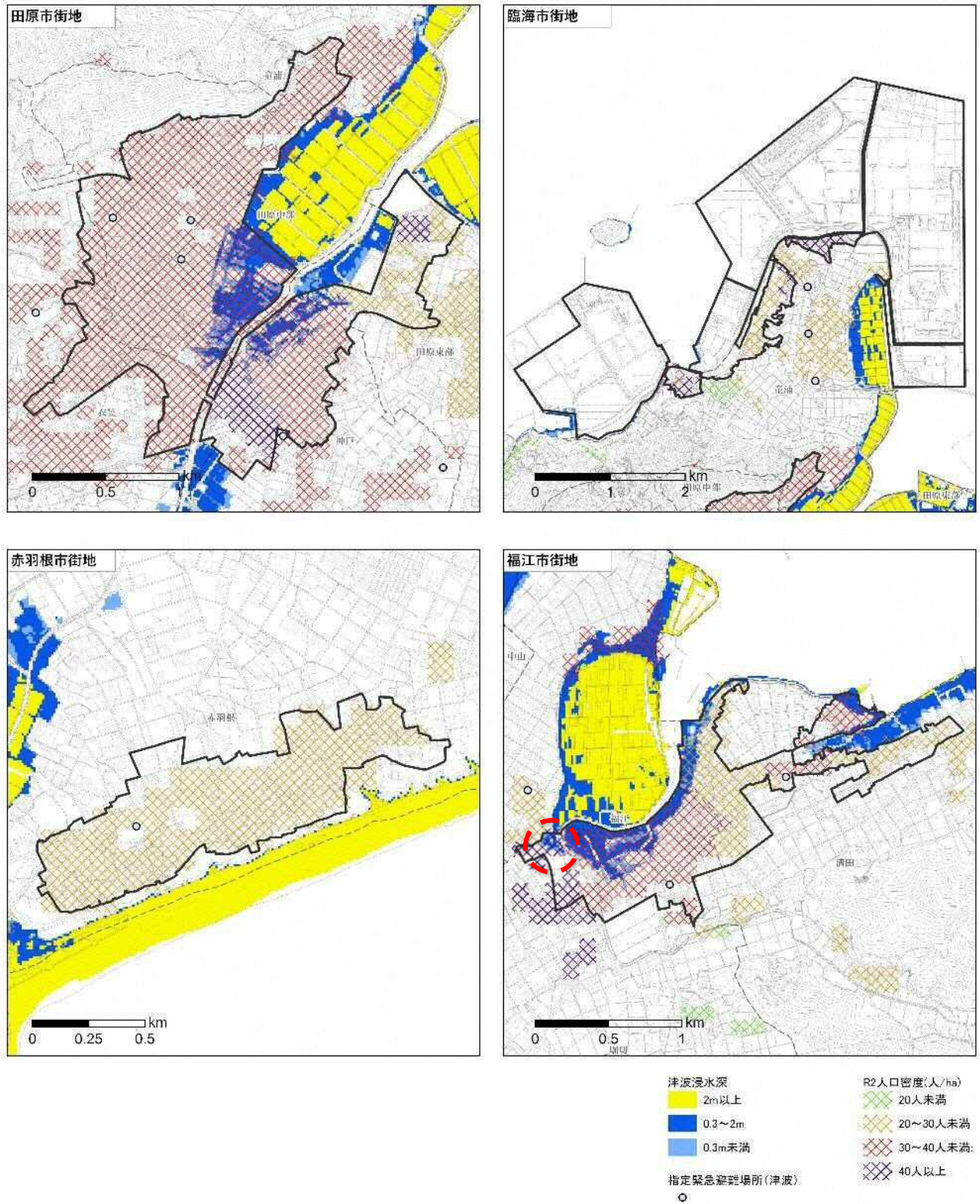
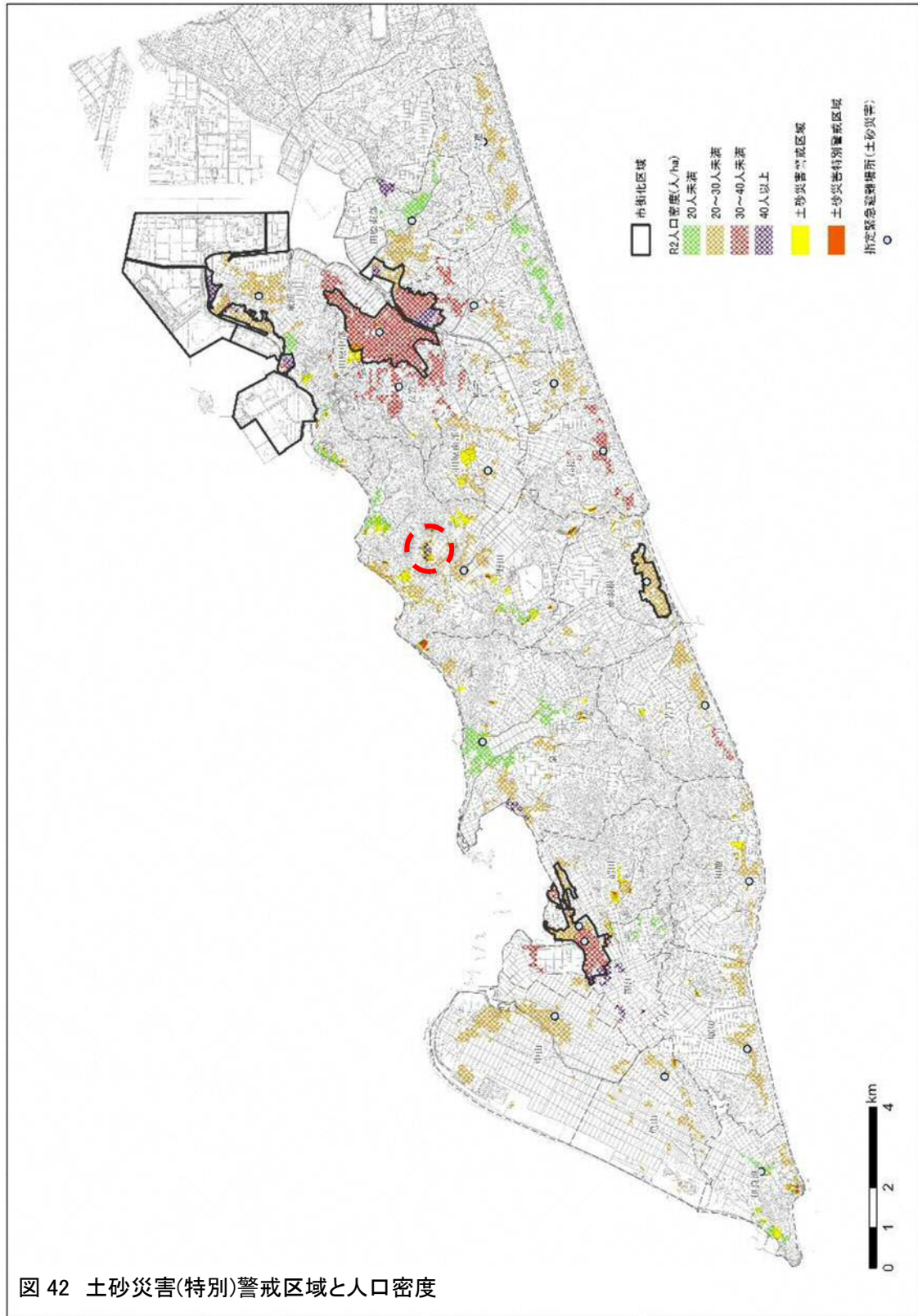


图 41 津波浸水深と人口密度 市街地拡大図

[土砂災害×人口密度]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地で土砂災害が想定されている箇所の人口密度は、概ね 30～40 人/ha となっています。また、市街化調整区域では、全域にわたり急傾斜地付近等で土砂災害が想定される箇所が分布しています。このなかで、野田地区(ほとと台)の人口密度 40 人/ha 以上の地区において、土砂災害のおそれがあります。



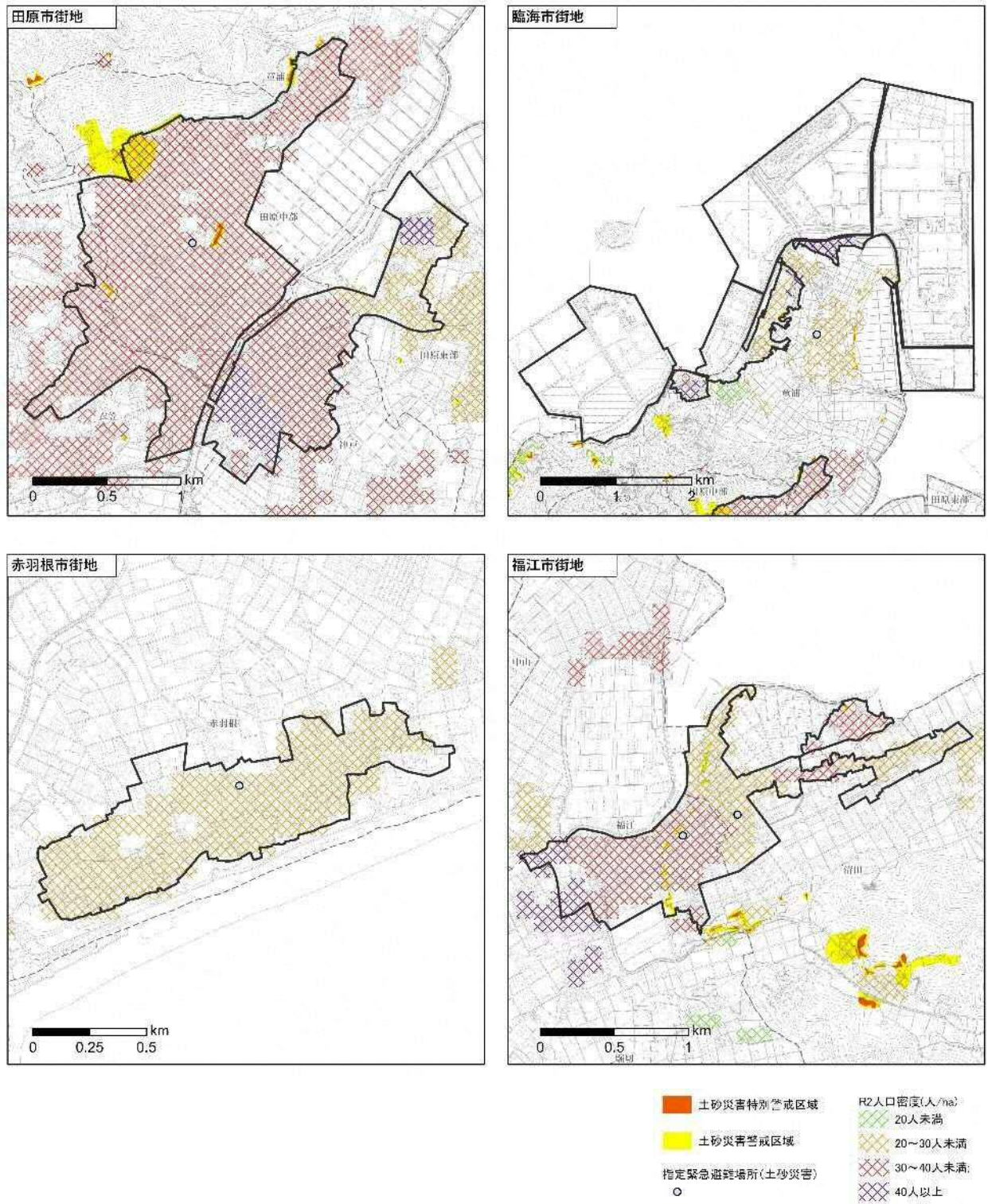


图 43 土砂災害(特別)警戒区域と人口密度 市街地拡大図

② 要援護者割合を踏まえた災害の状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30～40%となる地区、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上となる地区において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

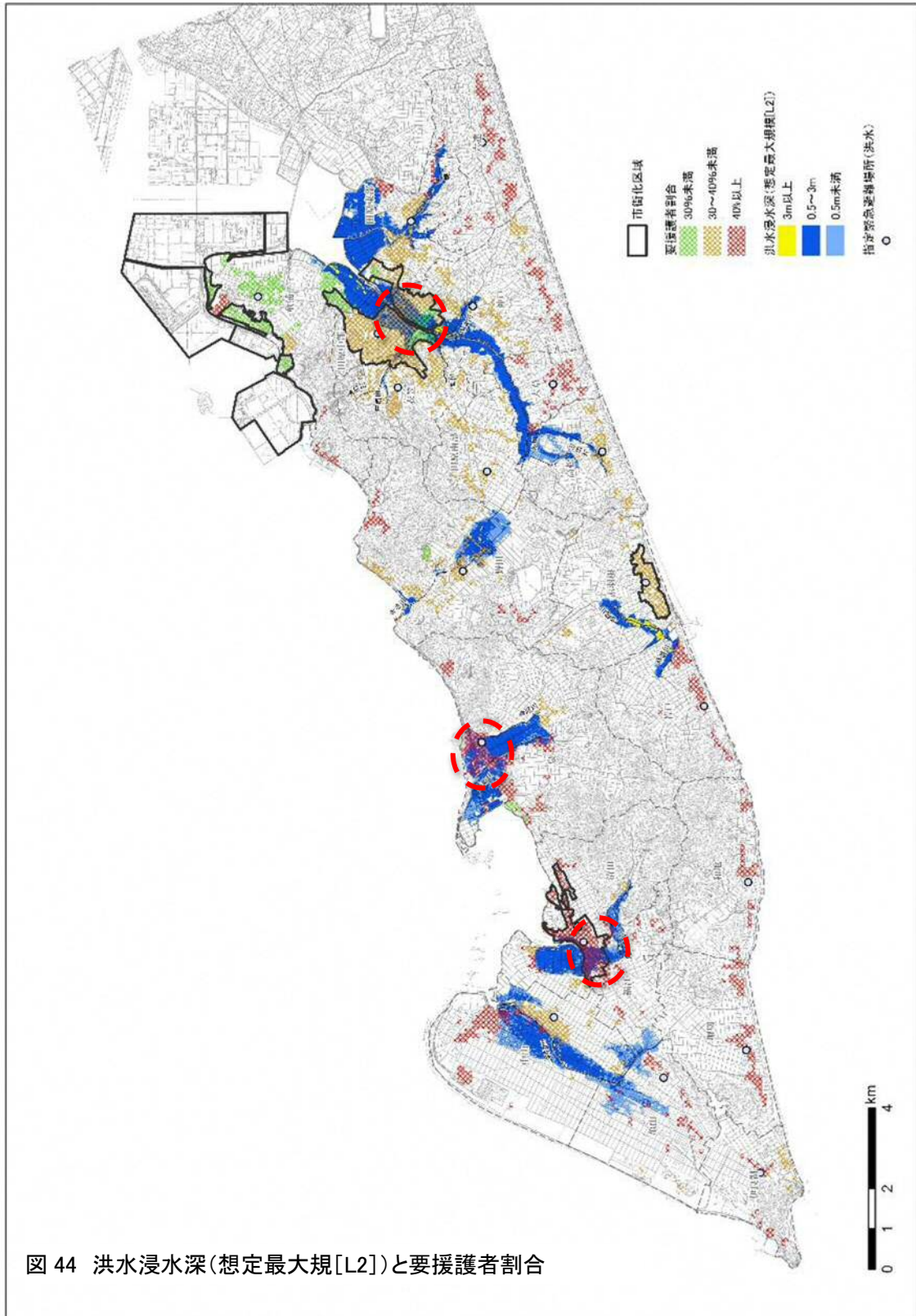


図 44 洪水浸水深(想定最大規[L2])と要援護者割合

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 要援護者割合]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30～40%となる箇所において、浸水深(想定最大規模[L2])が 3m 以上と想定されるところがあります。一方で、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上の箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、野田地区、中山地区及び泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 3m 未満と想定されています。

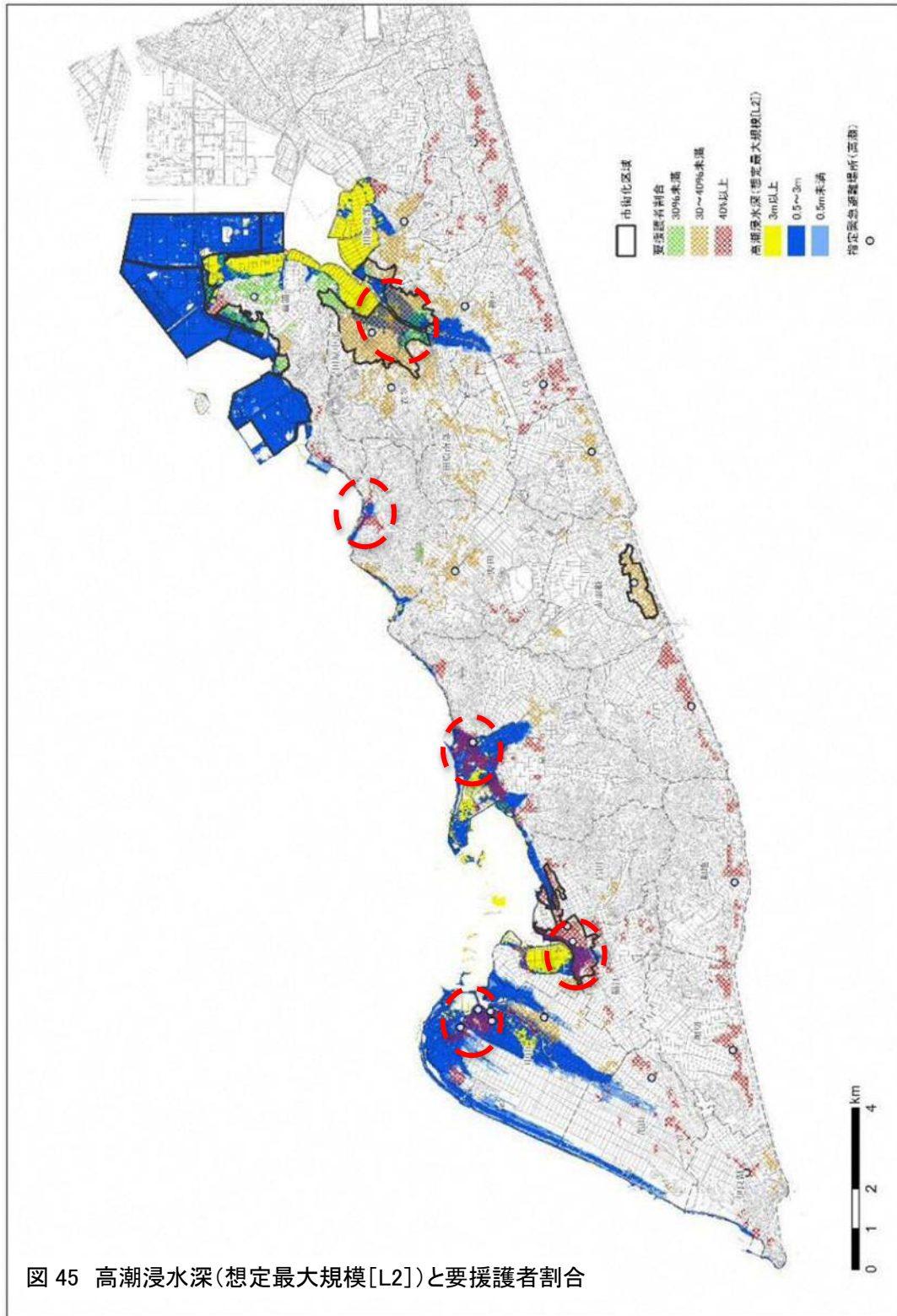


図 45 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と要援護者割合

[津波浸水深×要援護者割合]

田原市街地の要援護者割合が概ね 30～40%となる地区、福江市街地の要援護者割合が概ね 40%以上となる箇所において、浸水深が概ね 2m 未満と想定されています。また、市街化調整区域では、若戸地区、堀切地区、伊良湖地区及び中山地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が 2m 以上と想定されています。亀山地区及び泉地区の要援護者割合が 40%以上となる箇所において、浸水深が 2m 未満と想定されています。

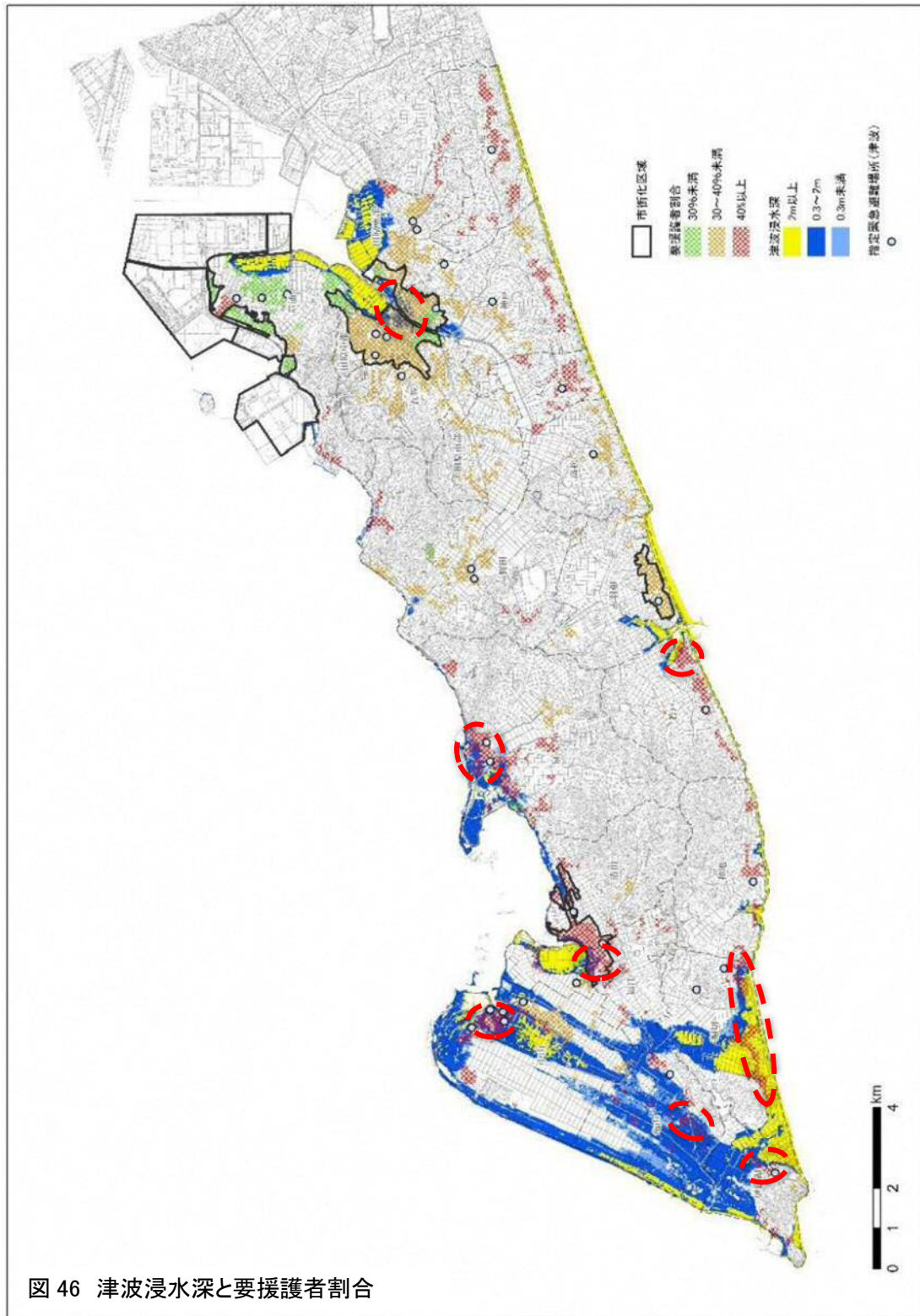


図 46 津波浸水深と要援護者割合

③ 指定緊急避難場所と福祉施設の災害状況

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深 3m 以上が想定される施設はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所が泉地区に 1 か所あります。

福祉施設で浸水深 3m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所は、田原東部地区で 1 か所、神戸地区で 1 か所、田原中部地区で 1 か所あり、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、泉地区で 1 か所あります。

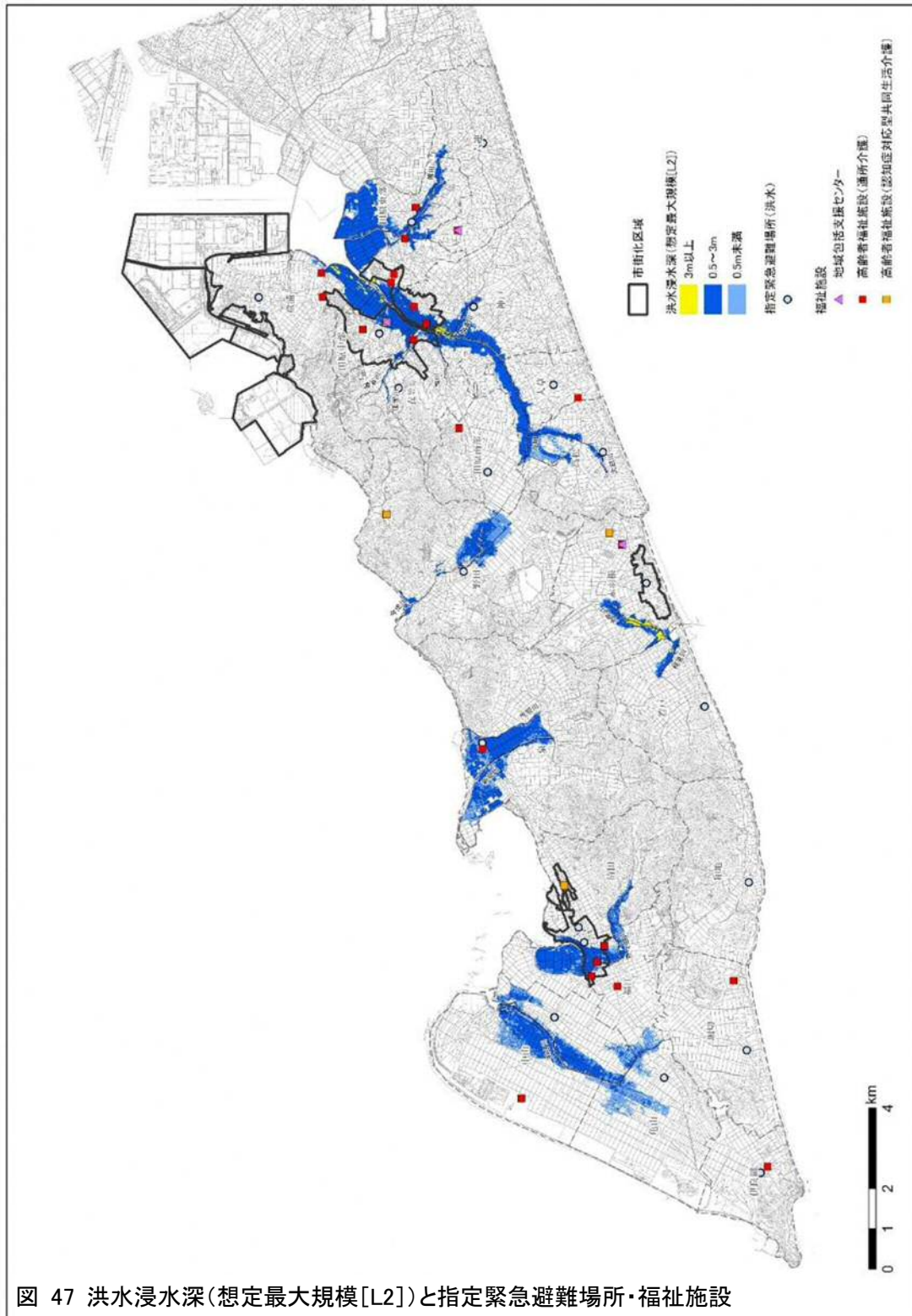


図 47 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

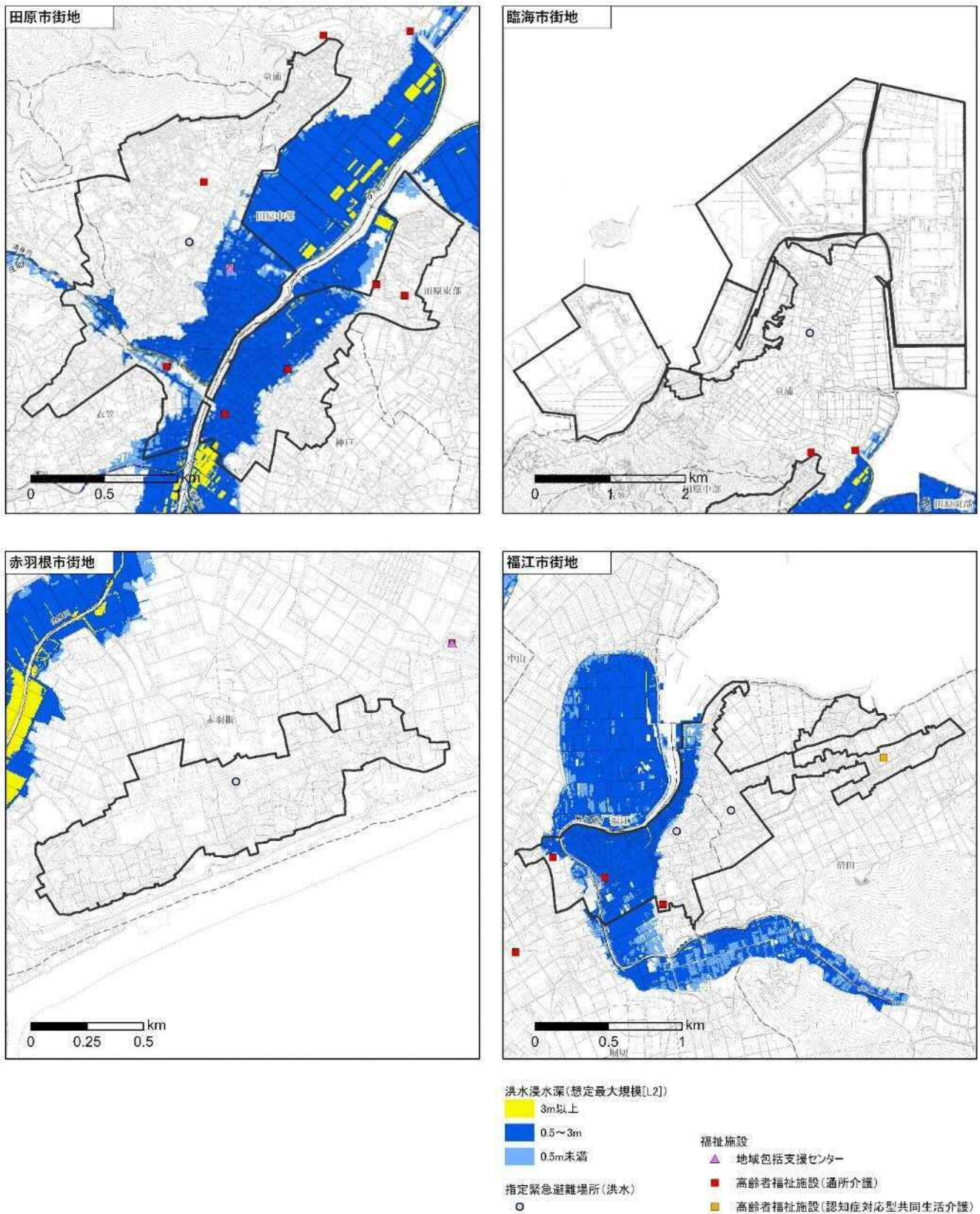


図 48 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 浸水深(計画規模[L1]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深3m以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深0.5~3mが想定されている箇所は、田原東部地区で1か所あります。

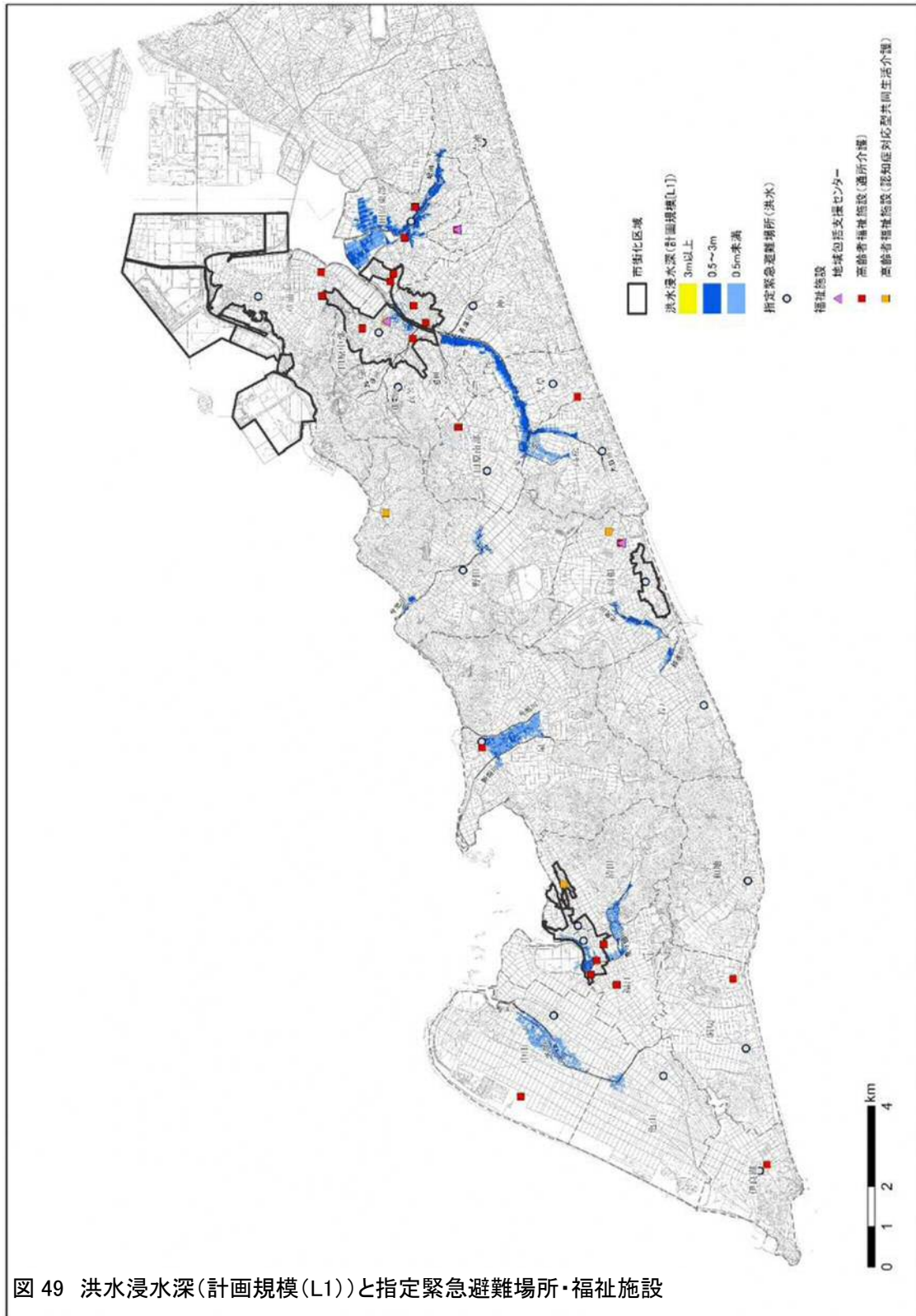


図 49 洪水浸水深(計画規模(L1))と指定緊急避難場所・福祉施設

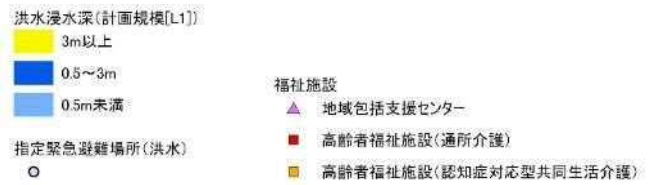
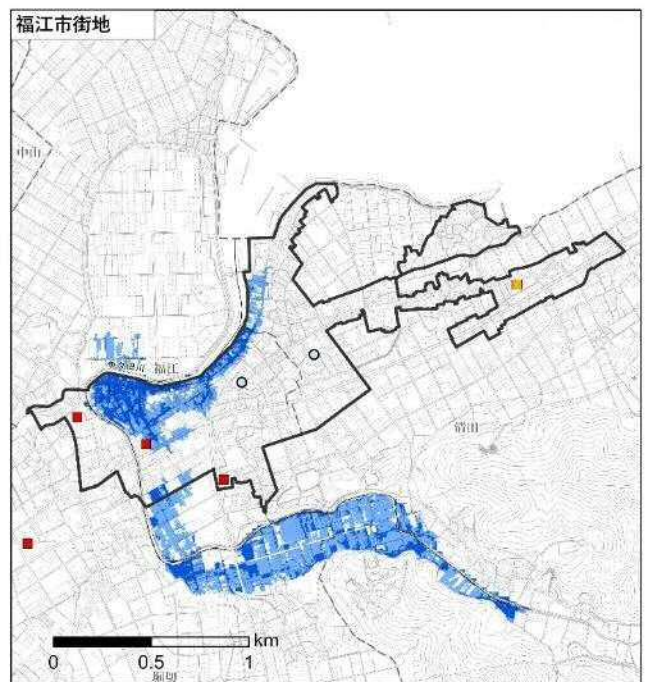
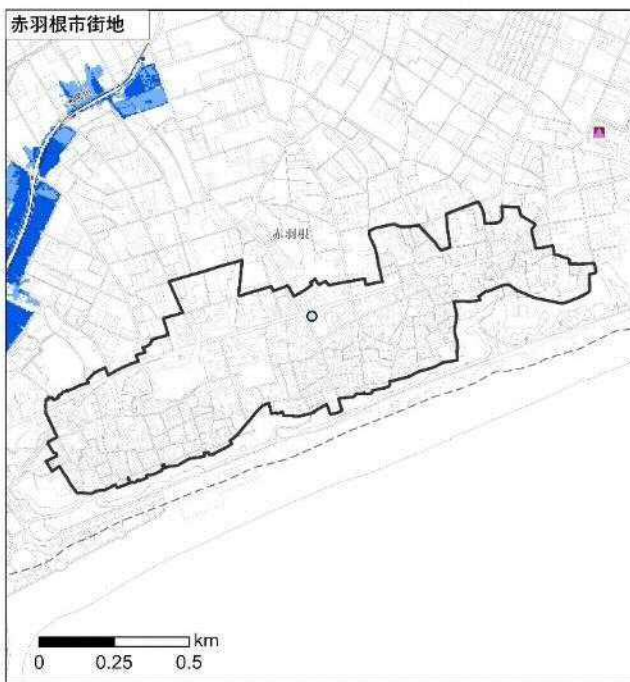
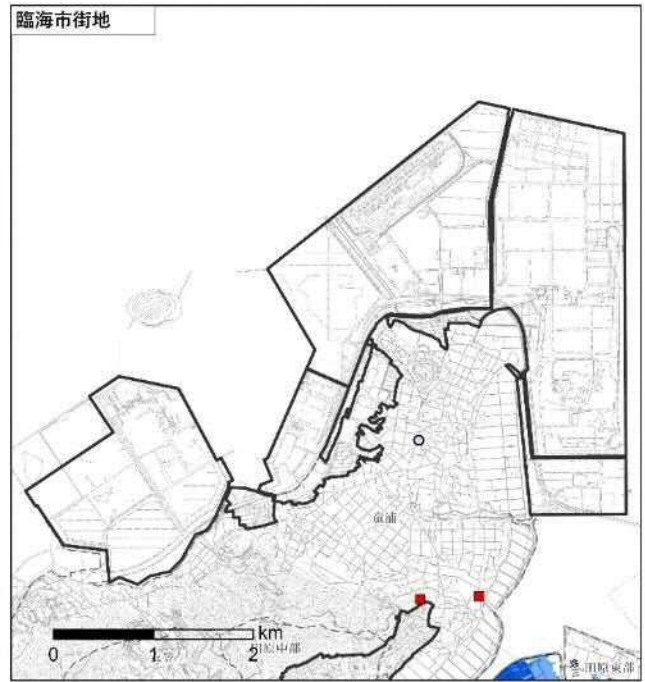
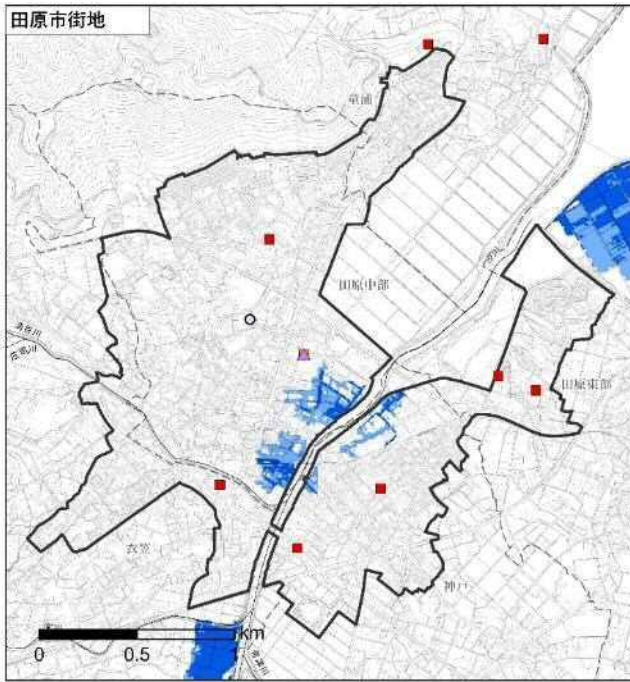


図 50 洪水浸水深(計画規模[L1])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 浸水継続時間(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水継続時間が72時間を超えると想定される施設はありませんが、浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が泉地区に1か所あります。

福祉施設で浸水継続時間が12～72時間に想定されている箇所はありませんが、浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所は、田原東部地区で1か所、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あります。

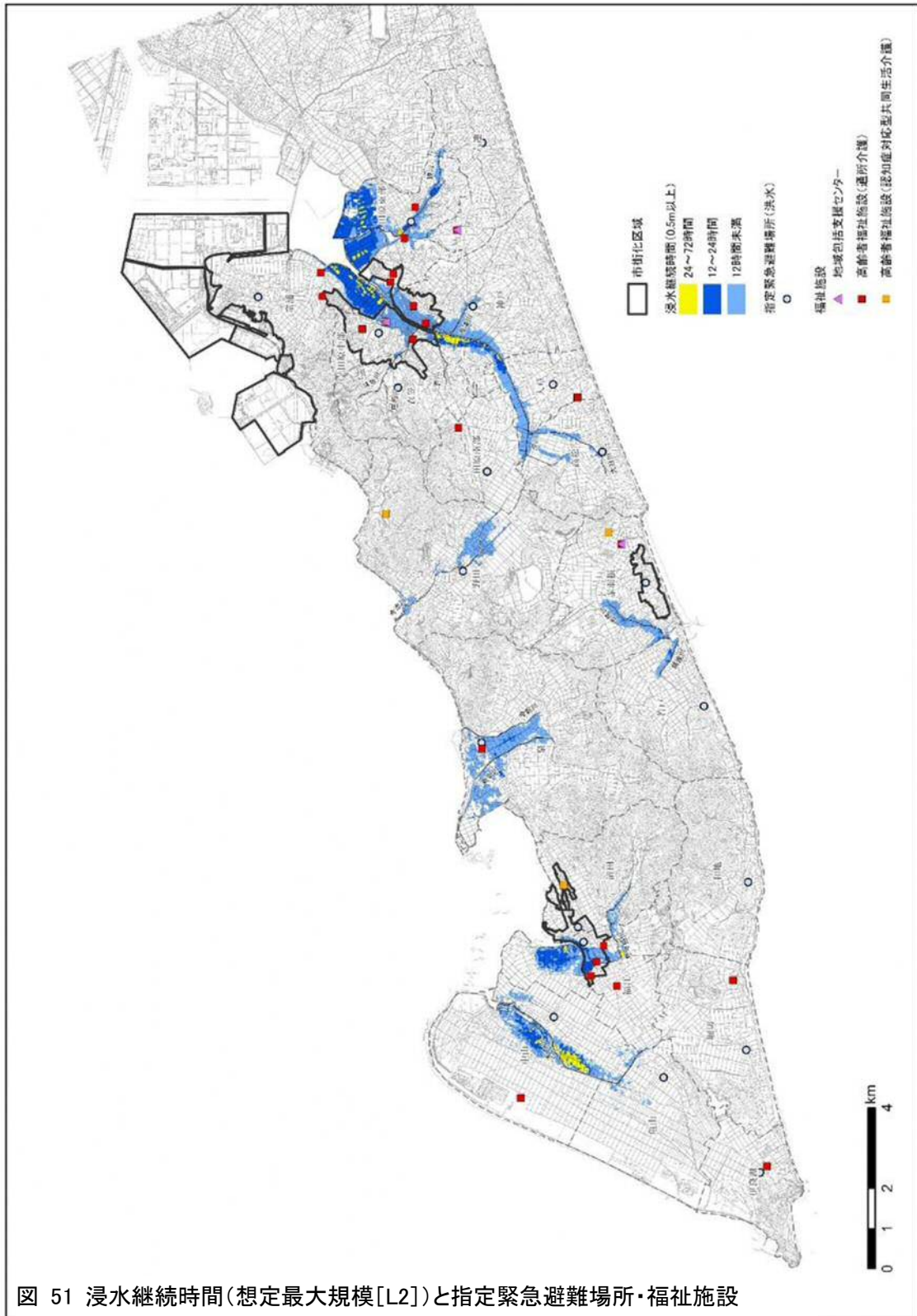


図 51 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

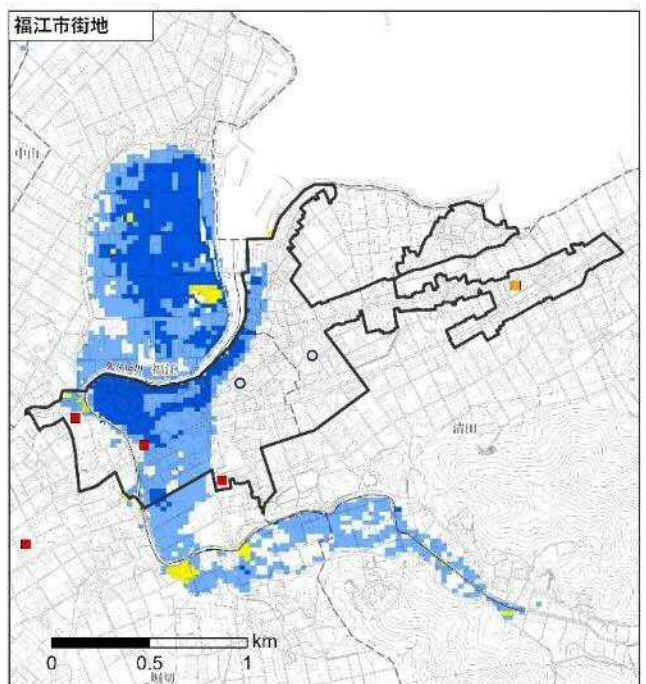
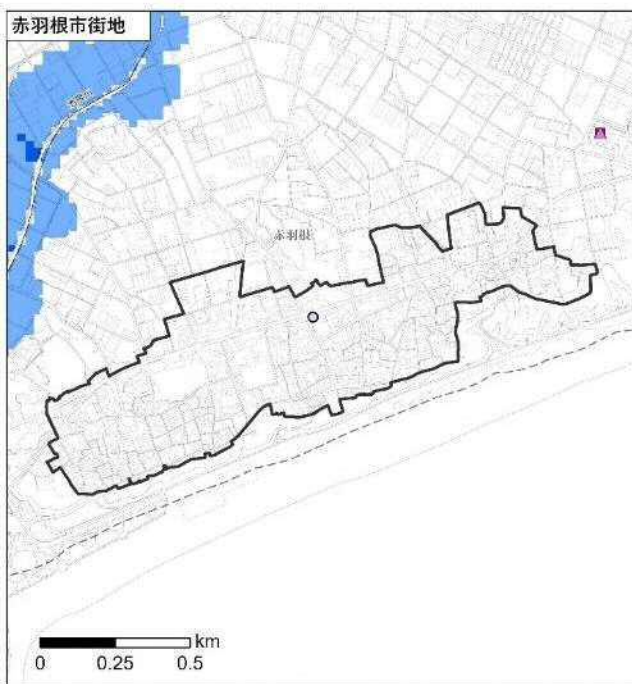
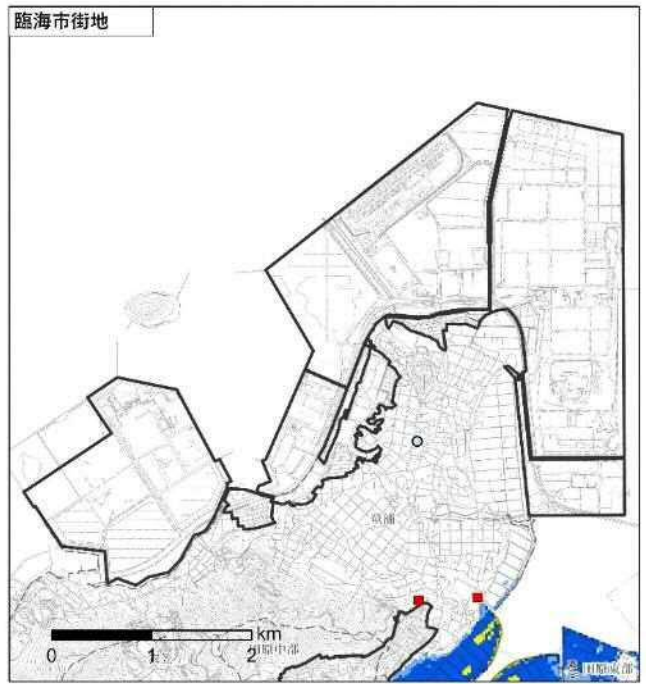
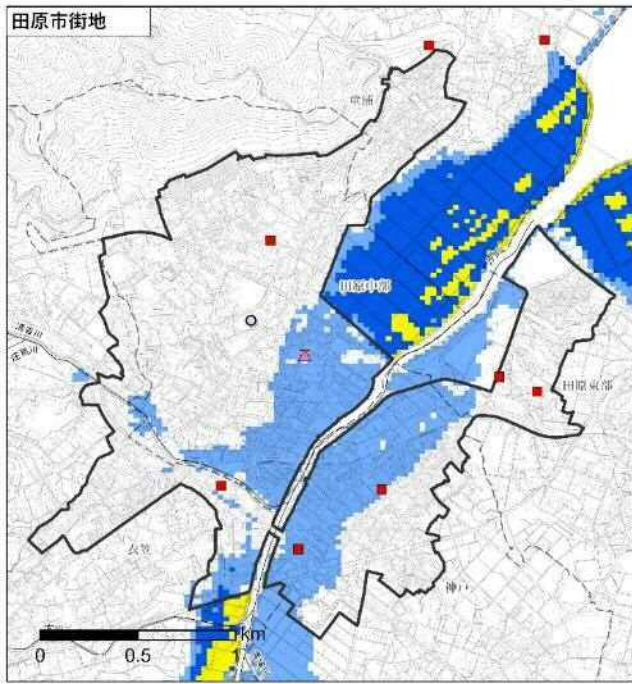


図 52 浸水継続時間(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

福祉施設で家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設はありません。

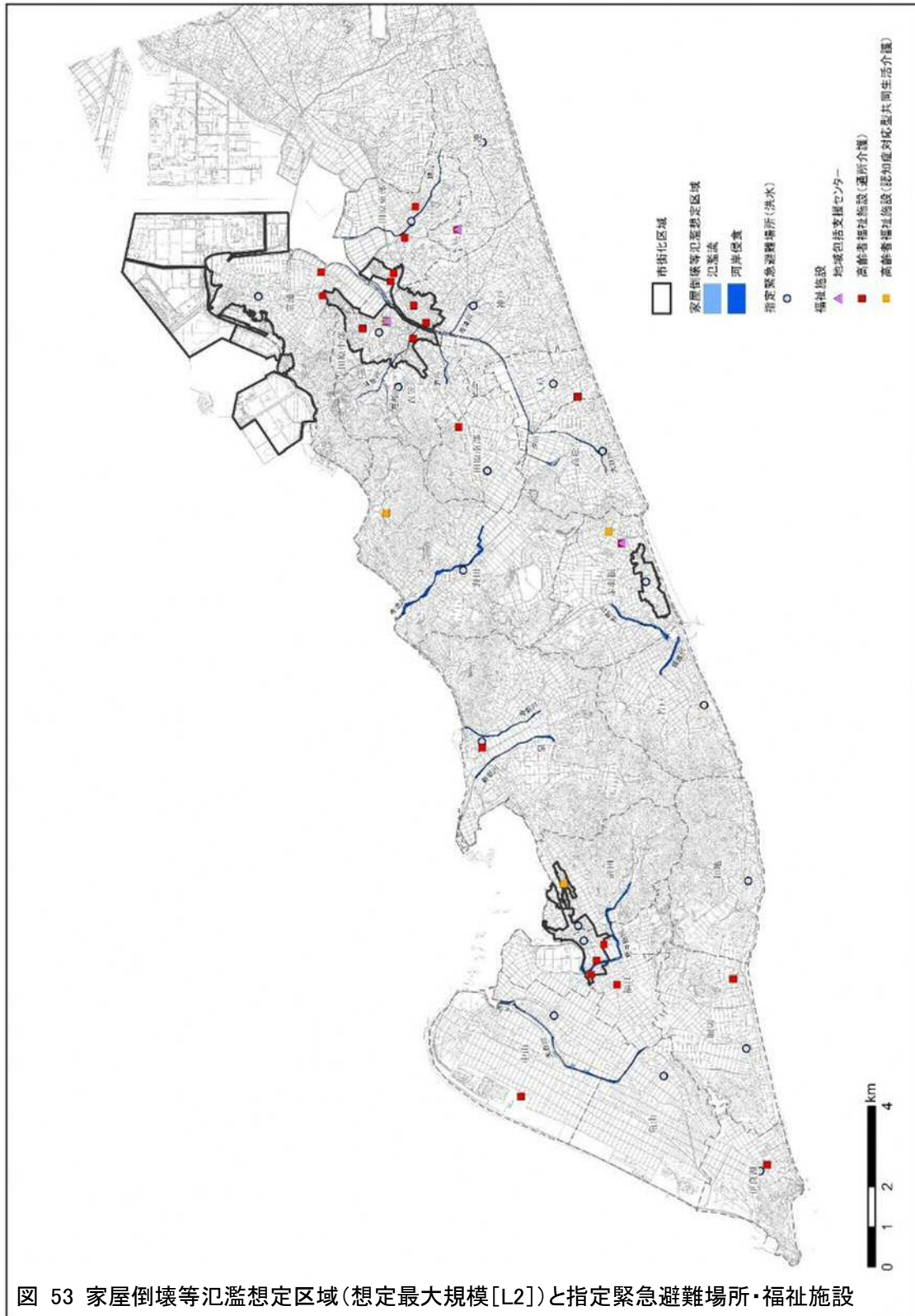


図 53 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

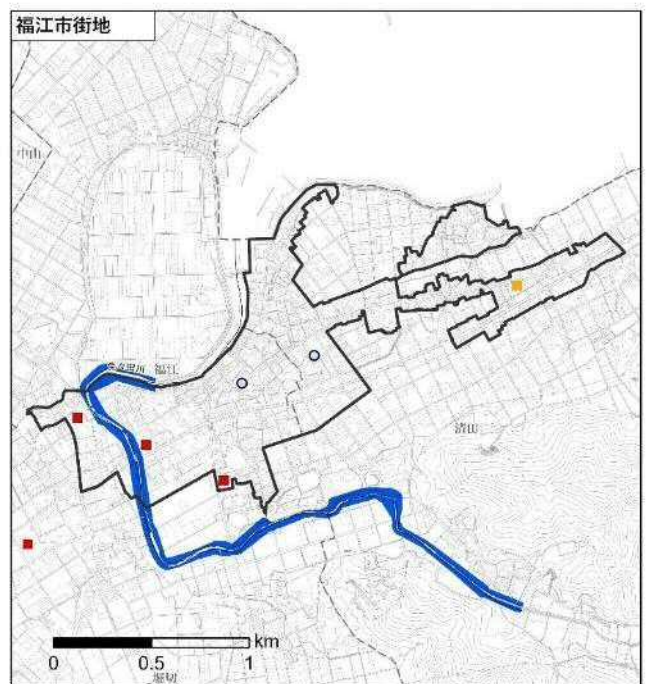
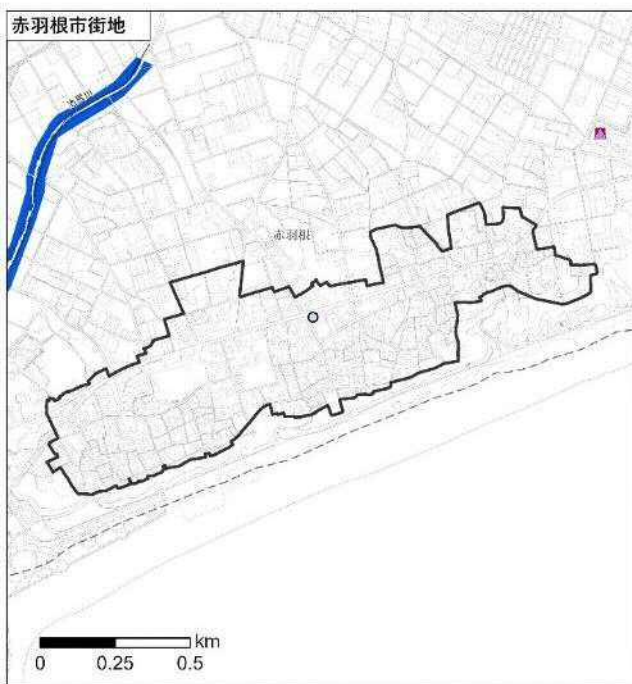
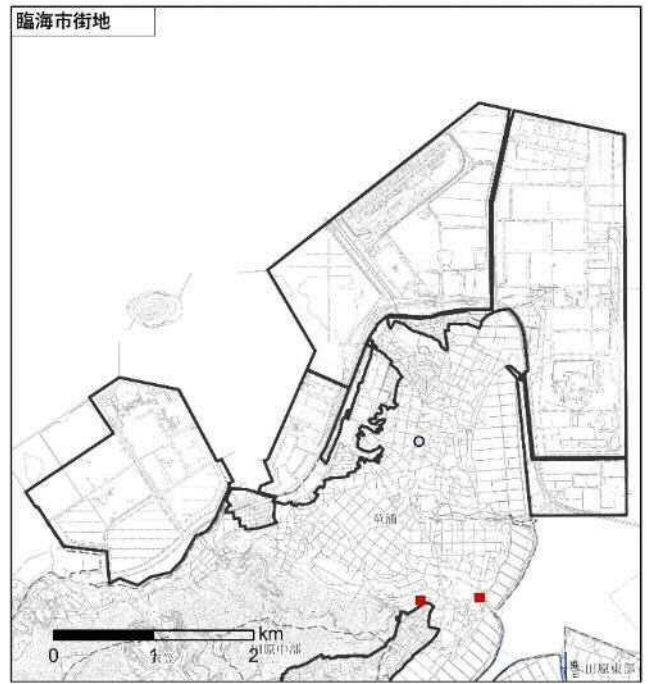
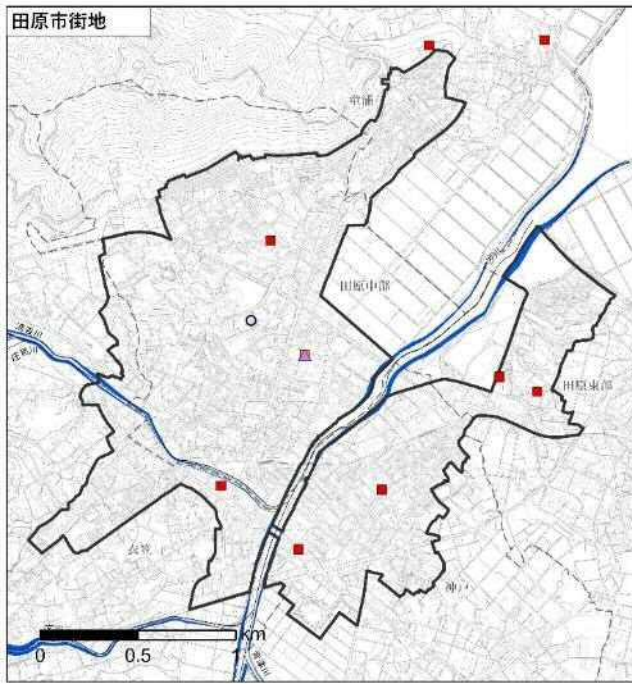


図 54 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深 3m 以上が想定される施設はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所が泉地区に 1 か所あります。

福祉施設で浸水深 3m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5~3mが想定されている箇所は、神戸地区で 1 か所、田原中部地区で 1 か所、泉地区で 1 か所あり、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、中山地区で 1 か所あります。

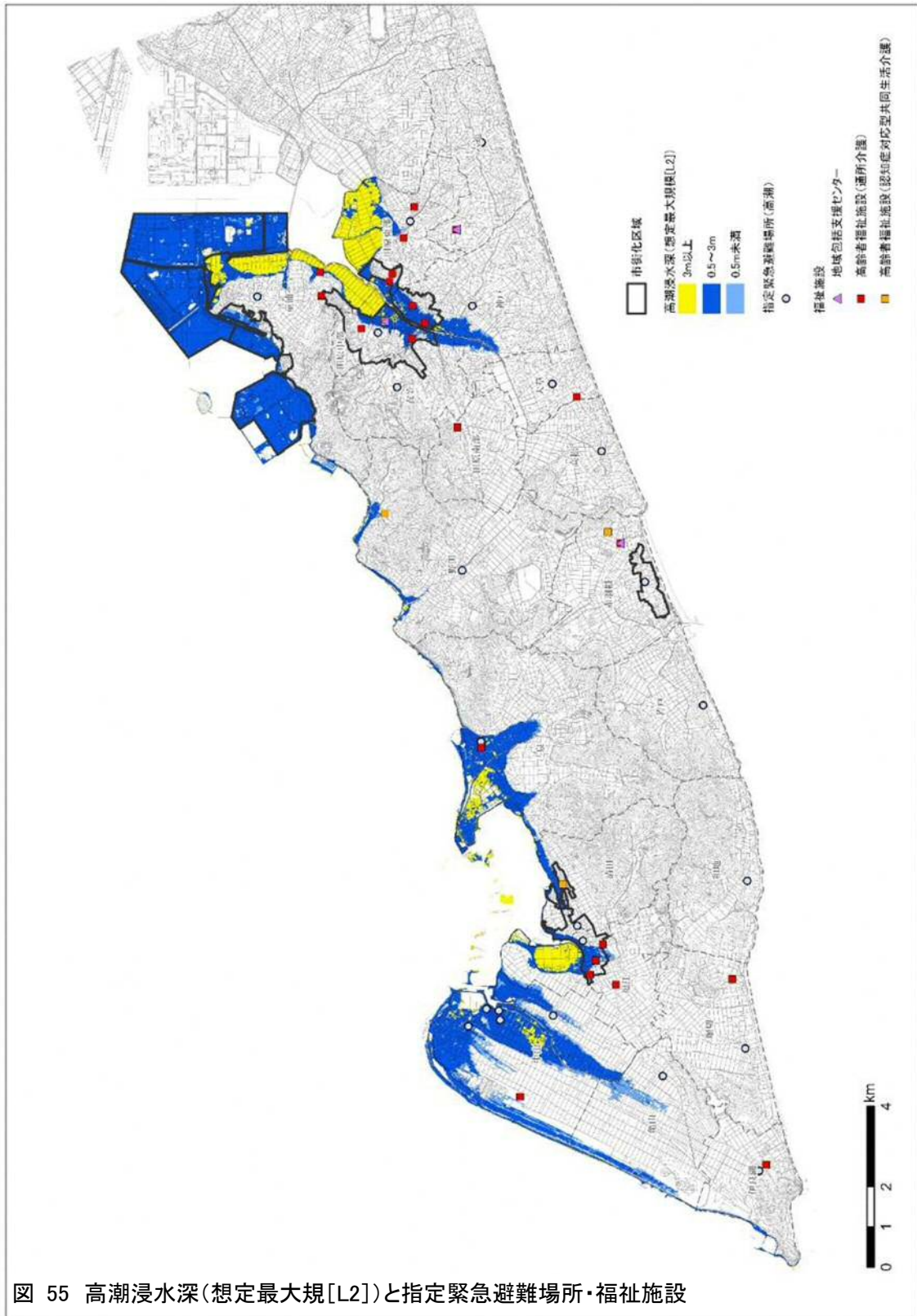


図 55 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設

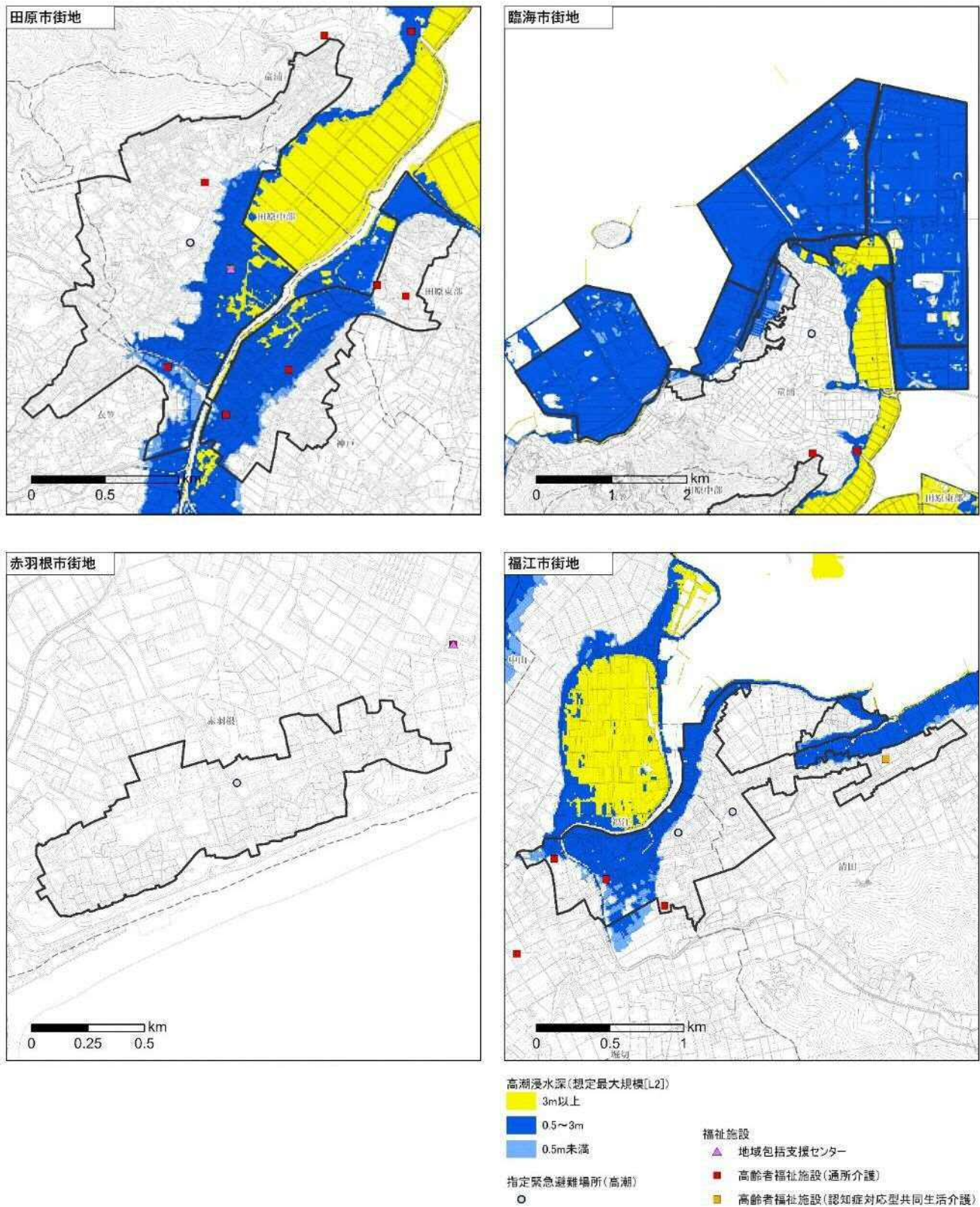
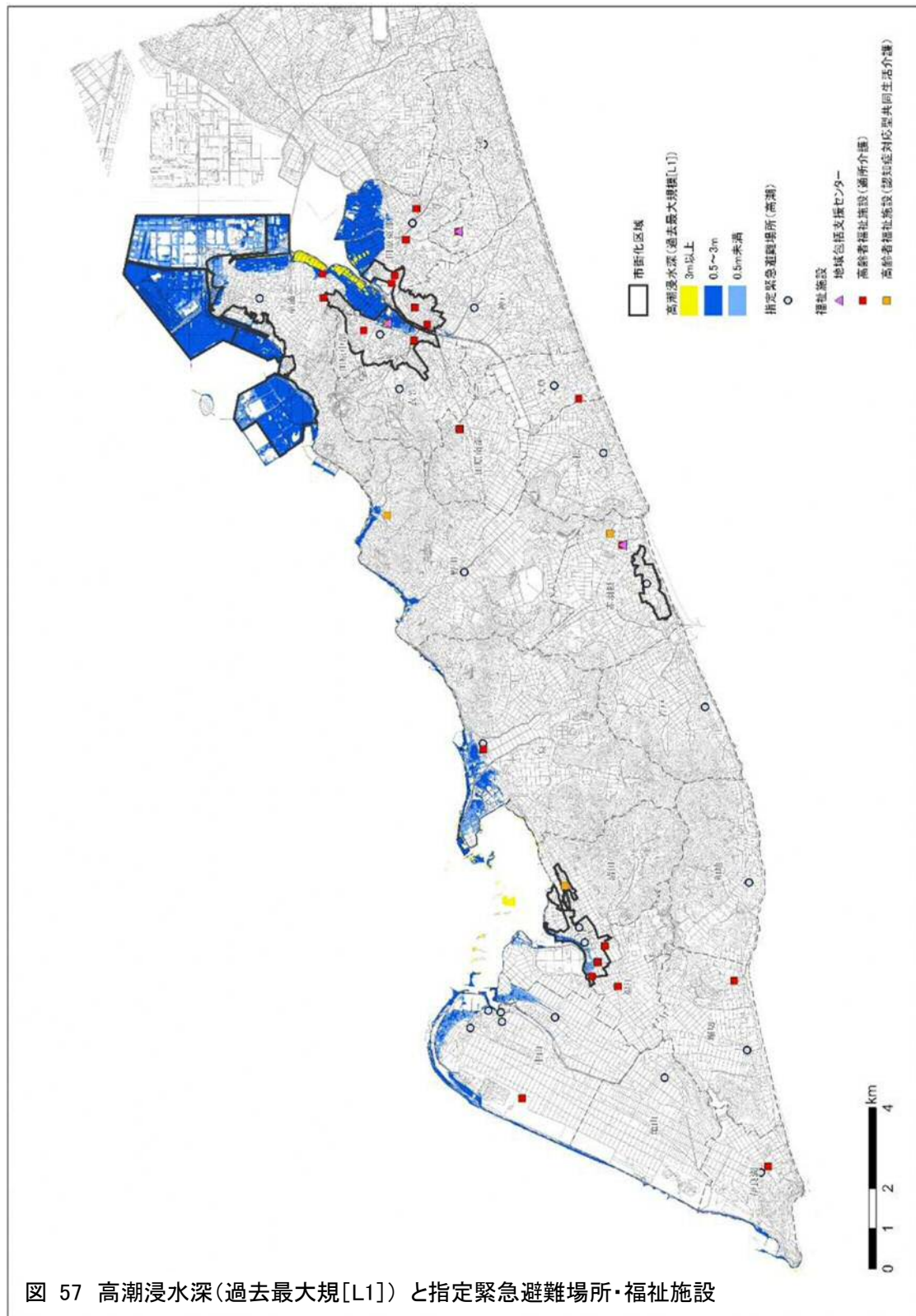


図 56 高潮浸水深(想定最大規[L2])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で浸水が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深 0.5m 以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深 0.5m未満が想定されている箇所は、田原中部地区で1か所、泉地区で1か所あります。



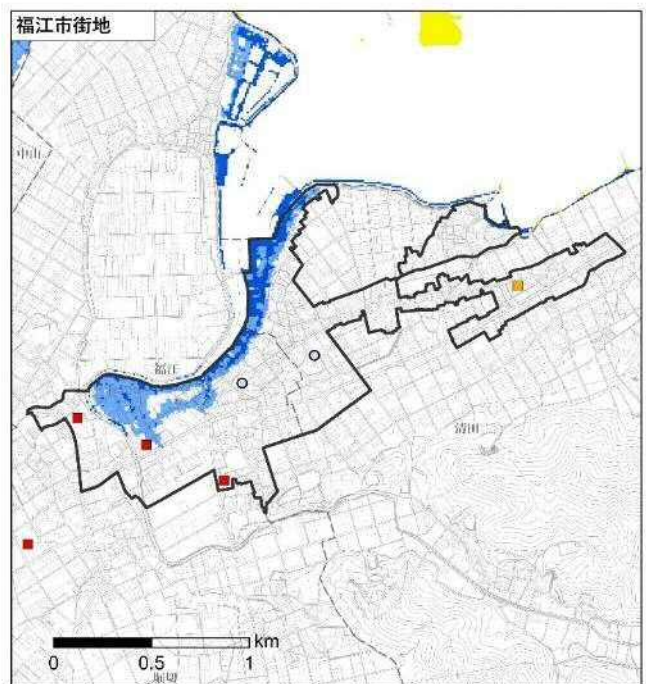
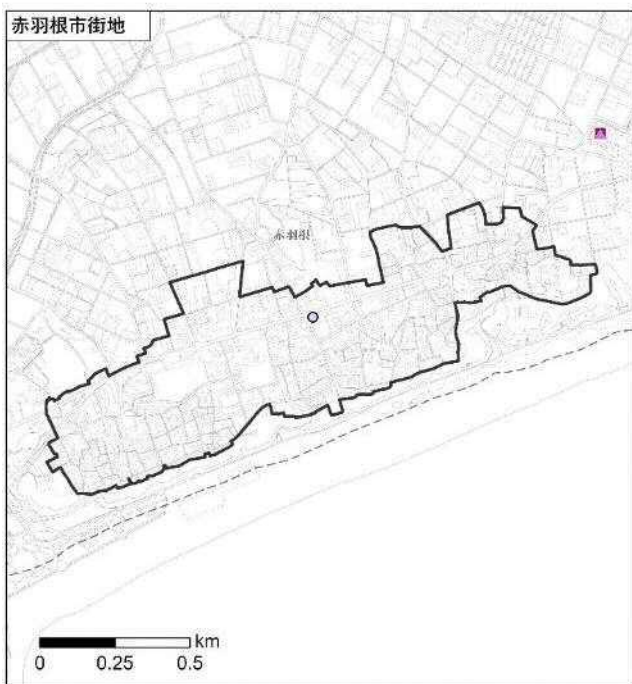
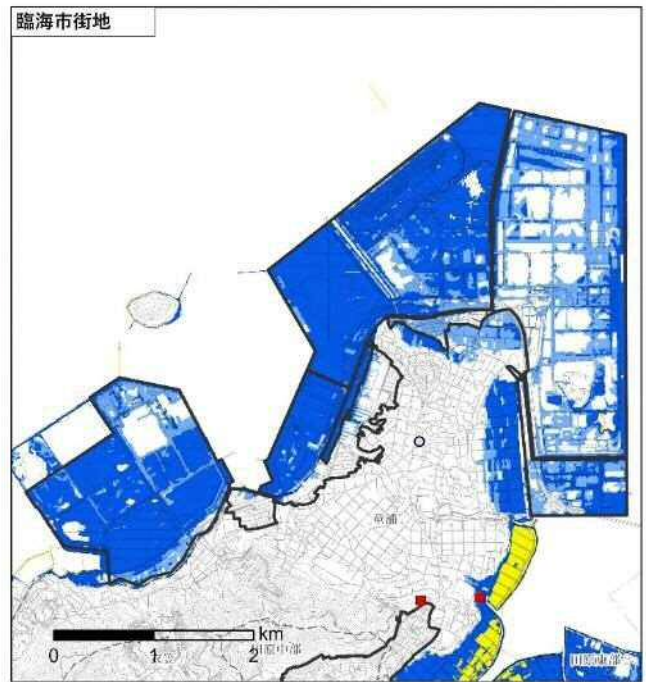
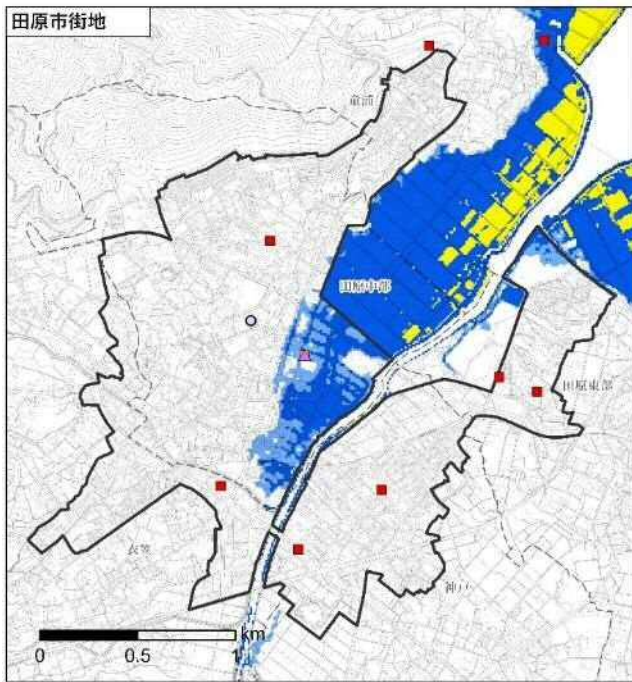
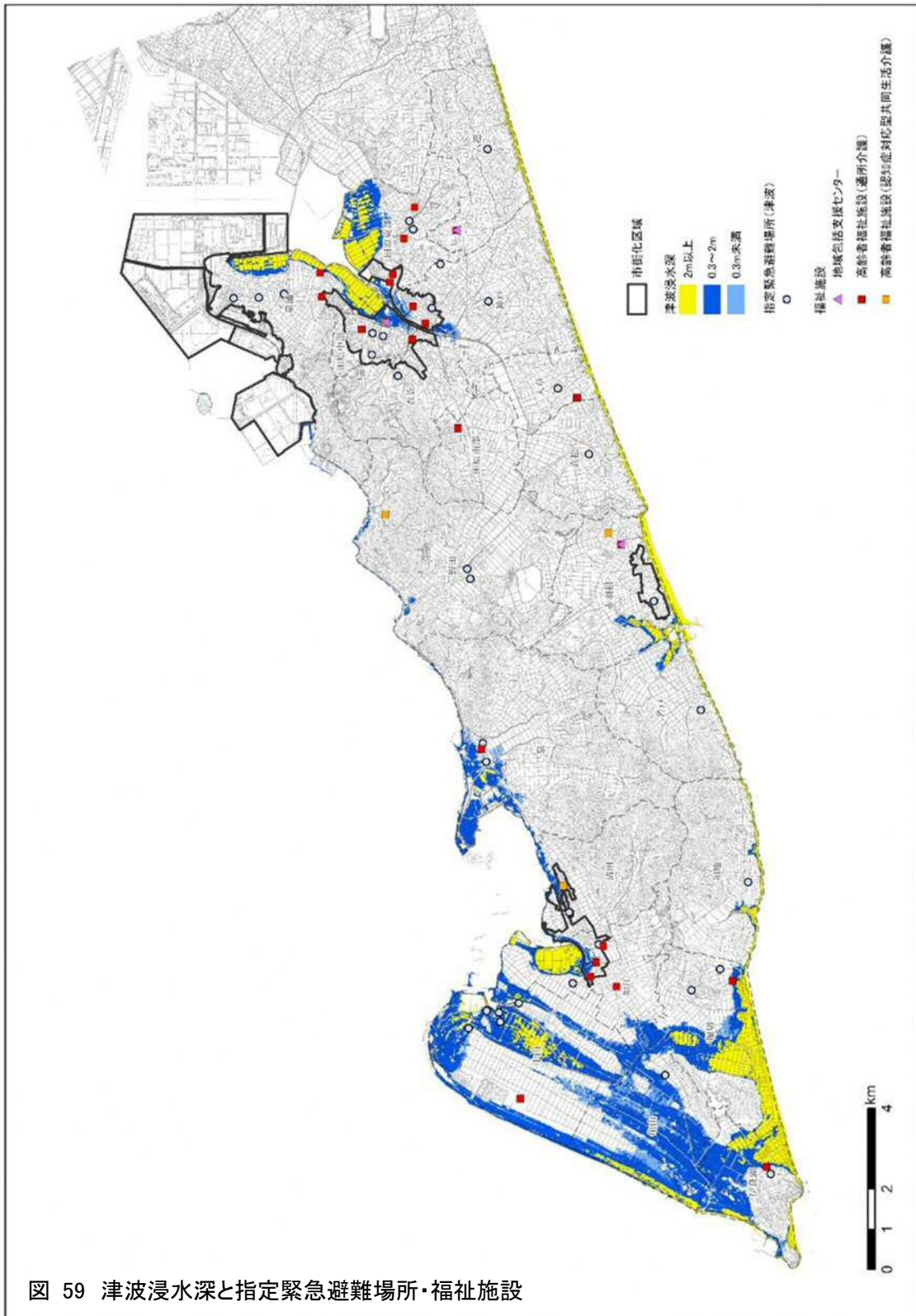


図 58 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[津波浸水深×指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(地震避難所)で浸水深2m以上が想定される施設はありません。

福祉施設で浸水深2m以上が想定されている箇所はありませんが、浸水深0.3~2mが想定されている箇所は、泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている箇所は、神戸地区で1か所、田原中部地区で1か所、堀切地区で1か所あります。



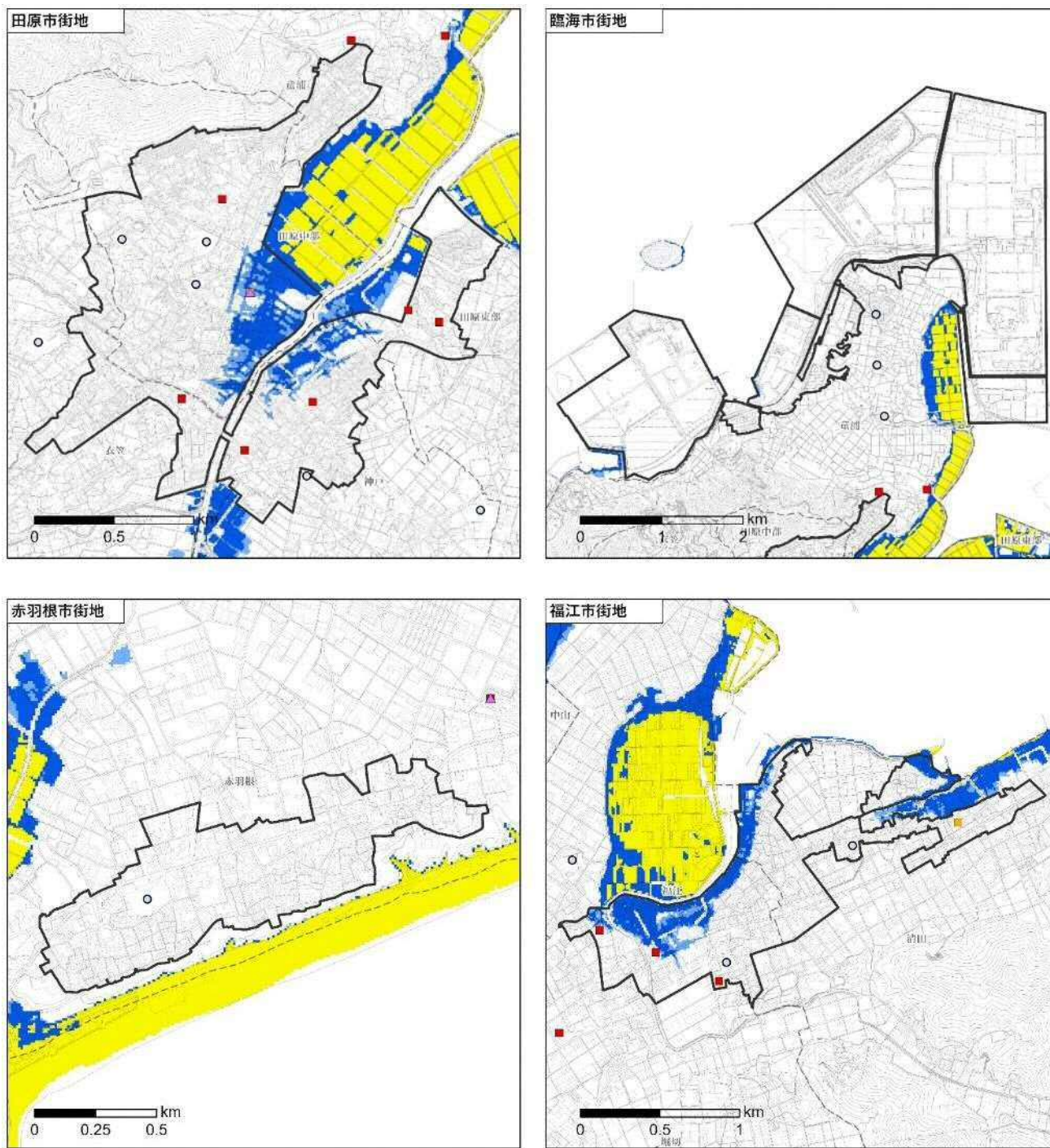


図 60 津波浸水深と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

[土砂災害 × 指定緊急避難場所・福祉施設]

緊急避難場所(風水害避難所)で土砂災害による被害のおそれがある施設は、野田地区に 1 か所あります。
 (土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内の施設)

福祉施設で土砂災害による被害のおそれがある施設はありません。

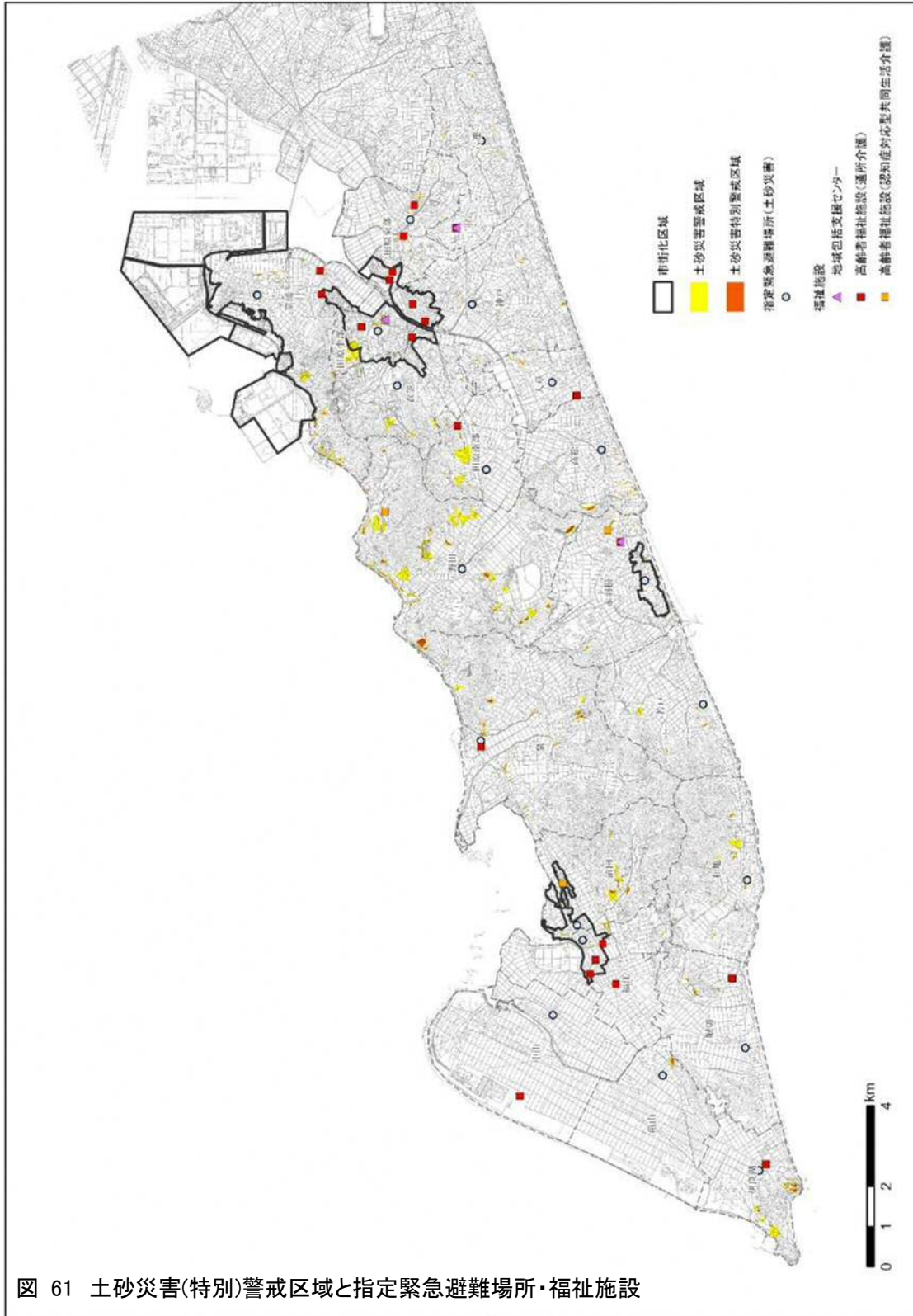
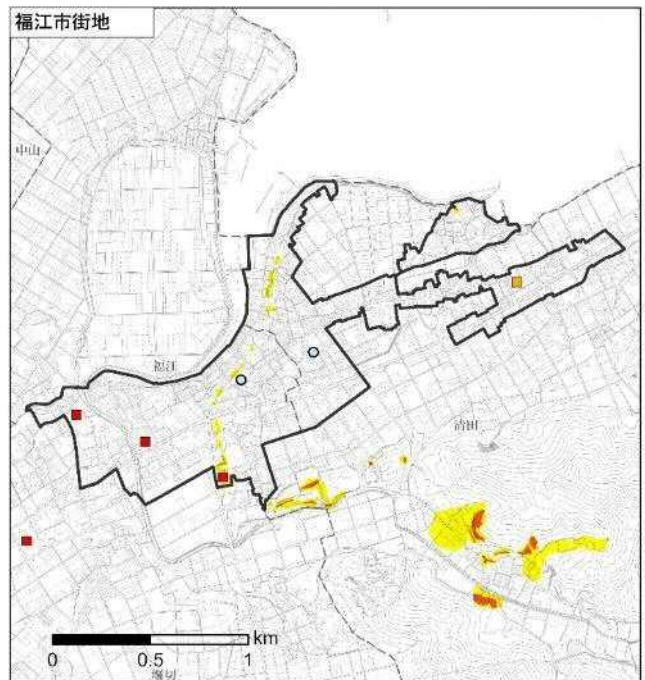
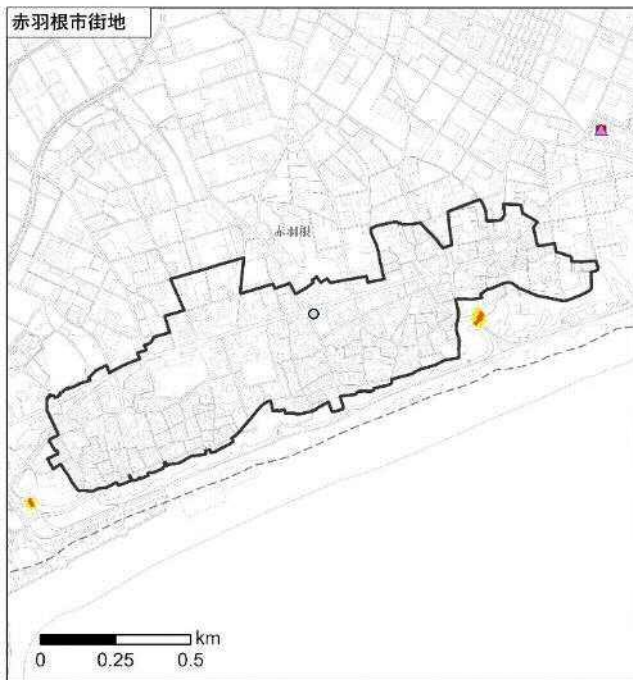
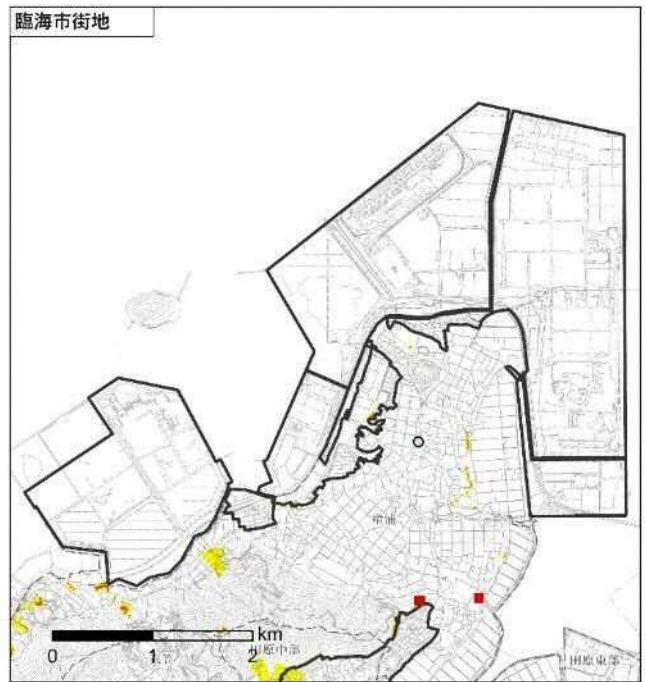
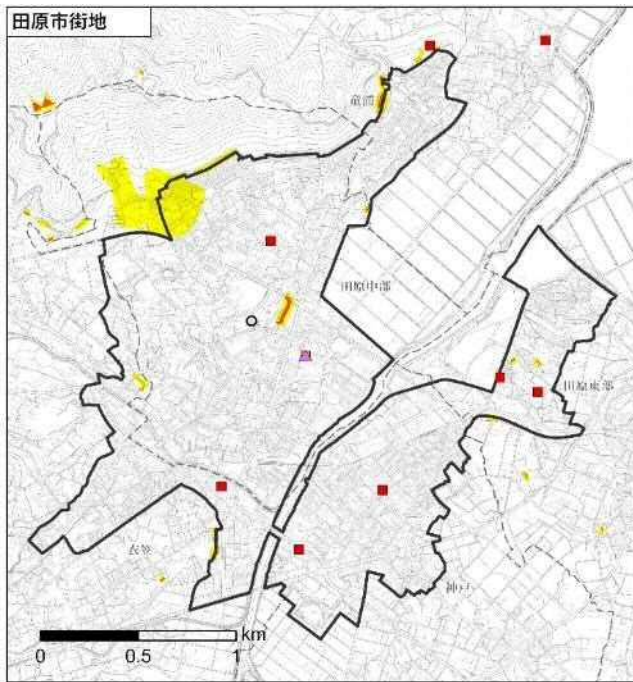


図 61 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設



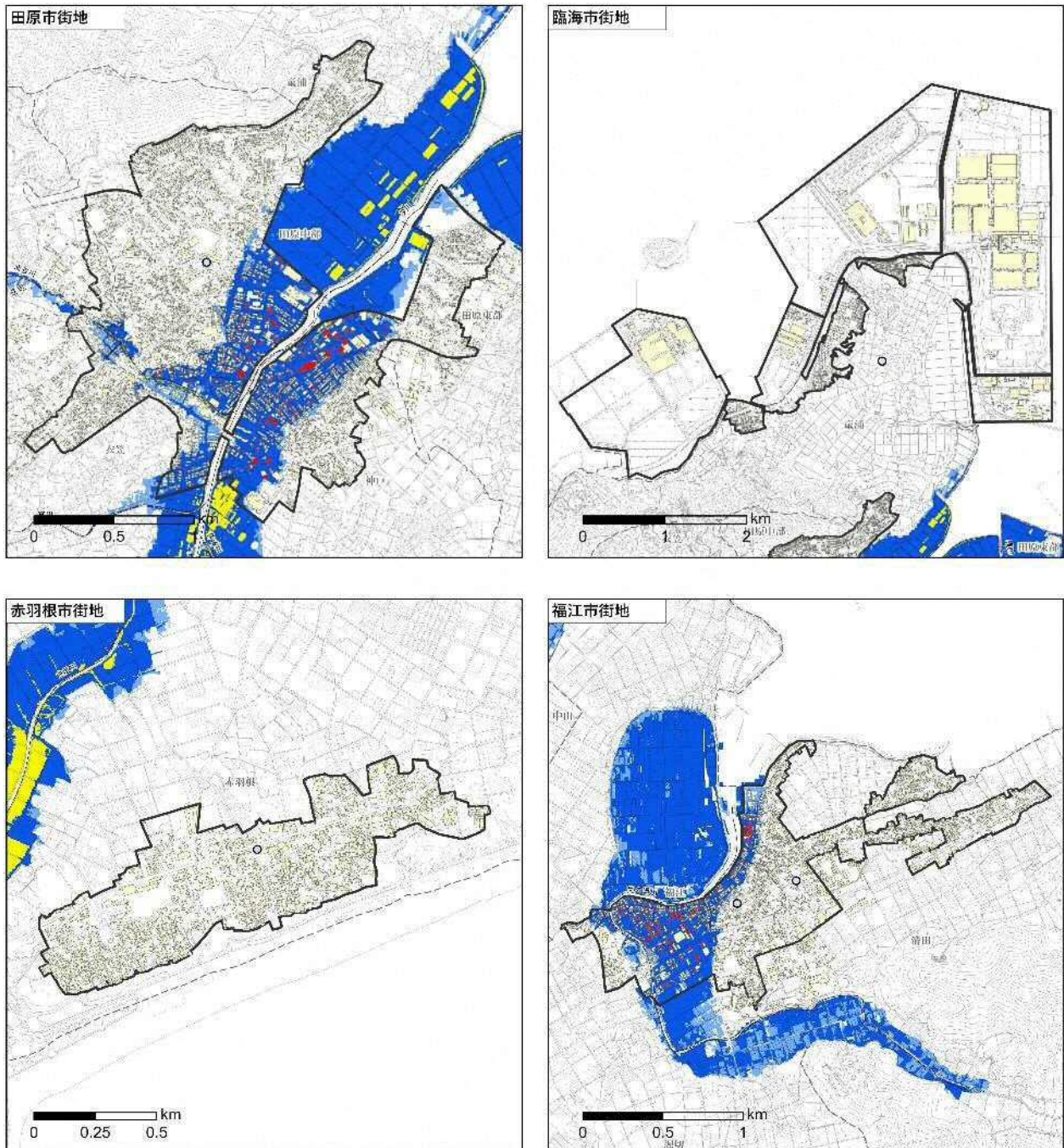
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 指定緊急避難場所(土砂災害)
- 福祉施設
地域包括支援センター
- 高齢者福祉施設(通所介護)
- 高齢者福祉施設(認知症対応型共同生活介護)

図 62 土砂災害(特別)警戒区域と指定緊急避難場所・福祉施設 市街地拡大図

④ 垂直避難することが出来るか

[洪水 浸水深(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上の想定区域に、1 階建ての建物が多く存在します。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	4.5%
臨海	0.0%
赤羽根	0.0%
福江	8.2%



図 63 洪水浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

[洪水 浸水深(計画規模[L1]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上の想定区域に、1 階建ての建物が存在します。

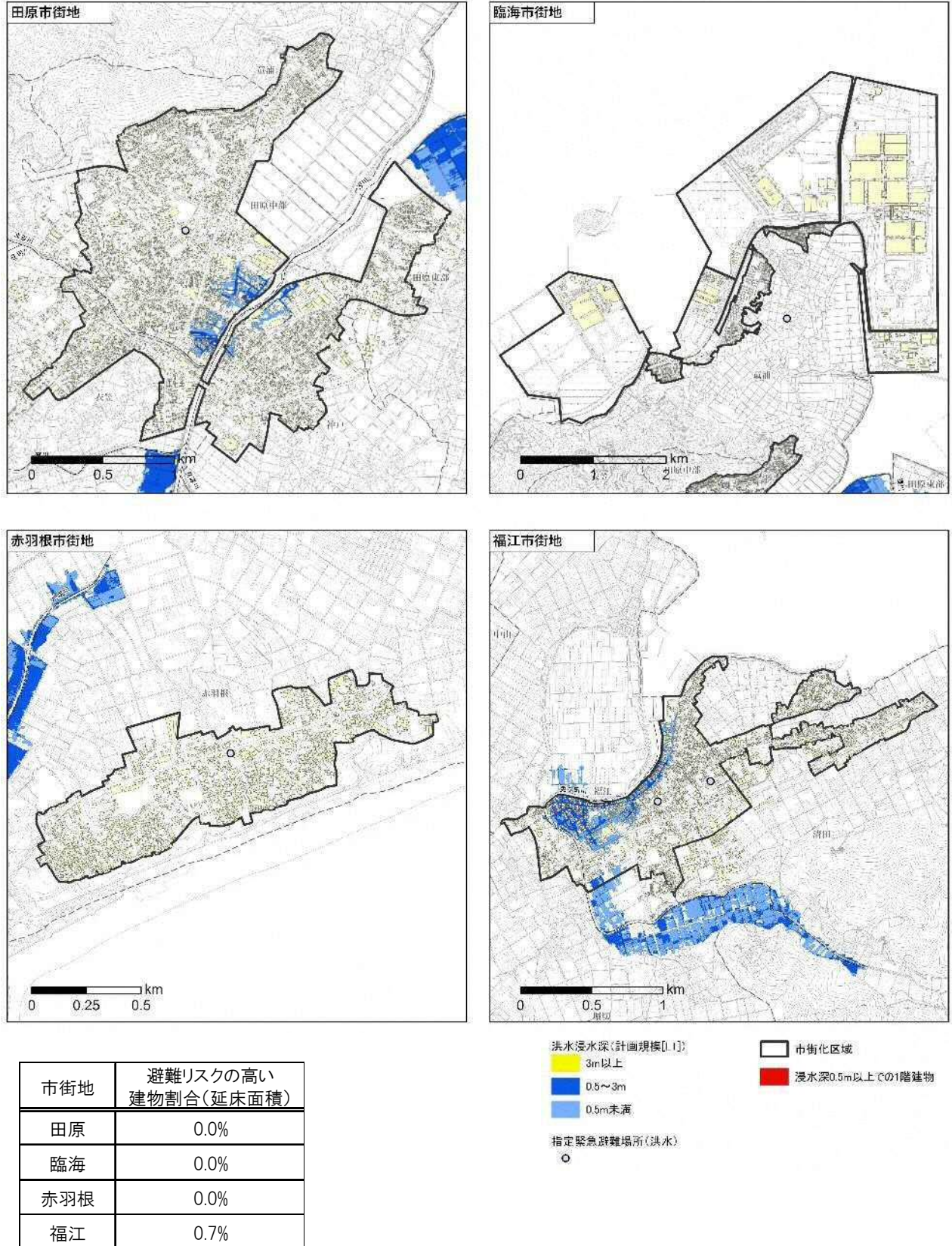


図 64 洪水浸水深(計画規模[L1])と建物階数

[洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地及び福江市街地において、家屋倒壊等氾濫想定区域に建物が存在し、家屋流出等のおそれがあります。

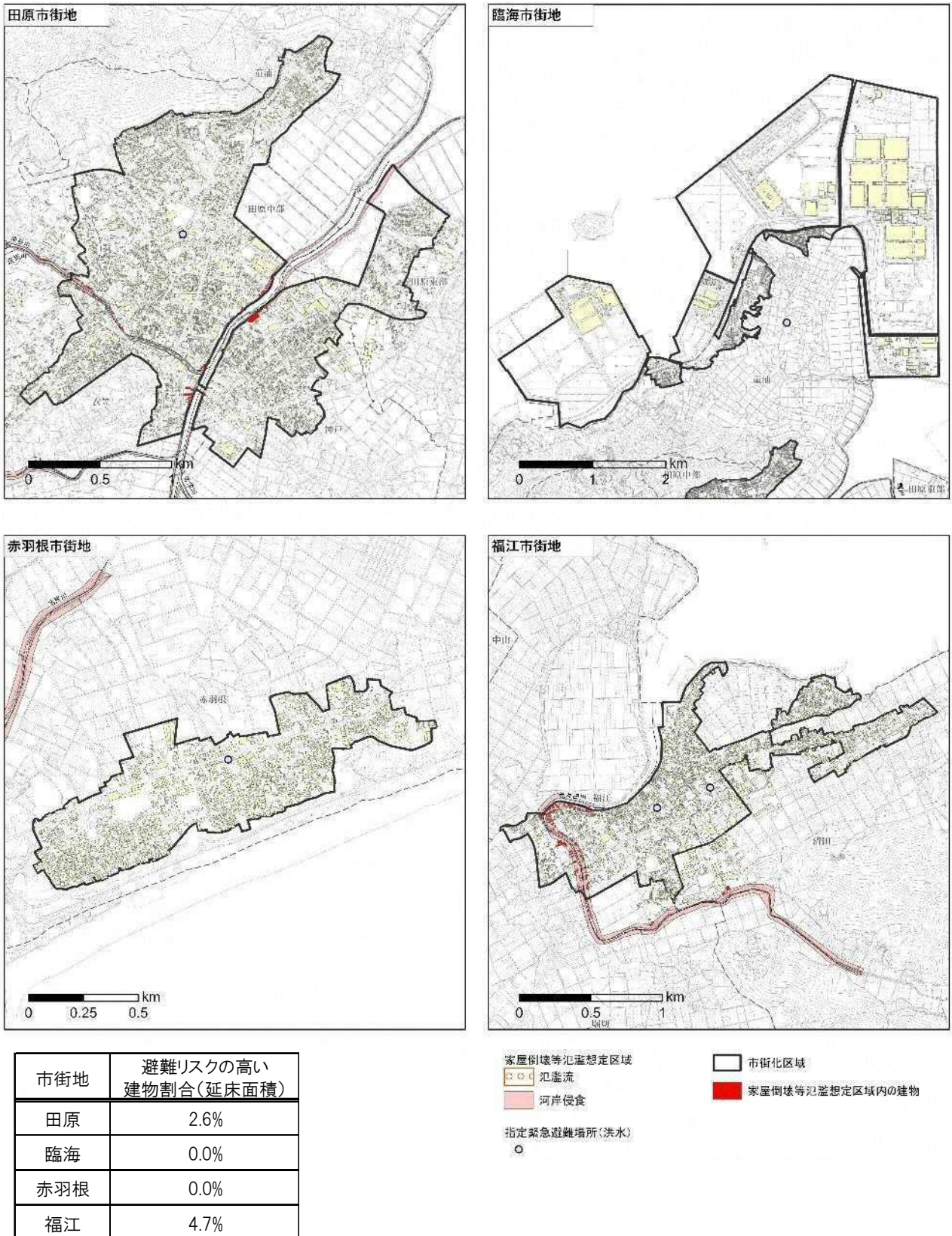
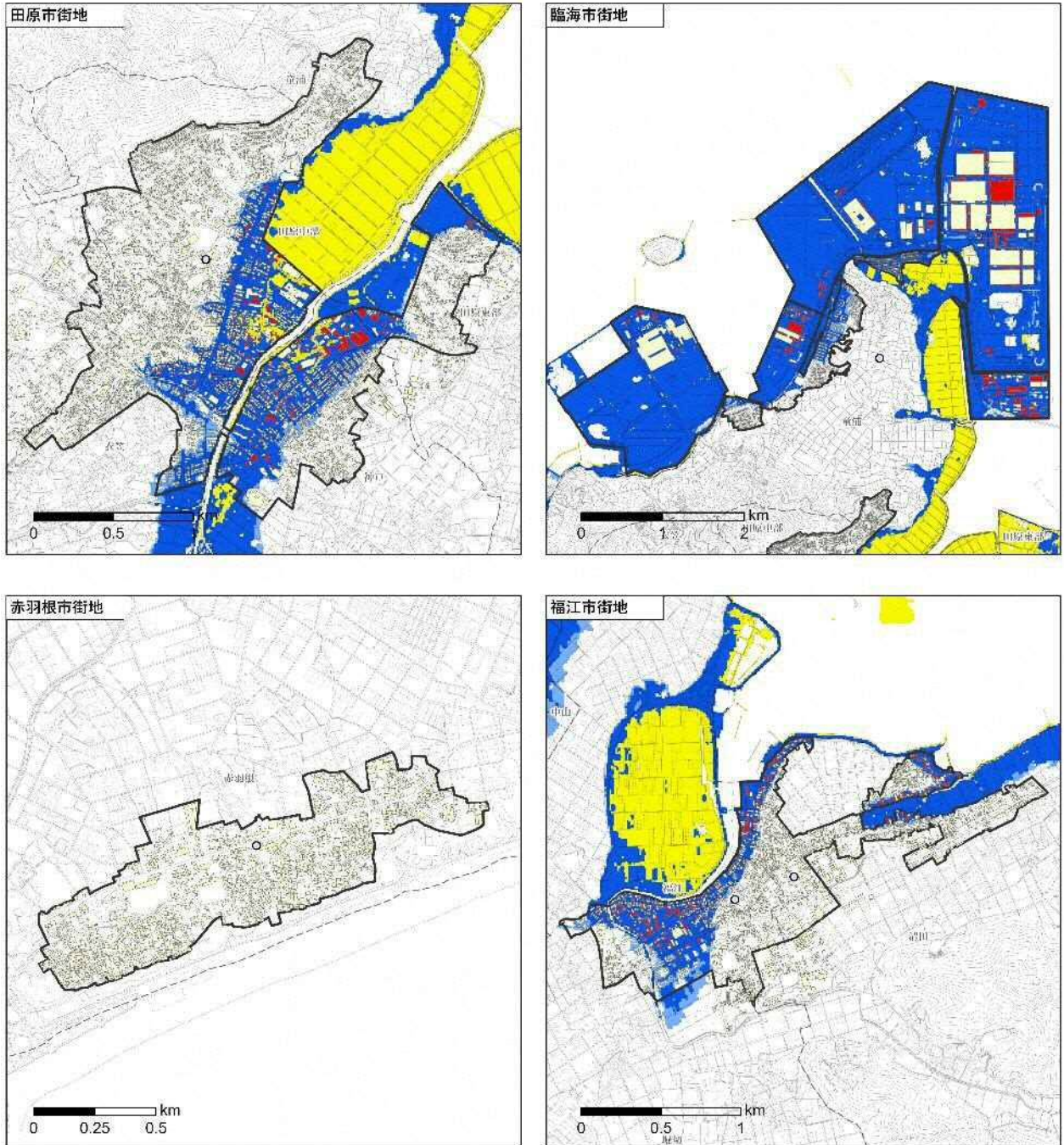


図 65 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模[L2])と建物立地

[高潮 浸水深(想定最大規模[L2]) × 建物]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深 0.5m 以上での 1 階建ての建物及び 2 階部分が浸水する可能性がある浸水深 3m 以上での 2 階建ての建物が存在します。

このうち約 2 割の建物が臨海市街地に存在し、このほとんどは工場又は運輸倉庫です。



市街地	避難リスクの高い 建物割合(延床面積)
田原	6.4%
臨海	22.4%
赤羽根	0.0%
福江	12.0%



図 66 高潮浸水深(想定最大規模[L2])と建物階数

[高潮 浸水深(過去最大規模[L1]) × 建物]

田原市街地、臨海市街地及び福江市街地において、床上浸水のおそれがある浸水深0.5m以上の想定区域で1階建ての建物が存在します。

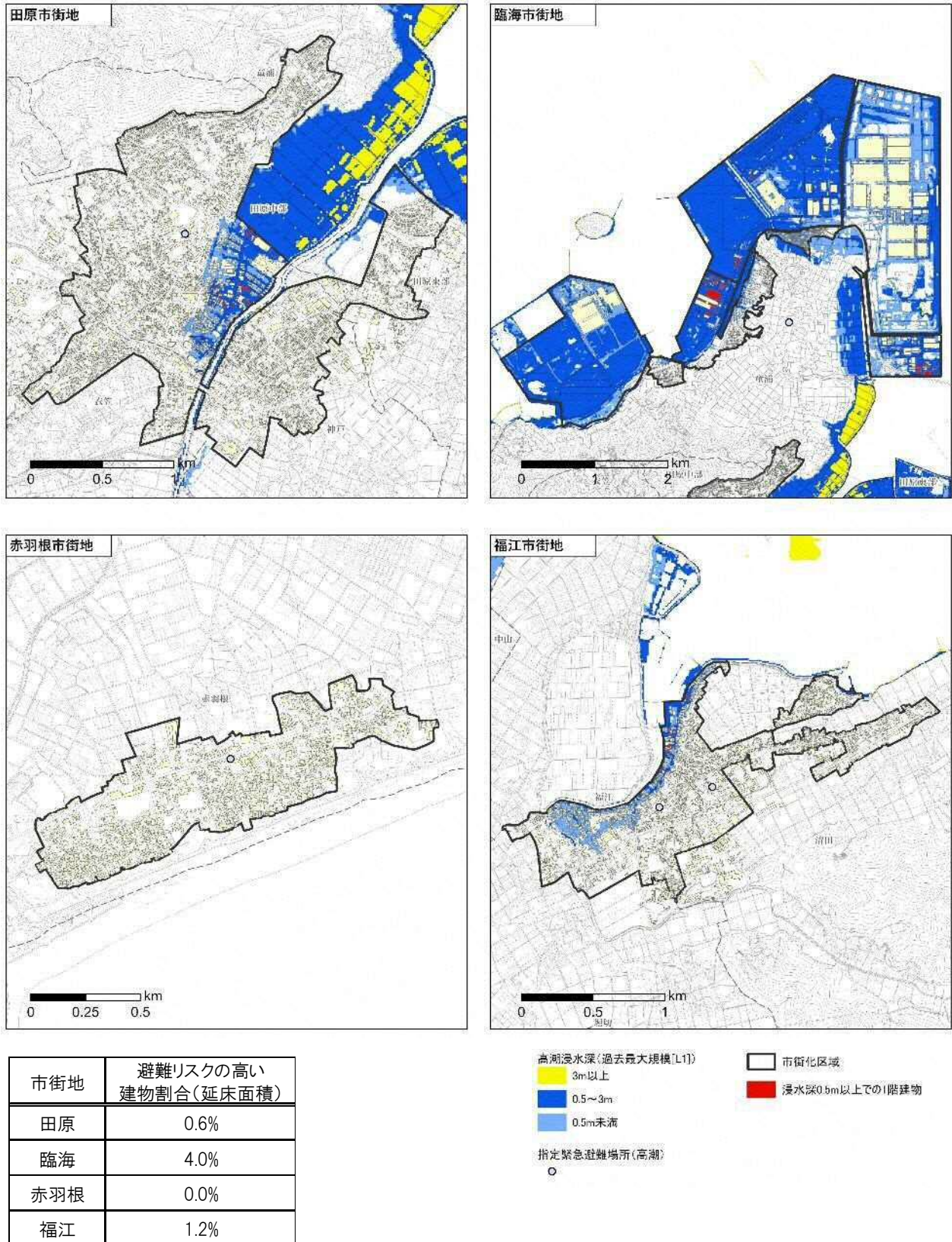


図 67 高潮浸水深(過去最大規模[L1])と建物階数

[津波浸水深×建物]

田原市街地及び福江市街地において、人的被害が生じ始める浸水深 0.3m 以上(～2m)の想定区域で 1 階建ての建物が存在しています。

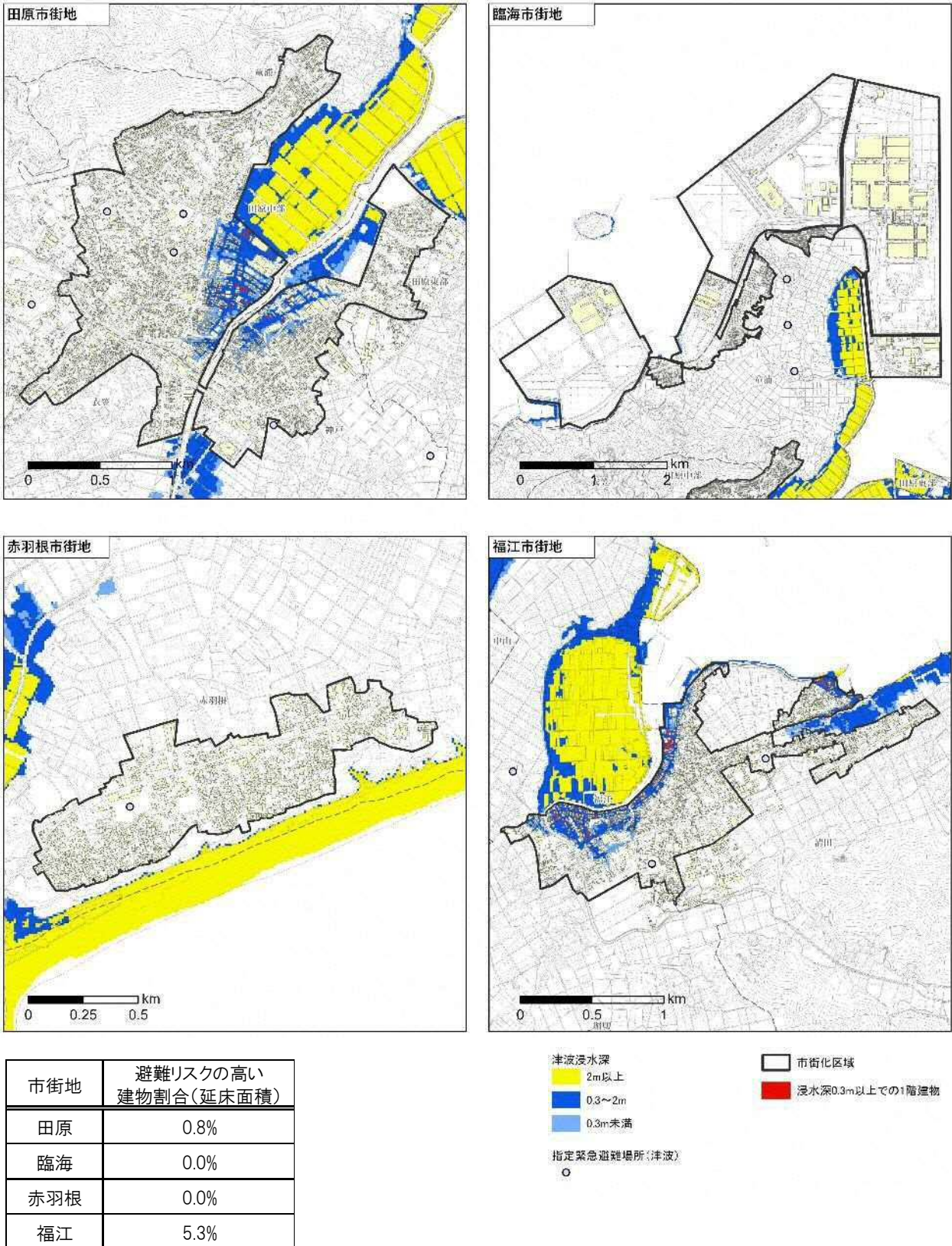


図 68 津波浸水深と建物階数

4 課題の整理

前項目までで整理した災害リスクの課題をまとめると、下記の通りとなります。

① 洪水における主な課題

[想定最大規模[L2]]

- ・ 田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深2m未満の浸水被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な1階建ての建物が存在します。
- ・ 福江市街地では12～24時間の浸水(0.5m以上)が継続するおそれがあります。
- ・ 河川隣接地では河岸が侵食されるおそれがあり、家屋流出のおそれがある建物も存在します。
- ・ 市街化調整区域にある居住地等において、河川付近で浸水深2m未満の被害が生じるおそれのある地区があります。(田原東部地区、野田地区、高松地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や泉地区では災害時要援護者の割合が高くなっています。(※計画規模[L1]においても同様)
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原東部地区及び田原中部地区)あり、浸水深0.5m未満が想定されている箇所が泉地区で1か所あります。
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水継続時間が12時間未満に想定されている箇所が各1か所(田原東部地区、田原中部地区及び泉地区)あります。

[計画規模[L1]]

- ・ 田原市街地で概ね浸水深0.5m未満、福江市街地で概ね浸水深1m未満の浸水被害が生じるおそれのある範囲が広がっています。
- ・ 市街化調整区域にある住宅地等において、河川付近で浸水深2m未満の被害が生じるおそれのある地区があります。(田原東部地区)
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所は、田原東部地区で1か所あります。

② 高潮における主な課題

[想定最大規模[L2]]

- ・ 田原市街地で概ね浸水深3m未満、臨海市街地の住宅地及び福江市街地で概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な建物が存在します。
- ・ 市街化調整区域にある住宅地等において、三河湾沿岸部で浸水深3m未満の高潮被害が生じるおそれのある地区があります。(野田地区、中山地区、泉地区)
- ・ 福江市街地や野田地区、中山地区、泉地区では災害時要援護者の割合が高くなっています。
(※過去最大規模[L1]においても同様)
- ・ 緊急避難場所(風水害避難所)で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が泉地区に1か所あります。
- ・ 福祉施設で浸水深0.5～3mが想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原中部地区及び泉地区)あり、浸水深0.5m未満が想定されている箇所が中山地区で1か所あります。

[過去最大規模[L1]]

- ・ 田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深1m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲が広がっており、垂直避難が困難な1階建ての建物も存在します。臨海市街地の住宅地で概ね浸水深0.5m未満の高潮被害が生じるおそれのある範囲があります。
- ・ 市街化調整区域の住宅地等がある三河湾沿岸部において、概ね浸水深2m未満の高潮被害が生じる

おそれのある地区があります。(野田地区、泉地区)

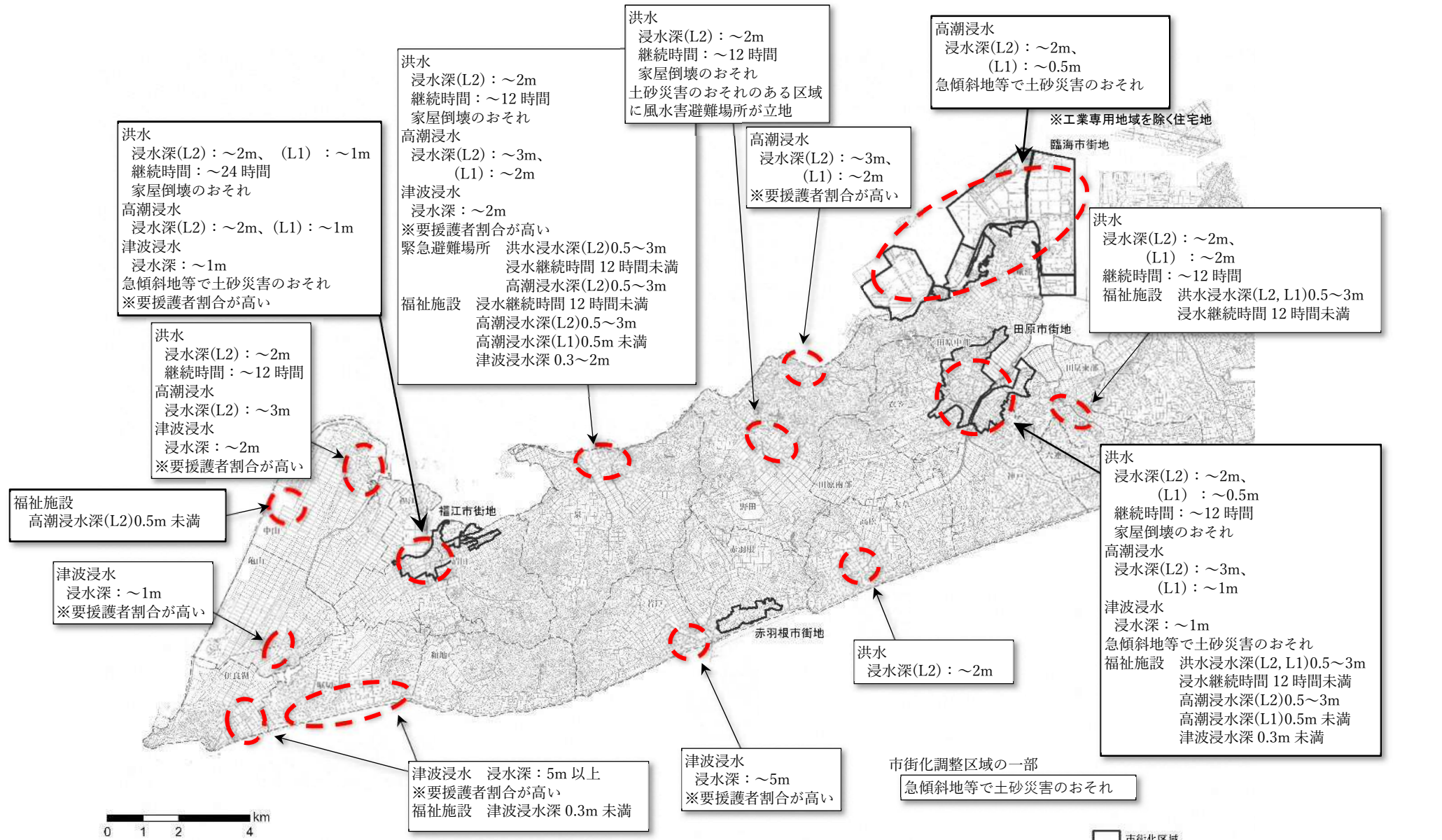
- ・福祉施設で浸水深0.5m未満が想定されている箇所が各1か所(田原中部地区及び泉地区)あります。

③ 津波における主な課題

- ・田原市街地及び福江市街地で概ね浸水深1m未満の津波被害が生じるおそれのある範囲が広がっています。
- ・市街化調整区域の住宅地等がある沿岸部において、太平洋沿岸部の地区では浸水深5m以上、三河湾沿岸部の地区では概ね浸水深2m未満の津波被害が生じるおそれのある地区があります。(若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、亀山地区、中山地区、泉地区)
- ・福江市街地や若戸地区、堀切地区、伊良湖地区、中山地区、亀山地区、泉地区では災害時要援護者の割合が高くなっています。
- ・福祉施設で浸水深0.3～2mが想定されている箇所が泉地区で1か所あり、浸水深0.3m未満が想定されている箇所が各1か所(神戸地区、田原中部地区及び堀切地区)あります。

④ 土砂災害における主な課題

- ・田原市街地、臨海市街地及び福江市街地に、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。
- ・市街化調整区域において、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域があります。(田原南部地区、野田地区、和地地区、伊良湖地区、清田地区)
- ・野田地区において、急傾斜地の崩壊による土砂災害のおそれのある区域に緊急避難場所(風水害避難所)が1施設立地しています。



この図は主な居住地における災害リスクの状況を示したもので、
 図で示した箇所以外でも災害による被害が生じるおそれがあります。

□ 市街化区域
 ※ L2：想定最大規模
 L1：計画規模（洪水）、過去最大規模（高潮）

田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市計画マスタープラン等改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の定数及び選任)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 職務代理者 1人
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員（その代理者を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。